

修 正 案	現 行	備 考
<p>石川県地域防災計画 <u>地震災害対策編</u> (平成24年修正) (案)</p>	<p>石川県地域防災計画 <u>震災対策編</u> (平成23年修正)</p>	

修 正 案	現 行	備 考								
<h2>第1章 総 則</h2> <p>第1節 目的 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、<u>地震</u>の災害から県土並びに県民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。</p> <p>第2節 性格及び基本方針</p> <p>1 性格 この計画は、地震対策の一貫性を保つため、現行の「石川県地域防災計画」中の地震に係る対策等を体系化したもので、「石川県地域防災計画」の「<u>地震災害対策編</u>」とする。 なお、「石川県地域防災計画」の「津波災害対策編」とは重なるところもあるので、両編合わせて震災対策のために活用されるべきものとする。</p> <p>2 基本方針 (1) 用語 (略) (2) 基本方針 この計画は、<u>震災対策</u>のうち主として地震の揺れに伴う被害を対象に、県、市町、防災関係機関、事業所及び県民がとるべき基本的事項等を定めたものである。 県、市町及び防災関係機関は、<u>地震災害時の被害を最小化する「減災」</u>の考え方を防災の基本方針とし、それぞれ全機能を有効に發揮し、相互に協力して、<u>さまざまな対策を組み合わせた総合的な地震防災対策</u>を講じるものとする。 このため、県、市町及び防災関係機関は、実施計画の作成などにより本計画の具体化を図るとともに、常に本県をとりまく諸条件を見極め、必要に応じて修正を加えるなど、その弾力的な運用を図る。 また、事業者及び県民は、それぞれ自助・共助の精神に基づいて自ら<u>地震災害</u>への備えの充実に努めることが大切である。</p>	<h2>第1章 総 則</h2> <p>第1節 目的 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、<u>地震及び津波</u>の災害から県土並びに県民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。</p> <p>第2節 性格及び基本方針</p> <p>1 性格 この計画は、地震対策の一貫性を保つため、現行の「石川県地域防災計画」中の地震に係る対策等を体系化したもので、「石川県地域防災計画」の「<u>震災対策編</u>」とする。</p> <p>2 基本方針 (1) 用語 (略) (2) 基本方針 この計画は、県、市町、防災関係機関、事業所及び県民がとるべき基本的事項等を定めたものである。 県、市町及び防災関係機関がそれぞれ全機能を有効に發揮し、相互に協力して防災対策に万全を期すとともに、防災基盤の整備、推進に努める。 このため、県、市町及び防災関係機関は、実施計画の作成などにより本計画の具体化を図るとともに、常に本県をとりまく諸条件を見極め、必要に応じて修正を加えるなど、その弾力的な運用を図る。 また、事業者及び県民は、それぞれ自助・共助の精神に基づいて自ら災害への備えの充実に努めることが大切である。</p>									
第3節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	第3節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部管区警察局</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ <u>津波警報等</u>の伝達に關すること。 </td></tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	中部管区警察局	<ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ <u>津波警報等</u>の伝達に關すること。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部管区警察局</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ <u>津波予報</u>の伝達に關すること。 </td></tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	中部管区警察局	<ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ <u>津波予報</u>の伝達に關すること。 	
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱									
中部管区警察局	<ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ <u>津波警報等</u>の伝達に關すること。 									
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱									
中部管区警察局	<ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ <u>津波予報</u>の伝達に關すること。 									

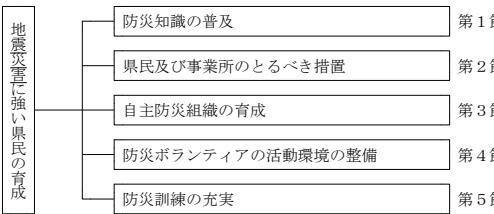
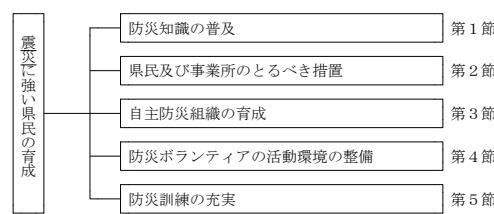
修 正 案	現 行	備 考
<p>北陸農政局 <u>(農林水産省生産局)</u> <u>(災害用米穀)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国営農業用施設の整備及びその防災管理並びに災害復旧農地及び農業用施設災害復旧事業費の査定に関すること。 ・災害時における病害虫の防除及び種苗の需給計画、家畜等の管理衛生及び飼料の需給計画並びに生鮮食品等の地域的需給計画の作成の指導に関すること。 ・土地改良機械及び技術者の配置の現況の把握並びにその緊急使用と動員に関すること。 ・災害金融についての指導に関すること。 ・災害時における応急用食料の調達・供給に関すること。 	<p>北陸農政局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国営農業用施設の整備及びその防災管理並びに災害復旧農地及び農業用施設災害復旧事業費の査定に関すること。 ・災害時における病害虫の防除及び種苗の需給計画、家畜等の管理衛生及び飼料の需給計画並びに生鮮食品等の地域的需給計画の作成の指導に関すること。 ・土地改良機械及び技術者の配置の現況の把握並びにその緊急使用と動員に関すること。 ・災害金融についての指導に関すること。 ・災害時における応急用食料の調達・供給に関すること。 	
<p>北陸地方整備局 <u>(金沢河川国道事務所)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・手取川、梯川の直轄区域内における河川管理に関すること。 ・手取川、梯川の直轄工事区域内における河川改修及び維持補修並びに災害復旧に関すること。 ・手取川ダムの管理及び堰堤維持に関すること。 ・手取川、梯川の直轄区域の水防警報に関すること。 ・手取川、梯川の直轄区域内の洪水予報（金沢地方気象台共同発表）に関すること。 ・手取川直轄区域内の砂防工事<u>及び災害復旧</u>に関すること。 ・土砂災害緊急情報の発表等に関すること。 ・松任、美川、根上、小松、片山津直轄区域内の海岸工事に関すること。 ・松任、美川、根上、小松、片山津直轄区域内の水防警報に関すること。 ・一般国道指定区間における通行の確保、維持管理及び災害予防、災害復旧に関すること。 <u>(削除)</u> ・国が行う海洋汚染の防除に関すること。 ・油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関する指導。 ・緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施。 	<p>北陸地方整備局 <u>(金沢河川国道事務所)</u> <u>(金沢港湾・空港整備事務所)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・手取川、梯川の直轄区域内における河川管理に関すること。 ・手取川、梯川の直轄工事区域内における河川改修及び維持補修並びに災害復旧に関すること。 ・手取川ダムの管理及び堰堤維持に関すること。 ・手取川、梯川の直轄区域の水防警報に関すること。 ・手取川、梯川の直轄区域内の洪水予報（金沢地方気象台共同発表）に関すること。 ・手取川直轄区域内の砂防工事に関すること。 ・松任、美川、根上、小松直轄区域内の海岸工事に関すること。 ・松任、美川、根上、小松直轄区域内の水防警報に関すること。 ・一般国道指定区間における通行の確保、維持管理及び災害予防、災害復旧に関すること。 ・<u>港湾、空港等に関する國の直轄土木工事及びその災害復旧</u>に関すること。 ・国が行う海洋汚染の防除に関すること。 ・油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関する指導。 ・緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施。 	
<p>北陸地方整備局 <u>(金沢港湾・空港整備事務所)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>金沢港、七尾港、輪島港及び小松空港に関する國の直轄土木工事及びその災害復旧</u>に関すること。 		

修 正 案	現 行	備 考
<p>第4節 本県の特質と既往の地震災害</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地質及び地盤等の特性と地震の発生状況</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>図 石川県とその周辺における小さな地震まで含めた最近10年間の地震活動 (2000年～2010年、M 2以上・深さ30km以浅、金沢地方気象台のデータから作成) (図省略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 社会的要因とその変化</p> <p>地震災害は、自然的条件に起因する災害と社会的条件によってもたらされる災害が同時複合的に現出するという特徴を持っている。</p> <p>被害を拡大する社会的要因としては、主として次のような点が指摘される。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 交流人口の増大・国際化の進展</p> <p>毎年多くの観光客が本県を訪れるなど、交流人口が増大している。加えて、国境を越えた経済社会活動の拡大とともに、在県・来県外国人も増加している。したがって、災害時要援護者としての旅行者や外国人にも十分配慮する必要がある。</p> <p>(4) 生活環境の変化</p> <p>近代生活を営むに当たっては、電気、水道、ガス等のライフラインに加え、携帯電話やインターネットなどの情報通信ネットワーク等は欠かせないものとなっているが、生活水準の向上に伴い、これらは急速に整備されてきている。</p> <p>このため、いったん地震が発生すると、生活面及び情報面での不安が増大し、心理的にも危険な状態におちいることが予想される。</p> <p>(5) 住民の共同意識の変化</p> <p>(略)</p> <p>(6) 交通機関の発達</p> <p>(略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 県内の活断層</p> <p>活断層は、一般的に最近の地質時代に繰り返し活動し、将来も活動することが推定される断層を活断層といい、地質時代の第四紀、約200万年前から現代までの間に動いたと見られる断層である。</p> <p>(削除)</p> <p>能登地方には丘陵地が広がっており、羽咋から七尾にかけての丘陵地帯を断ち切るように邑知渦断層帯（眉丈山第1・同第2断層、石動山断層）が南西から北東に延びている。これらの活断層は、この丘陵地と低地に挟まれた断層帶</p>	<p>第4節 本県の特質と既往の地震災害</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地質及び地盤等の特性と地震の発生状況</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>図 石川県とその周辺における小さな地震まで含めた最近の地震活動 (M 2以上で、深さ30km以浅)「京都大学のデータから作成」 (図省略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 社会的要因とその変化</p> <p>地震災害は、自然的条件に起因する災害と社会的条件によってもたらされる災害が同時複合的に現出するという特徴を持っている。</p> <p>被害を拡大する社会的要因としては、主として次のような点が指摘される。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 生活環境の変化</p> <p>近代生活を営むに当たっては、電話、電気、水道、ガス等は欠かせないものとなっているが、生活水準の向上に伴い、これらは急速に整備されてきている。</p> <p>このため、いったん地震が発生すると、生活面での不安が増大し、心理的にも危険な状態におちいることが予想される。</p> <p>(4) 住民の共同意識の変化</p> <p>(略)</p> <p>(5) 交通機関の発達</p> <p>(略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 県内の活断層</p> <p>活断層は、一般的に最近の地質時代に繰り返し活動し、将来も活動することが推定される断層を活断層といい、地質時代の第四紀、約200万年前から現代までの間に動いたと見られる断層である。</p> <p>しかし、毎年動いている断層というものは、我が国にほとんど存在しない。</p> <p>能登地方には丘陵地が広がっており、羽咋から七尾にかけての丘陵地帯を断ち切るように邑知渦断層帯（眉丈山第1・同第2断層、石動山断層）が南西から北東に延びている。これらの活断層は、この丘陵地と低地に挟まれた断層帶</p>	

修 正 案	現 行	備 考
<p>が、地形的にも活断層であることが明瞭である。この活断層は逆断層であり、活動度はB級である。</p> <p>このほか、能登半島には、長さ数km程度の活断層が比較的数多く分布している。金沢市付近では、丘陵地と平野の境い目を森本・富樫断層帯が北北東～南南西方向に延びている。この活断層も活動度B級の逆断層である。</p> <p>県内の両白山地には、明瞭な活断層は知られていないが、この山地の東部(富山、岐阜県内)に庄川断層帯がある。</p> <p>また、平成19年の能登半島地震を引き起こしたと考えられる活断層は、陸に隣接するように存在する海域の活断層であることが確認されている。したがって、海域の活断層にも注意が必要である。</p> <p>なお、地震は活断層が明らかになっていない地域でも発生しているので、活断層の有無によって地震発生の有無を判断してはならない。</p>	<p>が、地形的にも活断層であることが明瞭である。この活断層は逆断層であり、活動度はB級である。</p> <p>このほか、能登半島には、長さ数km程度の活断層が比較的数多く分布している。金沢市付近では、丘陵地と平野の境い目を森本・富樫断層帯が北北東～南南西方向に延びている。この活断層も活動度B級の逆断層である。</p> <p>県内の両白山地には、明瞭な活断層は知られていないが、この山地の東部(富山、岐阜県内)に庄川断層帯がある。</p> <p>なお、地震は活断層が明らかになっていない地域でも発生しているので、活断層の有無によって地震発生の有無を判断してはならない。</p>	
<p>第5節 地震被害想定調査における地域の危険性</p> <p>1 (略)</p> <p>2 想定地震の設定</p> <p>この調査では、大聖寺、加賀平野、邑地潟、能登半島北方沖の<u>4つの想定震源断層を設定した。</u></p> <p>(略)</p> <p>各地震は、次のとおり、震源域を断層面とする震源断層モデルを想定した。また、冬季の夕刻に発生した場合を想定して、県内各地の地盤の揺れの大きさや液状化危険度及び各種の被害、影響を予測した。</p> <p>(削除)</p> <p>想定地震の震源断層の位置は、次の図のとおりである。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 能登半島北方沖の地震</p> <p>1993年(平成5年)能登半島沖地震及びその余震の震源は、北へ約60度の傾きを持った面上に分布する。1993年(平成5年)の地震の震央と1985年(昭和60年)の7月と10月に発生した地震の震央を結ぶ線は、能登半島北縁の海岸線とほぼ平行になる。この線は、海底地形の急峻部にも相当する。これらに基づき、地震の震央を結んだ線をもとに、想定震源断層を設定した。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 想定地震による被害想定結果と評価</p> <p>(略)</p>	<p>第5節 地震被害想定調査における地域の危険性</p> <p>1 (略)</p> <p>2 想定地震の設定</p> <p>この調査では、大聖寺、加賀平野、邑地潟、能登半島北方沖<u>及び能登半島東方沖の5つの地震を想定した。</u></p> <p>(略)</p> <p>各地震は、次のとおり、震源域を断層面とする震源断層モデルを想定した。このうち、能登半島東方沖地震を除く4つの地震については、冬季の夕刻に発生した場合を想定して、県内各地の地盤の揺れの大きさや液状化危険度及び各種の被害、影響を予測した。</p> <p>海域で想定したもう1つの能登半島東方沖地震については、津波の予測を行った。</p> <p>想定地震の震源断層の位置は、次の図のとおりである。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 能登半島北方沖の地震</p> <p>1993年(平成5年)能登半島沖地震及びその余震の震源は、北へ約60度の傾きを持った面上に分布する。1993年(平成5年)の地震の震央と1985年(昭和60年)の7月と10月に発生した地震の震央を結ぶ線は、能登半島北縁の海岸線とほぼ平行になる。この線は、海底地形の急峻部にも相当する。これらに基づき、地震の震央を結んだ線をもとに、想定震源断層を設定した。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 想定地震による被害想定結果と評価</p> <p>(略)</p>	

修 正 案	現 行	備 考
<p>図 4つの想定地震の震源断層の位置 (削除)</p> <p>断層面が地表に対して垂直な場合（大聖寺の地震・加賀平野の地震）では、断層の位置は線上になっている。</p> <p>邑知潟の地震、能登半島北方沖地震の断層面は北西に向かって下がっている。 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 調査結果の概況と評価</p> <p>ア 各地震の被害想定震源断層の諸元 (削除)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 地震の被害予測結果（冬の夕刻を想定調査） (削除)</p> <p>エ (略)</p> <p>5 地震災害に備える対策 (略)</p> <p>第6節 地震対策に関する調査・研究 (略)</p> <p>第7節 資料（地震被害想定調査等の概要図表）</p> <p>1 大聖寺の地震</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 表 市町別被害予想結果（大聖寺の地震） 野々市市</p> <p>2 加賀平野の地震</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 表 市町別被害予想結果（加賀平野の地震） 野々市市</p> <p>3 邑知潟の地震</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 表 市町別被害予想結果（邑知潟の地震） 野々市市</p> <p>4 能登半島北方沖の地震</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 表 市町別被害予想結果（能登半島北方沖の地震） 野々市市 (削除)</p>	<p>図 5つの想定地震の震源断層の位置 (能登半島東方沖の地震)</p> <p>断層面が地表に対して垂直な場合（大聖寺の地震・加賀平野の地震）では、断層の位置は線上になっている。</p> <p>邑知潟の地震、能登半島北方沖地震の断層面は北西に向かって、<u>能登半島東方沖の地震は東に向かって下がっている。</u> (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 調査結果の概況と評価</p> <p>ア 各地震の被害想定震源断層の諸元 (能登半島東方沖の地震)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 地震の被害予測結果（冬の夕刻を想定調査） (能登半島東方沖の地震)</p> <p>エ (略)</p> <p>5 災害に備える対策 (略)</p> <p>第6節 震災対策に関する調査・研究 (略)</p> <p>第7節 資料（地震被害想定調査等の概要図表）</p> <p>1 大聖寺の地震</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 表 市町別被害予想結果（大聖寺の地震） 野々市市</p> <p>2 加賀平野の地震</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 表 市町別被害予想結果（加賀平野の地震） 野々市市</p> <p>3 邑知潟の地震</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 表 市町別被害予想結果（邑知潟の地震） 野々市市</p> <p>4 能登半島北方沖の地震</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 表 市町別被害予想結果（能登半島北方沖の地震） 野々市市</p> <p>5 能登半島東方沖の地震 (略)</p>	

修 正 案	現 行	備 考
<p>第8節 資料（地震調査委員会の活断層評価結果）</p> <p>1 森本・富樫断層帯 (略)</p> <p>2 研波平野断層帯西部 (略)</p> <p>3 邑知渦断層帯</p> <p>(1) <u>長期評価</u>（平成17年3月9日公表）</p> <p>ア 断層帯の構成、位置及び形態</p> <p>邑知渦断層帯は、石川県七尾市から鹿島郡中能登町、羽咋（はくい）市、羽咋郡宝達志水（ほうだつしみず）町を経て、かほく市に至る断層帯である。全体の長さは約44 kmで、ほぼ北東—南西方向に延びる。本断層帯は、断層の南東側が北西側に対して相対的に隆起する逆断層である。</p> <p>イ 断層帯の過去の活動</p> <p>邑知渦断層帯の平均的な上下方向のずれの速度は0.4—0.8 m／千年程度と推定される。最新活動時期は、約3千2百年前以前、9世紀以前と推定され、その際には、断層の南東側が相対的に2—3 m程度高まる段差や撓（たわ）みが生じた可能性がある。また、平均活動間隔は1千2百—1千9百年程度であった可能性がある。</p> <p>ウ 断層帯の将来の活動</p> <p>邑知渦断層帯は、全体が1つの区間として活動する場合、マグニチュード7.6程度の地震が発生すると推定される。その際には、断層の南東側が相対的に2—3 m程度高まる段差や撓みが生じる可能性がある。</p> <p>本断層帯では、活動間隔の長さと比較して最新活動時期の幅が広いことから、通常の活断層評価とは異なる手法により地震発生の長期確率を求めていく。そのため信頼度は低いが、将来このような地震が発生する長期確率を求めるべしとおりとなり、本断層帯は今後30年の間に地震が発生する可能性が我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属することになる。</p> <p>(2) <u>強震動評価</u></p> <p>代表ケースでは、津幡町及び羽咋市を中心に、七尾市や金沢市で震度6強以上を示す結果となった。</p> <p>なお、県地震被害緊急推定システムではマグニチュード7.5を超える規模の地震の被害予測ができないため、地震被害想定調査結果と国の強震動評価に基づく想定結果との比較は省略する。</p> <p>図 邑知渦断層帯の活断層位置図 (略)</p> <p>図 邑知渦断層帯の強震動評価 (略)</p>	<p>第8節 資料（地震調査委員会の活断層評価結果）</p> <p>1 森本・富樫断層帯 (略)</p> <p>2 研波平野断層帯西部 (略)</p>	

修 正 案	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">第2章 地震災害予防計画</p> <p>【地震災害予防計画の体系】 <u>地震から県民の生命と財産を守り、安全で安心な県土づくり実現のために、県、市町及び防災関係機関等は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定したうえで、必要な地震予防対策を、一丸となって講じるものとする。</u> <u>なお、地震の想定に関して、新しい知見が得られた場合には、必要な見直しを行うよう努めるものとする。</u></p> <p>地震災害予防計画（県民の生命、財産を守り、安全で安心な県土づくりの実現） ソフト面の対策 ☆ 地震災害に強い県民の育成（県民の防災力向上） ☆ 地震災害に備える強い組織体制づくり（防災関係機関の防災力向上） ハード面の対策 ☆ 地震災害に強い県土づくり（都市基盤の防災力向上）</p> <p>【地震災害に強い県民の育成】 県、市町及び防災関係機関等は、防災知識の普及・啓発活動、自主防災組織の育成事業、防災訓練の実施などを通じて、職員や県民の防災対策上の役割と責務を周知させる。 また、防災行動力を向上させ、県民一人ひとりが地震に対する心構えを持ち、地震発生時においても、行動力と助け合いの精神を發揮するなど適切な行動がとれるようにする。</p>  <p>第1節 防災知識の普及 1 基本方針 地震災害対策は人的被害防止を最優先とし、県、市町及び防災関係機関は、平素から防災関係職員はもとより、初等教育段階から社会人教育に至るまで、住民一人ひとりに対し、様々な機会をとらえ、防災知識の普及徹底を図り、もって防災意識の高揚に資する。 また、「自らの身の安全は自らが守る」、「自らの地域は皆で守る」という自主防災意識を持った地震に強い県民の育成に努める。 なお、県及び市町は、住民が緊急地震速報を受けた時の適切な対応行動を含め、緊急地震速報について、普及、啓発に努める。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 震災予防計画</p> <p>【震災予防計画の体系】 <u>地震、津波から県民の生命と財産を守り、安全で安心な県土づくり実現のために必要な対策を、県、市町及び防災関係機関等が一丸となって推進する。</u></p> <p>震災予防計画（県民の生命、財産を守り、安全で安心な県土づくりの実現） ソフト面の対策 ☆ 震災に強い県民の育成（県民の防災力向上） ☆ 震災に備える強い組織体制づくり（防災関係機関の防災力向上） ハード面の対策 ☆ 震災に強い県土づくり（都市基盤の防災力向上）</p> <p>【震災に強い県民の育成】 県、市町及び防災関係機関等は、防災知識の普及・啓発活動、自主防災組織の育成事業、防災訓練の実施などを通じて、職員や県民の防災対策上の役割と責務を周知させる。 また、防災行動力を向上させ、県民一人ひとりが震災に対する心構えを持ち、地震発生時においても、行動力と助け合いの精神を發揮するなど適切な行動がとれるようにする。</p>  <p>第1節 防災知識の普及 1 基本方針 地震、津波災害対策は人的被害防止を最優先とし、県、市町及び防災関係機関は、平素から防災関係職員はもとより、初等教育段階から社会人教育に至るまで、住民一人ひとりに対し、様々な機会をとらえ、防災知識の普及徹底を図り、もって防災意識の高揚に資する。 また、「自らの身の安全は自らが守る」、「自らの地域は皆で守る」という自主防災意識を持った震災に強い県民の育成に努める。 なお、県及び市町は、住民が緊急地震速報を受けた時の適切な対応行動を含め、緊急地震速報について、普及、啓発に努める。</p>	

修 正 案	現 行	備 考
<p>体系</p> <pre> graph TD A[防災知識の普及] --> B[職員に対する防災教育] A --> C[学校教育における防災教育] A --> D[住民に対する防災知識の普及] A --> E[防災相談及び意識調査] A --> F[災害教訓の伝承] </pre>	<p>体系</p> <pre> graph TD A[防災知識の普及] --> B[職員に対する防災教育] A --> C[学校教育における防災教育] A --> D[住民に対する防災知識の普及] A --> E[防災相談及び意識調査] A --> F[災害教訓の伝承] </pre>	
<p>2 職員に対する防災教育</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、<u>地震発生</u>時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な活動を期すため、防災業務に従事する職員等に対し、職員研修所等で防災教育を取り込むなど、あらゆる機会を利用して防災教育の普及徹底を図る。</p> <p>(1) 教育の方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ <u>災害発生時に講すべき対策等を体系的に整理した防災活動手引等印刷物の配布等</u></p> <p>(2) 教育の内容</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>地震災害についての知識及びその特性</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ <u>地域の地震・津波災害等の危険度</u></p> <p>カ <u>その他地震対策に必要な事項</u></p> <p>3 学校教育における防災教育</p> <p>児童生徒が正しい防災知識を身につけることは、将来の<u>地震災害</u>に強い県民を育成する上で重要である。</p> <p>そのため、教育委員会及び校長は、学校における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学校の教育活動全体を通じて、継続的な防災教育を推進する。</p> <p>なお、<u>防災教育を含めた安全教育</u>については、各学校で「学校安全計画」、「危機管理マニュアル」を点検し、教職員の共通理解の下で、学校全体で取り組みを進める。</p>	<p>2 職員に対する防災教育</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、震災時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な活動を期すため、防災業務に従事する職員等に対し、職員研修所等で防災教育を取り込むなど、あらゆる機会を利用して防災教育の普及徹底を図る。</p> <p>(1) 教育の方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ <u>防災活動手引等印刷物の配布等</u></p> <p>(2) 教育の内容</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>地震・津波災害についての知識及びその特性</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ <u>その他地震対策に必要な事項</u></p> <p>3 学校教育における防災教育</p> <p>児童生徒が正しい防災知識を身につけることは、将来の<u>災害</u>に強い県民を育成する上で重要である。</p> <p>そのため、教育委員会及び校長は、学校における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学級活動等をとおして防災教育を推進する。また、<u>児童生徒等のより確実な安全確保</u>のため、各学校において<u>地震防災対応マニュアル</u>の作成に努める。</p>	

修 正 案	現 行	備 考
<p>(1) 大規模地震災害から児童生徒等の安全の確保を図るため、保護者をはじめ、当該学校が所在する地域の実情に応じて、市町その他関係機関、地域の住民との連携を図り、より実践的な防災訓練の実施に努める。</p> <p>(2) 児童生徒の発達段階に応じて、地域の実情を踏まえた防災教育用教材やパンフレット等を作成・活用して、以下の事項等について指導を行う。また、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。</p> <p>ア～イ (略) ウ 登下校中、在宅中に<u>地震</u>が発生した場合の対処の方法 エ～オ (略) カ 地域の<u>地震・津波災害等</u>の危険度 キ その他地震対策に必要な事項</p>	<p>(1) 大規模地震災害に対処できるように市町その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努める。</p> <p>(2) 児童生徒の成長過程に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して、以下の事項等について指導を行う。また、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。</p> <p>ア～イ (略) ウ 登下校中、在宅中に<u>災害</u>が発生した場合の対処の方法 エ～オ (略)</p>	
<p>4 住民に対する防災知識の普及</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、<u>地震防災思想</u>の高揚を図り、自主防災体制の確立を期するため、住民に対して、あらゆる機会を利用して防災知識の普及の徹底を図る。</p> <p>(1) 普及の方法</p> <p>ア 生涯学習教育を通じての普及 教育内容の中に防災関係の事項をとりあげるほか、防災関連の講座等を実施して、<u>地震防災上必要な知識</u>の普及に努める。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) 普及の内容</p> <p>ア (略) イ 地震災害についての知識及びその特性 ウ～エ (略) オ 地域の<u>地震・津波災害等</u>の危険度 カ～キ (略)</p>	<p>4 住民に対する防災知識の普及</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、防災思想の高揚を図り、自主防災体制の確立を期するため、住民に対して、あらゆる機会を利用して防災知識の普及の徹底を図る。</p> <p>(1) 普及の方法</p> <p>ア 生涯学習教育を通じての普及 教育内容の中に防災関係の事項をとりあげるほか、防災関連の講座等を実施して、防災上必要な知識の普及に努める。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) 普及の内容</p> <p>ア (略) イ 地震、津波災害についての知識及びその特性 ウ～エ (略) オ 地域の<u>地震災害等</u>の危険度 カ～キ (略)</p>	
<p>5 防災相談及び意識調査</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、その所管する事項について、住民の<u>地震対策</u>の相談に積極的に応じるとともに、防災意識を把握するため、住民に<u>地震対策</u>の意識調査を必要に応じて実施する。</p>	<p>5 防災相談及び意識調査</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、その所管する事項について、住民の<u>地震・津波対策</u>の相談に積極的に応じるとともに、防災意識を把握するため、住民に<u>地震・津波対策</u>の意識調査を必要に応じて実施する。</p>	
<p>6 災害教訓の伝承</p> <p>県は、能登半島地震など、過去に起こった災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。</p> <p>また、災害に関する石碑やモニュメント等を適切に保存するとともに、その持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。</p>		

修 正 案	現 行	備 考
<p>第2節 県民及び事業所のとるべき措置</p> <p>2 県民のとるべき措置</p> <p>平素から次のことに留意し、万一の場合に備えておく。</p> <p><平常時の心得></p> <p>○(略)</p> <p>○食料や非常持出品など、次のものを備蓄しておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族が必要とする2～3日分の食料、飲料水（家族構成（乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等）を考慮した食料、飲料水の備蓄） ・携帯トイレ、トイレットペーパー ・(略) <p>地震発生時には、次のことに留意し、落ち着いて行動する。</p> <p><地震発生時の心得></p> <p>(略)</p> <p>(削除)</p>	<p>第2節 県民及び事業所のとるべき措置</p> <p>2 県民のとるべき措置</p> <p>平素から次のことに留意し、万一の場合に備えておく。</p> <p><平常時の心得></p> <p>○(略)</p> <p>○食料や非常持出品など、次のものを備蓄しておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族が必要とする2～3日分の食料、飲料水 ・(略) <p>震災時には、次のことに留意し、落ち着いて行動する。</p> <p><震災時の心得></p> <p>(略)</p> <p>地震を感じたときや津波警報・注意報が発表された場合は、次のことに留意し、落ち着いて行動する。</p> <p>(略)</p>	
<p>3 事業所のとるべき措置</p> <p>(1) 事業所等は、自らの防災計画（事業継続計画（B C P）、消防計画、予防規程その他の規程等を含む。）に基づいて、次のことに留意し、万一の場合に備えておく。</p> <p><平常時の心得></p> <p>○(略)</p> <p>○情報の収集伝達方法を確認しておく。</p> <p>○事業所の耐震化・耐浪化に努める。</p> <p>○(略)</p> <p>○燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講ずる。</p> <p>○取引先とのサプライチェーンの確保等を図る。</p> <p>○従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や物資等の備蓄など帰宅困難者対策に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 地震発生時には、次の事項に留意し、被害及び混乱の防止に努める。</p> <p><地震発生時の心得></p> <p>(略)</p>	<p>3 事業所のとるべき措置</p> <p>事業所等は、自らの防災計画（事業継続計画（B C P）、消防計画、予防規程その他の規程等を含む。）に基づいて、次のことに留意し、万一の場合に備えておく。</p> <p><平常時の心得></p> <p>○(略)</p> <p>○情報の収集伝達方法の確認しておく。</p> <p>○(略)</p> <p>震災時には、次の事項に留意し、被害及び混乱の防止に努める。</p> <p><震災時の心得></p> <p>(略)</p>	

修 正 案	現 行	備 考
<p>第3節 自主防災組織の育成</p> <p>1 基本方針</p> <p>地震の発生時には、被害が広範囲に及ぶことが予想され、通信手段や道路交通の混乱等から災害応急対策の活動が阻まれ、十分な活動が行われない場合が予測される。</p> <p>このため、被害の拡大防止を図るためにには、防災関係機関の活動のみならず「自らの地域は皆で守る」という共助意識のもとに、初期における自主的な防災活動が重要である。県及び市町等は、地域住民及び事業所等自らが出火防止、初期消火、救出救護等を迅速に実施できるよう自主防災組織の組織づくりを推進し、その充実強化を図るとともに、消防団や婦人会等地域の各種団体等との連携を通じて、一体となって地域コミュニティの防災体制の充実を図る。</p> <p>2 地域住民等の自主防災組織</p> <p>(1) 組織の育成</p> <p>県及び市町は、住民の自主的な防災組織の重要性を認識し、多様な世代が参加できるような地域ぐるみの自主防災組織の設立や意識啓発及び防災リーダー等の育成、強化を図り、組織率の向上、活動の活性化及び地域ごとの連携を促進する。</p> <p>その際、自主防災組織が有効に機能し、円滑な避難や避難所運営が行われるためにには、地域の実情を把握し防災知識等を有する防災士等の防災リーダーが必要であることから、自主防災組織リーダー育成研修会の実施などを通じてその計画的な育成に努めるとともに、フォローアップ研修を通じて、その技術・技能の維持向上を図る。</p> <p>なお、特に女性防災士の育成など女性の参画促進や、地域の実情に応じた防災資機材の整備に努めるものとし、必要な財政措置等を講ずる。</p> <p>また、県は、自主防災組織アドバイザー派遣制度を活用するなど、自主防災組織のより一層の結成促進を図るとともに、「自主防災組織活動マニュアル」を作成し、活動内容の充実を図る。</p> <p>(2) 活動内容</p> <p>自主防災組織は、地域の実情に応じた活動計画を策定するとともに、これに基づき、平常時及び地震発生時において効果的な防災活動を次により行う。なお、県及び市町は、地震災害時における自主防災組織の役割について効果的な周知を行う。</p> <p><平常時></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> (略) <input checked="" type="radio"/> 避難所となる学校との連携・情報交換、協力体制の確立 <p><地震発生時></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> (略) 	<p>第3節 自主防災組織の育成</p> <p>1 基本方針</p> <p>地震・津波の発生時には、被害が広範囲に及ぶことが予想され、通信手段や道路交通の混乱等から災害応急対策の活動が阻まれ、十分な活動が行われない場合が予測される。</p> <p>このため、被害の拡大防止を図るためにには、防災関係機関の活動のみならず「自らの地域は皆で守る」という共助意識のもとに、初期における自主的な防災活動が重要である。県及び市町等は、地域住民及び事業所等自らが出火防止、初期消火、救出救護等を迅速に実施できるよう自主防災組織の組織づくりを推進するとともに、組織の育成強化に努める。</p> <p>2 地域住民等の自主防災組織</p> <p>(1) 組織の育成</p> <p>市町は、住民の自主的な防災組織の重要性を認識し、地域ぐるみの自主防災組織の設立や意識啓発及びリーダー等の育成、強化を図り、組織率の向上及び活動の活性化を促進する。その際、自主防災組織が有効に機能し、円滑な避難や避難所運営が行われるためには、地域の実情を把握し防災知識等を有するリーダーが必要であることから、特にその育成に努めるとともに、女性の参画促進や、地域の実情に応じた防災資機材の整備に努め、必要な財政措置等を講ずる。</p> <p>また、県は、必要に応じて指導、援助する。</p> <p>(2) 活動内容</p> <p>自主防災組織は、地域の実情に応じた活動計画を策定するとともに、これに基づき、平常時及び震災時において効果的な防災活動を次により行う。</p> <p><平常時></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> (略) <p><震災時></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> (略) 	

修 正 案	現 行	備 考
<p>第4節 防災ボランティアの活動環境の整備</p> <p>1 基本方針 地震等の災害による被害の拡大を防止するため、県、市町及び関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細かな対応も必要である。 このため、県、市町及び関係機関は、ボランティアの防災活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、社会福祉協議会、町会（自治会）、民生委員、<u>防災士</u>、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化に努める。 また、<u>大規模・広域災害発生時においても</u>、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する県民の理解促進のための広報活動に努める。</p> <p>体系</p> <pre> graph LR A[防災ボランティアの活動環境の整備] --> B[防災ボランティアの環境整備] A --> C[防災ボランティアの受入体制等] A --> D[防災ボランティアの育成] </pre> <p>2 防災ボランティアの環境整備 防災ボランティアの活動には、無線通信、医療看護、建築物・宅地の危険度判定等一定の知識、経験や特定の資格を要するものや、避難場所等における炊出し、清掃作業等特に資格や経験を必要としないものがあるが、当面、次の業務に区分し、<u>効果的な活用が図られるよう、県及び市町の各担当部局と関係機関とが連携して環境整備を行う。</u> (1) アマチュア無線通信業務（危機管理部局） (2) 傷病人の応急手当て等医療看護業務（健康福祉部局） (3) 被災建築物の応急危険度判定業務及び被災宅地の危険度判定業務（土木部局） (4) 航空機、船舶、特殊車両等の操縦、運転業務（県民文化部局等） (5) 通訳業務（観光部局） (6) その他専門的な技術、知識を要する業務（県民文化部局等） (7) その他の業務（県民文化部局等）</p> <p>3 防災ボランティアの受入体制等 (1) <u>防災ボランティアの柔軟な受け入れ</u> 県、市町及び関係機関は、<u>地震発生時において</u> 2の(1)から(7)までの防災ボランティアを積極的に活用するため、氏名、連絡先、活動の種類等を把握</p>	<p>第4節 防災ボランティアの活動環境の整備</p> <p>1 基本方針 地震等の災害による被害の拡大を防止するため、県、市町及び関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細かな対応も必要である。 このため、県、市町及び関係機関は、ボランティアの防災活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、社会福祉協議会、町会（自治会）、民生委員、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化に努める。 また、<u>災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する県民の理解促進のための広報活動に努める。</u></p> <p>体系</p> <pre> graph LR A[防災ボランティアの活動環境の整備] --> B[防災ボランティアの環境整備] A --> C[防災ボランティアの把握等] A --> D[防災ボランティアの育成] </pre> <p>2 防災ボランティアの環境整備 防災ボランティアの活動には、無線通信、医療看護、建築物・宅地の危険度判定等一定の知識、経験や特定の資格を要するものや、避難場所等における炊出し、清掃作業等特に資格や経験を必要としないものがあるが、当面、次の業務に区分し、活用が図られるよう環境整備を行う。</p> <p>(1) アマチュア無線通信業務 (2) 傷病人の応急手当て等医療看護業務 (3) 被災建築物の応急危険度判定業務及び被災宅地の危険度判定業務 (4) 航空機、船舶、特殊車両等の操縦、運転業務 (5) 通訳業務 (6) その他専門的な技術、知識を要する業務 (7) その他の業務</p> <p>3 防災ボランティアの把握等 (1) 県、市町及び関係機関は、震災時において2の(1)から(7)までの防災ボランティアを積極的に活用するため、氏名、連絡先、活動の種類等を把握し、事前登録に努める。</p>	

修 正 案	現 行	備 考
<p>し、事前登録に努めるとともに、災害ボランティアコーディネーターの活用により、事前登録していないボランティアを効果的に受け入れる体制を整える。</p> <p>(2) <u>防災ボランティアの活動拠点の確保</u> 県及び市町は、必要に応じて、平時より防災ボランティアの活動拠点を提供する。 また、県及び市町は、庁舎、公民館、学校などの公共施設の一部をボランティアの活動拠点として提供できるよう、これらの場所にボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材を確保しておくとともに、迅速にボランティア受け入れ体制を構築できるよう、平常時より訓練を行う。 さらに、ボランティア拠点施設が被災した場合に備え、代替施設について事前に定めておくとともに、ボランティアを被災地に迅速に受け入れるため、県及び市町は、被災地以外でのボランティア拠点施設の設置についても検討を行う。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 防災ボランティアの育成</p> <p>(1) 防災ボランティアの派遣にあたっては、<u>地震災害</u>時に支援活動を行う上で知識や技術の習得が必要である。このため、県、市町及び関係機関は、防災ボランティアに対して、平時より積極的に講習会、研修会を開催するとともに、地域における防災訓練等においても町会(自治会)、民生委員、<u>防災士</u>など地域住民と一体となった訓練を実施する。</p> <p>(2) 県及び市町は、防災ボランティア活動に関する普及啓発を行い、<u>県民</u>や<u>学生</u>、<u>企業</u>、<u>NPO</u>等のボランティア団体に積極的に活動参加を呼びかける。</p> <p>(3) 県は、<u>地震災害</u>時にボランティア活動として、被災建築物や宅地の応急危険度判定を行う被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士を養成するため、建築士等を対象に認定講習会を実施し、有資格者を登録する。</p> <p>(4) 県は、被災者のニーズに応じた防災ボランティアの受け入れや派遣、支援物資の調達などの総合的な調整を行う災害ボランティアコーディネーターを継続的に養成するとともに、コーディネート技術の向上のための研修等を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 県及び市町は、<u>地域住民</u>及び<u>関係機関</u>と連携して、災害ボランティアコーディネーターの活用を中心とし、被災者ニーズに即したボランティア活動が効果的に行える体制作りに努める。</p>	<p>(2) 県及び市町は、必要に応じて、平時より防災ボランティアの活動拠点を提供する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 防災ボランティアの育成</p> <p>(1) 防災ボランティアの派遣にあたっては、震災時に支援活動を行う上で知識や技術の習得が必要である。このため、県、市町及び関係機関は、防災ボランティアに対して、平時より積極的に講習会、研修会を開催するとともに、地域における防災訓練等においても町会(自治会)、民生委員など地域住民と一体となった訓練を実施する。</p> <p>(2) 県及び市町は、防災ボランティア活動に関する普及啓発を行い、県民に積極的なボランティア活動参加を呼びかける。</p> <p>(3) 県は、震災時にボランティア活動として、被災建築物や宅地の応急危険度判定を行う被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士を養成するため、建築士等を対象に認定講習会を実施し、有資格者を登録する。</p> <p>(4) 県は、被災者のニーズに応じた防災ボランティアの受け入れや派遣、支援物資の調達などの総合的な調整を行う災害ボランティアコーディネーターを養成するとともに、コーディネート技術の向上のための研修等を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 災害ボランティアコーディネーターが中心となり、被災者ニーズに即したボランティア活動が効果的に行える体制作りに努める。</p>	
<p>第5節 防災訓練の充実</p> <p>1 基本方針</p> <p>県、市町及び防災関係機関等は、災害予防の万全を期するため、単独又は共同して、地震発生時における消火、救助、避難、通信等の効果的方策を検討し、能登半島地震や東日本大震災の教訓等を踏まえ、具体的計画をたて、より実践的な防災訓練を継続的に実施する。</p>	<p>第5節 防災訓練の充実</p> <p>1 基本方針</p> <p>県、市町及び防災関係機関等は、災害予防の万全を期するため、単独又は共同して、地震時における消火、救助、避難、通信等の効果的方策を検討し、能登半島地震の教訓等を踏まえ、具体的計画をたて、より実践的な防災訓練を実施する。</p>	

修 正 案	現 行	備 考
<p>また、県、市町及び防災関係機関は、特に自主防災組織や一般住民に参加を求めて、<u>地震発生時の初期消火、避難等</u>をより多くの住民が身をもって体験できるよう努める。</p> <p>なお、訓練の実効性を高めるため、訓練終了後、評価及び課題の整理等を行い、事後の訓練等や防災計画、各種マニュアルの見直しに反映する。</p> <p>2 防災訓練計画</p> <p>県、市町及び防災関係機関等は、地震災害予防の万全を期するため、単独又は共同して、次に定めるところにより防災訓練を行う。</p> <p>なお、訓練を行うにあたっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、訓練参加者、使用する器材及び冬季や夜間といった実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行うよう努めるとともに、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。</p> <p>(1) 図上訓練</p> <p>図上訓練は、<u>地震災害応急対策</u>を地図等を使用して実施するもので、訓練実施項目は、次のとおりとする。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ その他<u>地震災害対策事務</u>又は業務の迅速的確な処理</p> <p>(2) 実地訓練</p> <p>地震災害の発生を想定し、災害応急対策を実地に行う。</p> <p>ア 総合防災訓練</p> <p>県又は市町は、防災関係機関及び広域応援協定締結自治体と連携して、地域防災計画の習熟、防災体制の確立、防災技術の向上及び住民の防災意識の高揚等を図ることを目的に、防災関係機関の参加及び住民その他関係団体の協力を得て、水防、消防、避難、救出・救助、通信、輸送、応急復旧、災害ボランティアセンター開設・運営等の各種の訓練を総合的に実施する。</p> <p>イ 防災関係機関の訓練</p> <p>防災関係機関は、職員に対する防災体制の周知等を図るため、必要に応じて他機関あるいは住民、<u>防災士</u>、<u>災害ボランティアコーディネーター</u>等の参加を得て、それぞれが所管する業務に関して、防災訓練を実施する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 住民・自主防災組織の防災訓練</p> <p>(略)</p> <p>県及び市町は、自主防災組織が行う各種訓練の一層の充実を図るため、訓練の技術指導や<u>防災訓練の映像による発信等</u>、<u>体験訓練等</u>を行う上で必要な支援を実施する。</p>	<p>また、県、市町及び防災関係機関は、特に自主防災組織や一般住民に参加を求めて、地震時の初期消火、避難等をより多くの住民が身をもって体験できるよう努める。</p> <p>なお、訓練終了後、評価及び課題の整理等を行い、事後の訓練等や防災計画、各種マニュアルの見直しに反映する。</p> <p>2 防災訓練計画</p> <p>県、市町及び防災関係機関等は、<u>地震・津波災害</u>予防の万全を期するため、単独又は共同して、次に定めるところにより防災訓練を行う。</p> <p>なお、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。</p> <p>(1) 図上訓練</p> <p>図上訓練は、<u>地震、津波災害応急対策</u>を地図等を使用して実施するもので、訓練実施項目は、次のとおりとする。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ その他災害対策事務又は業務の迅速的確な処理</p> <p>(2) 実地訓練</p> <p>地震や津波災害の発生を想定し、災害応急対策を実地に行う。</p> <p>ア 総合防災訓練</p> <p>県又は市町は、防災関係機関及び広域応援協定締結自治体と連携して、地域防災計画の習熟、防災体制の確立、防災技術の向上及び住民の防災意識の高揚等を図ることを目的に、防災関係機関の参加及び住民その他関係団体の協力を得て、水防、消防、避難、救出・救助、通信、輸送、応急復旧等の各種の訓練を総合的に実施する。</p> <p>イ 防災関係機関の訓練</p> <p>防災関係機関は、職員に対する防災体制の周知等を図るため、必要に応じて他機関あるいは住民等の参加を得て、それぞれが所管する業務に関して、防災訓練を実施する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 住民・自主防災組織の防災訓練</p> <p>(略)</p> <p>県及び市町は、自主防災組織が行う各種訓練の一層の充実を図るため、訓練の技術指導や体験訓練等を行う上で必要な支援を実施する。</p>	

修 正 案	現 行	備 考
<p>【地震災害に備える強い組織体制づくり】 大規模な地震災害に県、市町及び防災関係機関が、迅速、的確に対処できるようするためには、日頃からの備えが重要であり、<u>地震発生時</u>における通信や医療、緊急輸送、避難などの体制整備を行うとともに、<u>地震発生時</u>における拠点整備を行う。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1; margin-right: 10px;"> <p>地 震 災 害 に 備 え る 強 い 組 織 体 制 づ く り</p> </div> <div style="flex: 1; border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> 防災体制の整備 第6節 通信及び放送施設災害予防 第7節 消防力の充実、強化 第8節 水害予防 第9節 避難体制の整備 第10節 災害時要援護者対策 第11節 緊急輸送体制の整備 第12節 医療体制の整備 第13節 健康管理活動体制の整備 第14節 こころのケア体制の整備 第15節 食料及び生活必需品等の確保 第16節 積雪・寒冷対策 第17節 </div> </div> <p>第6節 防災体制の整備</p> <p>1 基本方針 地震災害時における応急、復旧対策を円滑に推進するには、平常時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、各対策に必要な機能をできる限り集約化していくことが必要である。このため、県及び市町は、応急復旧活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設を整備する。 また、県、市町及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設、設備について、代替エネルギー・システムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。 さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。</p>	<p>【震災に備える強い組織体制づくり】 大規模な震災に県、市町及び防災関係機関が、迅速、的確に対処できるようするためには、日頃からの備えが重要であり、<u>震災時</u>における通信や医療、緊急輸送、避難などの体制整備を行うとともに、<u>震災時</u>における拠点整備を行う。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1; margin-right: 10px;"> <p>震 災 に 備 え る 強 い 組 織 体 制 づ く り</p> </div> <div style="flex: 1; border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> 防災体制の整備 第6節 通信及び放送施設災害予防 第7節 津波災害予防 第8節 消防力の充実、強化 第9節 水害予防 第10節 避難体制の整備 第11節 緊急輸送体制の整備 第12節 医療体制の整備 第13節 食料及び生活必需品等の確保 第14節 災害時要援護者対策 第15節 積雪・寒冷対策 第16節 </div> </div> <p>第6節 防災体制の整備</p> <p>1 基本方針 地震災害時における応急、復旧対策を円滑に推進するには、平常時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、各対策に必要な機能をできる限り集約化していくことが必要である。このため、県及び市町は、応急復旧活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設を整備する。 また、県、市町及び防災関係機関は、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。</p>	

修 正 案	現 行	備 考
<p>2 県の活動体制</p> <p>(1) 災害対策本部要員等の確保 県は、<u>地震</u>発生時の初動体制に万全を期し、特に災害対策本部要員等の確保に努める。 (略)</p> <p>(2) 地域防災計画に基づく防災活動要領（マニュアル）等の整備 (略) なお、防災活動要領は、組織の改編や人事異動、地域防災計画の見直し等の状況の変化に対応して毎年度検討を加え、必要がある場合は<u>直ちに</u>修正し、4月末までに危機管理監に報告する。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>他の地方公共団体等との応援協定締結の推進</u> 県は、<u>応急活動及び復旧活動</u>に関し、相互<u>応援</u>の協定を締結するなど、平常時より連携を強化しておくものとする。</p> <p>(6) <u>災害対応に従事する職員等用の物資の備蓄</u> 大地震が発生した時には、災害対策本部職員等、<u>災害対応に従事する職員等</u>の食料、水及び毛布等の物資が確保できなくなることが想定されることから、災害応急対策等の活動を維持するために県庁舎内に<u>災害対応に従事する職員等用の物資</u>を備蓄する。</p> <p>(7) <u>広域防災拠点の指定と整備</u> (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 能登地区：羽咋郡以北の地域 石川中央地区：かほく市、河北郡、金沢市、<u>野々市市</u>及び白山市の地域 加賀地区：能美郡以南の地域 </div> <p>(略)</p> <p>(8) <u>業務継続計画の策定等</u> 県は、<u>地震</u>発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。 また、実効性ある業務継続体制を確保するため、食料等必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等必要な検討、計画の改訂などを行う。</p> <p>(9) <u>応急危険度判定の有効期間の明確化</u> (略)</p>	<p>2 県の活動体制</p> <p>(1) 災害対策本部要員等の確保 県は、<u>震災</u>発生時の初動体制に万全を期し、特に災害対策本部要員等の確保に努める。 (略)</p> <p>(2) 地域防災計画に基づく防災活動要領（マニュアル）等の整備 (略) なお、防災活動要領は、組織の改編や人事異動、地域防災計画の見直し等の状況の変化に対応して毎年度検討を加え、必要がある場合は修正し、4月末までに危機管理監に報告する。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>県災害対策本部職員用物資の備蓄</u> 大地震が発生した時には、災害対策本部職員の食料、水及び毛布等の物資が確保できなくなることが想定されることから、<u>災害対策本部</u>の活動を維持するために県庁舎内に<u>災害対策本部職員用の物資</u>を備蓄する。</p> <p>(6) <u>広域防災拠点の指定と整備</u> (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 能登地区：羽咋郡以北の地域 石川中央地区：かほく市、河北郡、金沢市、白山市及び<u>石川郡</u>の地域 加賀地区：能美郡以南の地域 </div> <p>(略)</p> <p>(7) <u>応急危険度判定の有効期間の明確化</u> (略)</p>	

修 正 案	現 行	備 考
<p>(10) 被災者生活再建支援制度等の周知 県は、被災者の早期生活再建を図るため、平常時から、被災者生活再建支援制度、り災証明制度及び住宅応急修理制度について、<u>住民にわかりやすい制度周知に努める。</u> <u>また、県は、市町に対する被害認定調査講習会等を開催し、職員の対応能力向上を図る。</u></p> <p>(11) 情報のバックアップ化 県は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ自ら保有するコンピュータシステムや各種データ（建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等）の総合的な整備保全並びにバックアップ体制の整備に努める。</p> <p>(12) 事業継続計画（B C P）の策定支援 (略)</p> <p>3 市町の活動体制 (1)～(3) (略) (4) 他の地方公共団体等との応援協定締結の推進 市町は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化しておくものとする。なお、相互応援協定の締結にあたっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。</p> <p>(5) 業務継続計画の策定等 市町は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。 また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。</p> <p>(6) り災証明交付体制の確立 市町は、速やかにり災証明を交付できるよう、平常時から次の措置を講ずる。 ア り災証明交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例やG I S、<u>被災者支援システム</u>等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図ること。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>(8) 被災者生活再建支援制度等の周知 県は、被災者の早期生活再建を図るため、平常時から、被災者生活再建支援制度、り災証明制度及び住宅応急修理制度について<u>広報</u>に努める。</p> <p>(9) 事業継続計画（B C P）の策定支援 (略)</p> <p>3 市町の活動体制 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) り災証明交付体制の確立 市町は、速やかにり災証明を交付できるよう、平常時から次の措置を講ずる。 ア り災証明交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例やG I Sの活用について検討を行い、所要の体制の整備を図ること。</p> <p>(以下、略)</p>	

修 正 案	現 行	備 考
<p>(7) 応急仮設住宅の建設地等の事前選定 (略)</p> <p>(8) 災害廃棄物の仮置き場の確保 (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>(5) 応急仮設住宅の建設地等の事前選定 (略)</p> <p>(6) 災害廃棄物の仮置き場の確保 (略)</p> <p>(7) 合併浄化槽の再利用 <u>使用していない合併浄化槽を非常時の便槽として活用すること等について検討する。</u></p>	
<p>(9) 被災者生活再建支援制度等の周知 市町は、被災者の早期生活再建を図るため、平常時から、被災者生活再建支援制度、り災証明制度及び住宅応急修理制度について、<u>住民にわかりやすい制度周知</u>に努める。</p>	<p>(8) 被災者生活再建支援制度等の周知 市町は、被災者の早期生活再建を図るため、平常時から、被災者生活再建支援制度、り災証明制度及び住宅応急修理制度について<u>広報</u>に努める。</p>	
<p>(10) 情報のバックアップ化 <u>市町は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ自ら保有するコンピュータシステムや各種データ（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等）の総合的な整備保全並びにバックアップ体制の整備に努める。</u></p>		
4 (略)	4 (略)	
<h4>第7節 通信及び放送施設災害予防</h4> <p>1 (略)</p> <p>2 通信用施設設備の整備</p> <p>(1) 県の整備 県は、有線通信の途絶に備えて、市町及び防災関係機関に対する災害における迅速かつ的確な無線通信による情報の収集、伝達を図るため、<u>衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、防災行政無線のほか、可搬型衛星無線等の整備</u>を図る。 また、ヘリコプターテレビシステム、高所監視カメラ、救急医療情報システム等の整備の充実を図り、情報の収集、伝達に万全を期すよう努める。</p> <p>(2) 市町の整備 ア 市町は、住民に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、<u>地域の実情に応じて、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J一ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFMを含む。）、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等の多様な情報伝達手段の整備促進</u>を図り、通信の確保に努める。 (略)</p>	<h4>第7節 通信及び放送施設災害予防</h4> <p>1 (略)</p> <p>2 通信用施設設備の整備</p> <p>(1) 県の整備 県は、有線通信の途絶に備えて、市町及び防災関係機関に対する災害における迅速かつ的確な無線通信による情報の収集、伝達を図るため、携帯電話、防災行政無線のほか、可搬型衛星無線の整備を図る。 また、ヘリコプターテレビシステム、高所監視カメラ、救急医療情報システム等の整備の充実を図り、情報の収集、伝達に万全を期すよう努める。</p> <p>(2) 市町の整備 ア 市町は、住民に対する災害時の情報を迅速かつ的確に収集、伝達を図るため、<u>防災行政無線など、地域の実情に応じて、整備促進を図り、通信の確保</u>に努める。</p>	

修 正 案	現 行	備 考
<p>(4) 応急用資機材の整備 県、市町及び防災関係機関は、停電による通信不能を回避するため、非常用電源（自家発電用設備、電池等）、移動無線、可搬型無線機等の仮回線などの応急用資機材の確保充実を図り、非常災害時に使用できるよう対策を講じるとともに、これらの点検整備に努め、緊急連絡体制を確保する。 (略)</p> <p>3 石川県総合防災情報システム</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content;"> <p>石川県 (災害対策本部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初動体制確保支援システム ・災害情報収集システム ・防災業務支援システム ・地図情報システム ・災害対策本部室支援システム </div>	<p>(4) 応急用資機材の整備 県、市町及び防災関係機関は、停電による通信不能を回避するため、非常用電源（自家発電用設備、電池等）、移動無線、可搬型無線機等の仮回線などの応急用資機材の確保充実を図るとともに、これらの点検整備に努め、緊急連絡体制を確保する。 (略)</p> <p>3 石川県総合防災情報システム</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content;"> <p>石川県 (災害対策本部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初動体制確保支援システム ・災害対策支援システム ・防災業務支援システム ・地図情報システム ・災害対策本部室支援システム </div>	
<p>4 放送施設設備の整備 (1) 県は、有線通信施設設備、無線通信施設設備により通信ができないとき、又は著しく困難な場合において、放送事業者に対して放送要請を行うための協力体制の確保に努める。放送事業者は、<u>地震発生時</u>においても放送施設設備が円滑に機能するよう努める。 (2) (略) (削除)</p> <p>第8節 消防力の充実、強化 1～3 (略)</p> <p>4 消防力の強化 (1)～(2) (略) (3) 消防団の活性化 市町長は、地域における消防防災の中核として活躍し、有事の際の国民保護等ますます重要な役割が期待されている消防団の大規模災害等への対応力を強化し、施設・装備の充実、知識・技能の向上を図る。 また、消防団については、団員の条例定数確保を当面の目標とし、女性消防団員の入団促進、事業所の消防団活動への理解促進、<u>将来の消防の担い手となる子ども</u>に対する啓発等を推進するとともに、機能別団員制度の導入を検討するなど、地域ぐるみで活性化を図る。</p>	<p>4 放送施設設備の整備 (1) 県は、有線通信施設設備、無線通信施設設備により通信ができないとき、又は著しく困難な場合において、放送事業者に対して放送要請を行うための協力体制の確保に努める。放送事業者は、<u>震災時</u>においても放送施設設備が円滑に機能するよう努める。 (2) (略)</p> <p>第8節 津波災害予防 (略)</p> <p>第9節 消防力の充実、強化 1～3 (略)</p> <p>4 消防力の強化 (1)～(2) (略) (3) 消防団の活性化 市町長は、地域における消防防災の中核として活躍し、有事の際の国民保護等ますます重要な役割が期待されている消防団の大規模災害等への対応力を強化し、施設・装備の充実を図る。 また、消防団については、団員の条例定数確保を当面の目標とし、女性消防団員の入団促進、事業所の消防団活動への理解促進等を推進するとともに、機能別団員制度の導入を検討するなど、地域ぐるみで活性化を図る。</p>	

修 正 案	現 行	備 考
<p>(4) <u>関係機関の連携強化</u> 市町は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防防災体制の整備に努める。</p> <p>(5) <u>市町消防の広域化</u> (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 消防機関の警戒警備体制の確保 市町長は、地震発生時における消防機関の警戒警備体制の確保を図るため、あらかじめ警戒警備計画を定めておく。 この計画は、おおむね次の事項について策定する。 (略)</p> <p>8 救助・救急体制の整備 (1) <u>救助資機材の整備</u> ア 市町長は、大規模災害時に発生するあらゆる救助事案に的確に対応するために、高度救助資機材の整備を図る。なお、必要に応じ、民間事業者等との連携を図る。 イ (略) (2) <u>救急体制の整備</u> 市町長は、地震発生時には同時に多数の傷病者が発生することから、傷病者の緊急性度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うため、治療優先順位を決定する方法としてトリアージ・タグ（患者識別票）の整備、現場での救命効果向上のための高規格救急自動車の整備拡充、救急救命士の育成、高度救命処置用資機材及び救護所用資機材の整備に努める。また、地震発生時に迅速に医療機関に搬送するため、県の災害・救急医療情報システムの活用を図る。</p> <p>第9節 水害予防 1 <u>基本方針</u> 地震に伴う河川、ダム、ため池、海岸等の堤防亀裂、沈下、崩れ及び、護岸、水門、樋門等の構造物の破損は、直接水害となって後背地に被害を及ぼすこととなるほか、地震発生後の豪雨又は高潮・高波による二次災害についても懸念されるため、次の措置を講ずるほか、石川県水防計画の定めに基づいて所要の警戒措置をとる。</p> <p>2 水防計画に基づく危険区域の監視 水防管理者は、地震発生に伴う河川、ダム、ため池、海岸等の堤防亀裂、沈下、崩れ及び、護岸、水門、樋門等の構造物の破損による水害が発生若し</p>	<p>(4) <u>市町消防の広域化</u> (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 消防機関の警戒警備体制の確保 市町長は、地震時における消防機関の警戒警備体制の確保を図るため、あらかじめ警戒警備計画を定めておく。 この計画は、おおむね次の事項について策定する。 (略)</p> <p>8 救助・救急体制の整備 (1) <u>救助資機材の整備</u> ア 市町長は、大規模災害時に発生するあらゆる救助事案に的確に対応するために、高度救助資機材の整備を図る。 イ (略) (2) <u>救急体制の整備</u> 市町長は、震災時には同時に多数の傷病者が発生することから、傷病者の緊急性度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うため、治療優先順位を決定する方法としてトリアージ・タグ（患者識別票）の整備、現場での救命効果向上のための高規格救急自動車の整備拡充、救急救命士の育成、高度救命処置用資機材及び救護所用資機材の整備に努める。また、震災時に迅速に医療機関に搬送するため、県の災害・救急医療情報システムの活用を図る。</p> <p>第10節 水害予防 1 <u>基本方針</u> 地震発生に伴う河川、ため池、海岸等の堤防亀裂、沈下、崩れの発生、更には護岸、水門、樋門等の構造物の破損は、水害となって後背地に被害を及ぼすこととなるので、次の措置を講ずるほか、石川県水防計画の定めに準じて所要の警戒措置をとる。</p> <p>2 水防計画に基づく危険区域の監視 水防管理者は、異常降雨に伴って河川の水位が上昇しているとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波が予想されるとき、又は石川県水防計画に定</p>	

修 正 案	現 行	備 考
<p>くはそのおそれがあるとき、又は地震発生後の豪雨又は高潮・高波による二次災害が予想されるとき、石川県水防計画の定めるところにより危険区域の堤防等の巡視を行い、状況に応じて監視のための水防団員又は消防団員を配置する。</p> <p>この団員の配置等危険区域の監視体制については、市町地域防災計画等にあらかじめ定めておく。</p>	<p>める指定河川（手取川、梯川、前川、八丁川、鍋谷川、大聖寺川、新堀川、動橋川、犀川、安原川、伏見川、高橋川、大野川、浅野川、河北潟、金腐川、森下川、津幡川、宇ノ気川、羽咋川、子浦川、米町川、御祓川、二宮川、熊木川、八ヶ川、河原田川、町野川、小又川及び若山川）及び指定海岸（加越沿岸及び能登内浦沿岸）に水防警報が発せられたときは、石川県水防計画の定めるところにより危険区域の堤防等の巡視を行い、状況に応じて監視のための水防団員又は消防団員を配置する。</p> <p>この団員の配置等危険区域の監視体制については、市町地域防災計画等にあらかじめ定めておく。</p>	
<p>3 (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>3 (略)</p>	
<p>4 農業用排水路、ため池等の点検 (略)</p>	<p>4 がけ崩れ等危険区域の警戒 市町長は、土石流、地すべり、がけ崩れ、山崩れ等の発生に備えて、あらかじめ指定した危険区域の巡視、警戒を行うとともに、状況に応じて消防団員その他の警戒要員を配置する。この要員の配置等危険区域の警戒体制については、市町地域防災計画等にあらかじめ定めておく。</p>	
<p>5 水防資機材の点検配備 (1) 県は、常時各土木<u>（総合）</u>事務所に保有する水防資機材を整備し、点検の上補充する。 (2) 水防管理者は、水防倉庫内格納資機材の点検を定期的に行うとともに、堤防監視の結果や出水状況に応じて水防作業のしやすい位置に資機材の配備を行い、使用後は直ちに不足分を補充する。</p>	<p>5 農業用排水路、ため池等の点検 (略)</p> <p>6 水防資機材の点検配備 (1) 県は、常時各土木事務所に保有する水防資機材を整備し、点検の上補充する。 (2) 水防管理者は、水防倉庫内格納資機材の点検を定期的に行うとともに、地震発生に伴って河川の水位が上昇しているとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波が予想されるとき、又は石川県水防計画に定める指定河川及び指定海岸について水防警報が発せられたときは、堤防監視の結果や出水状況に応じて水防作業のしやすい位置に資機材の配備を行う。また、水防管理者は、使用後直ちに不足分を補充する。</p>	
<p>6 水防作業人員の確保 水防管理者は、地震に伴う河川、ダム、ため池、海岸等の堤防亀裂、沈下、崩れ及び、護岸、水門、樋門等の構造物の破損による水害が発生若しくはそのおそれがあるとき、又は地震発生後の豪雨又は高潮・高波による二次災害が予想されるとき、石川県水防計画の定めるところにより、水防作業上必要な人員を確保する。</p>	<p>7 水防作業人員の確保 水防管理者は、地震発生に伴って河川の水位が上昇したとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波が予想されるとき、又は石川県水防計画に定める指定河川及び指定海岸について水防警報が発せられたときは、石川県水防計画の定めるところにより、水防作業上必要な人員を確保する。</p>	
<p>7 雨量及び水位情報の公表 県は、雨量及び県の管理する河川における水位を、「石川県河川総合情報システム」により常時観測し、インターネット等で公表する。 また、地震による観測機器等の停電対策についても、所要の措置を講ずる。 水防管理団体等の関係機関は、河川総合情報システム等により自主的に常</p>	<p>8 雨量及び水位情報の公表 県は、雨量及び県の管理する河川における水位を、「石川県河川総合情報システム」により常時観測し、インターネット等で公表する。水防管理団体等の関係機関は、河川総合情報システム等により自主的に常時雨量及び水位情報を入手し、水防警報発表前にあっても状況を勘案して出動準備や出動に遺</p>	

修 正 案	現 行	備 考
<p>時雨量及び水位情報を入手し、水防警報発表前にあっても状況を勘案して出動準備や出動に遺漏のないよう注意する。</p> <p><u>8 避難準備措置の確立</u> 市町長は、地震に伴う河川、ダム、ため池、海岸等の堤防亀裂、沈下、崩れ及び、護岸、水門、樋門等の構造物の破損による水害が発生若しくはそのおそれがあるとき、又は地震発生後の豪雨又は高潮・高波による二次災害が予想されるときは、その状況に応じて溢水あるいは破堤により直接被害を受けるおそれのある地域の住民、滞在者その他の者に対し速やかに避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令するなど、人の生命又は身体を災害から保護するための避難準備措置を講ずる。</p> <p>(削除)</p> <p><u>9 地下空間の浸水対策</u> (略)</p> <p><u>10 水防施設等の耐震対策</u> 地震による水害対策上重要な水防施設等については、適切な耐震性を有するよう所要の措置を講ずる。</p>	<p>漏のないよう注意する。</p> <p><u>9 避難準備措置の確立</u> (1) <u>避難準備措置</u> 市町長は、異常降雨に伴って河川の水位が上昇したとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波が予想されるとき、又は石川県水防計画に定める指定河川及び指定海岸に水防警報が発せられたときは、その状況に応じて溢水あるいは破堤により又は土石流、地すべり、がけ崩れ、山崩れ等によって直接被害を受けるおそれのある地域の住民、滞在者その他の者に対し速やかに避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令するなど、人の生命又は身体を災害から保護するための避難準備措置を講ずる。 (2) ~ (4) (略)</p> <p><u>10 地下空間の浸水対策</u> (略)</p> <p><u>11 水防施設等の耐震対策</u> 震災対策上重要な水防施設等については、適切な耐震性を有するよう所要の措置を講ずる。</p>	
<p><u>第10節 避難体制の整備</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 健康福祉部、教育委員会、警察本部、市町、防災関係機関 </div> <p><u>1 基本方針</u> 市町は、地震に伴う建物倒壊及び出火・延焼、津波等の災害に備えて、避難場所、避難路の確保・整備に努める。 また、避難場所等については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか災害時要援護者にも配慮した施設等の整備や施設等の耐震性の向上に努めるとともに、町内会、自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図る。 (略)</p> <p>体系</p> <pre> graph TD A[避難体制の整備] --> B[避難場所、避難路の指定等] A --> C[二次避難支援体制の整備] A --> D[交通規制] A --> E[避難誘導標識等の設置] A --> F[安全確保計画] A --> G[避難所運営マニュアルの作成] </pre>	<p><u>第11節 避難体制の整備</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 教育委員会、警察本部、市町、防災関係機関 </div> <p><u>1 基本方針</u> 市町は、地震に伴う建物倒壊及び出火・延焼、津波等の災害に備えて、避難場所、避難路の確保整備に努める。 また、避難場所等については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか災害時要援護者にも配慮した施設等の整備や施設等の耐震性に努めるとともに、町内会、自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図る。 (略)</p> <p>体系</p> <pre> graph TD A[避難体制の整備] --> B[避難場所、避難路の指定等] A --> C[交通規制] A --> D[避難誘導標識等の設置] A --> E[安全確保計画] A --> F[避難所運営マニュアルの作成] </pre>	

修 正 案	現 行	備 考
<p>2 避難場所、避難路の指定等 市町は、地震災害時に住民が安全かつ迅速に避難できるよう次の事項に留意し、避難場所、避難路を指定するとともに、住民に対して周知徹底を図る。 <u>(削除)</u></p> <p>なお、避難所の規模(受入可能人数)・設備内容について、定期的に点検を行い、適切な配置に努めるとともに、避難が長期化した場合に備えて、被災者の健康管理等の観点から、あらかじめ公営や民間の宿泊施設の指定に努める。</p> <p>(1) 避難場所 ア～エ (略) オ 生活必需品等の供給 避難所には長時間滞在することも予想されるので、<u>指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、医薬品等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること。</u> また、避難場所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した施設・設備の整備に努めること。とりわけ、学校施設が避難所として多く使用されることから、防災機能の強化を図るため、貯水槽、備蓄倉庫、トイレ、自家発電装置等の整備に努めること。 さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の<u>整備を図ること。</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>2 避難場所、避難路の指定等 市町は、地震災害時に住民が安全かつ迅速に避難できるよう次の事項に留意し、避難場所、避難路を指定するとともに、住民に対して周知徹底を図る。 また、高齢者や障害者は一般の避難所では健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所の指定など受入・支援体制の整備を図る。</p> <p>なお、避難所の規模(受入可能人数)・設備内容について、定期的に点検を行い、適切な配置に努めるとともに、避難が長期化した場合に備えて、被災者の健康管理等の観点から、あらかじめ公営や民間の宿泊施設の指定に努める。</p> <p>(1) 避難場所 ア～エ (略) オ 生活必需品等の供給 避難所には長時間滞在することも予想されるので、食料、飲料水、医薬品等<u>最低限の生活必需品が容易に供給できる所であること。</u></p> <p>(2) (略)</p>	
<p>3 二次避難支援体制の整備 高齢者や障害者等は一般的の避難所では健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、市町は、地区ごとの福祉避難所の指定など受入・支援体制の整備を図る。</p> <p>また、県の二次避難支援の指針を踏まえ、二次避難支援マニュアルを作成し、関係団体との連携により、災害時要援護者の一般的な避難所から福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。</p>		
<p>4 交通規制 (略)</p>	<p>3 交通規制 (略)</p>	

修 正 案	現 行	備 考
<p><u>5 避難誘導標識等の設置</u> 市町は、避難場所等について、町内会、自主防災組織等を通じて周知徹底するとともに、避難誘導標識及び避難場所等の表示標識を設置する。 また、観光客等土地に不慣れな方にもわかりやすい視認性の良い避難誘導標識等の設置に努める。</p> <p><u>6 安全確保計画</u> (1) 児童生徒の安全確保 教育委員会及び学校長は、あらかじめ災害に応じた避難場所の複数化や二次避難場所の設定を含む避難誘導計画を策定し、避難経路の安全を確認するとともに、市町長、PTA等と協議し、保護者等との連絡方法や引き渡し、下校の方法、及び飲料水・医薬品等の調達等についても定めておく。 また、平素からこの計画に基づく訓練等を実施し、避難に万全を期す。 (2) (略)</p> <p><u>7 避難所運営マニュアルの作成</u> (略)</p> <p>« 2章12節へ移動 » « 2章13節へ移動 » « 2章14節へ移動 »</p> <p>第<u>1</u>1節 災害時要援護者対策</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">危機管理監室、健康福祉部、県民文化局、観光交流局、警察本部、市町</div> <p>1 (略)</p> <p>2 在宅の災害時要援護者への配慮 (1) 災害時要援護者の日常的把握 市町は、防災関係部局と福祉関係部局等との連携の下、平常時から県との連携及び民生・児童委員、介護職員、自主防災組織、ボランティア、自治会等の活動を通じて、高齢者、障害者等の災害時要援護者の所在等を把握し、電子データ、ファイル等で管理するとともに、一人ひとりの要援護者に対して複数の避難支援者を定めるなど、災害時において、迅速かつ一元的に避難誘導・安否確認等ができる体制を整備する。</p>	<p><u>4 避難誘導標識等の設置</u> 市町は、避難場所等について、町内会、自主防災組織等を通じて周知徹底するとともに、避難誘導標識及び避難場所等の表示標識を設置する。</p> <p><u>5 安全確保計画</u> (1) 児童生徒の安全確保 教育委員会及び学校長は、災害時における避難誘導計画をあらかじめ策定しておくとともに、市町長、PTA等と協議し、飲料水、医薬品等の調達及び保護者等との連絡方法や下校の方法等についても定めておく。 また、平素からこの計画に基づく訓練等を実施し、避難に万全を期す。 (2) (略)</p> <p><u>6 避難所運営マニュアルの作成</u> (略)</p> <p>第<u>1</u>2節 緊急輸送体制の整備 第<u>1</u>3節 医療体制の整備 第<u>1</u>4節 食料及び生活必需品等の確保</p> <p>第<u>1</u>5節 災害時要援護者対策</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">危機管理監室、健康福祉部、県民文化局、観光交流局、市町</div> <p>1 (略)</p> <p>2 在宅の災害時要援護者への配慮 (1) 災害時要援護者の日常的把握 県及び市町は、民生・児童委員、介護職員、自主防災組織、ボランティア、自治会等の活動を通じて、高齢者、障害者等の災害時要援護者の状況を把握し、電子データ、ファイル等で管理するとともに、一人ひとりの要援護者に対して複数の避難支援者を定めるなど、災害時に迅速な対応ができる体制を整備する。</p>	
		- 25 -

修 正 案	現 行	備 考
<p>(2) 災害時要援護者の避難支援計画の策定 市町は、防災関係部局と福祉関係部局、警察本部等との連携の下、消防団、自主防災組織等、また、平常時から要援護者と接している社会福祉協議会、地区民生委員協議会、介護サービス事業者、障害者団体等の福祉関係機関と協力して、個人情報保護やプライバシーに配慮しつつ、災害時要援護者に関する情報の共有、避難支援プランの策定等に努める。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) 福祉避難所の指定 <u>市町は、高齢者や障害者等は一般的な避難所では健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所の指定を進める。</u></p> <p>(8) 二次避難支援体制の整備 <u>県は、市町の二次避難支援（災害時要援護者を一般的な避難所から福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院の実施）に係る指針を作成するとともに、災害時要援護者の広域的な受入れや、介助員等の広域的な供給体制の確保のためのマニュアル（以下、「広域調整マニュアル」という。）を作成し、関係団体との協力体制の構築を図る。</u> <u>市町は、県の二次避難支援の指針を踏まえ、二次避難支援マニュアルを作成し、関係団体との連携により、福祉避難所への避難、緊急入所や緊急入院の必要な要援護者の受入体制の確保に努める。</u></p>	<p>(2) 災害時要援護者の避難支援計画の策定 市町は、防災関係部局と福祉関係部局等との連携の下、消防団、自主防災組織等、また、平常時から要援護者と接している社会福祉協議会、地区民生委員協議会、介護サービス事業者、障害者団体等の福祉関係機関と協力して、個人情報保護やプライバシーに配慮しつつ、災害時要援護者に関する情報の共有、避難支援プランの策定等に努める。</p> <p>(3)～(6) (略)</p>	
<p>3 社会福祉施設等の整備</p> <p>(1) 防災組織体制の整備 <u>県は、社会福祉施設等の管理者が、市町の指示に基づく具体的な防災計画を定めることを支援するため、その指針を示すものとする。</u> <u>社会福祉施設等の管理者は、県が示す指針を活用するなどし、施設の実情に応じた「具体的な防災計画」を定め、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確化しておく。</u> (略)</p> <p>(2) 防災設備等の整備 <u>社会福祉施設等の管理者は、できるだけ土砂災害等の危険性の少ない場所に施設を立地するよう努めるものとする。</u> <u>また、施設の災害に対する安全性を高めるため、施設の耐震診断、耐震改修、防災設備の整備等に努めるとともに、電気、水道等の供給停止に備えて、施設種別を考慮して利用者や職員の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄及び情報通信手段の確保等を行う。</u> <u>また、非常用電源を備える施設については、その設置場所を工夫するものとする。</u></p> <p>(3) 防災教育、防災訓練の充実 <u>社会福祉施設等の管理者は、防災に関する基礎的な知識や震災時にとるべき行動等についての理解、関心を高めるため、施設の職員等に対して防災教育を実施する。</u></p>	<p>3 社会福祉施設等の整備</p> <p>(1) 防災組織体制の整備 <u>社会福祉施設等の管理者は、震災発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ防災組織体制を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確化する。</u> (略)</p> <p>(2) 防災設備等の整備 <u>社会福祉施設等の管理者は、施設の災害に対する安全性を高めるため、施設の耐震診断、耐震改修、防災設備の整備等に努めるとともに、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄を行う。</u></p> <p>(3) 防災教育、防災訓練の充実 <u>社会福祉施設等の管理者は、防災に関する基礎的な知識や震災時にとるべき行動等についての理解、関心を高めるため、施設の職員等に対して防災教育を実施する。</u></p>	

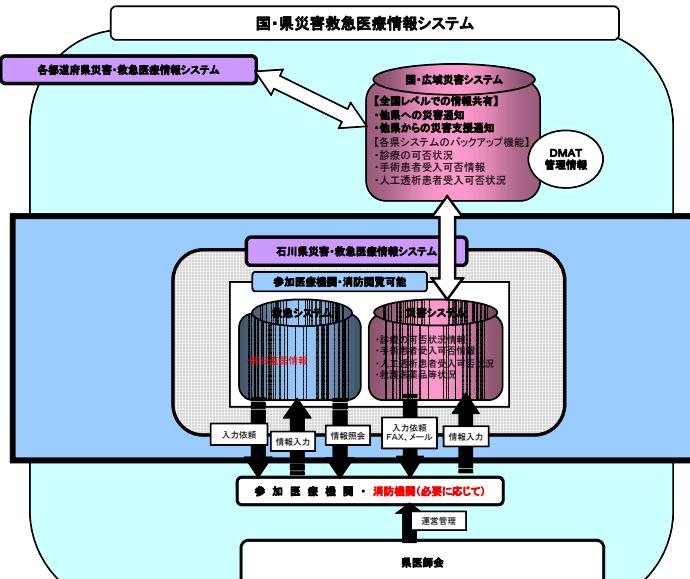
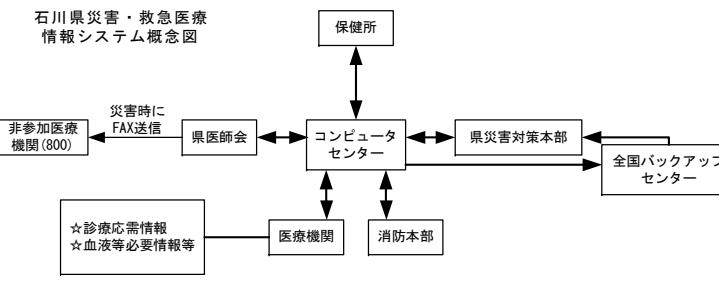
修 正 案	現 行	備 考
<p>また、震災時の切迫した状況下においても、適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や<u>土地条件・避難場所</u>を考慮して防災訓練を定期的に実施する。特に、自力避難が困難な者等が利用している施設にあっては、職員が手薄になる夜間における防災訓練についても配慮する。</p> <p>(削除)</p>	<p>また、震災時の切迫した状況下においても、適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や<u>利用者の実態</u>に応じた防災訓練を定期的に実施する。特に、自力避難が困難な者等が利用している施設にあっては、職員が手薄になる夜間における防災訓練についても配慮する。</p> <p>(4) 非常災害時における具体的な防災計画等の作成 社会福祉施設等の管理者は、県が示す「高齢者の入所系施設における防災マニュアル」等を活用し、施設の実状に応じた「非常災害時における具体的な防災計画」等をあらかじめ定めておく。</p>	
<p>4 外国人等に対する防災対策 県及び市町は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者が災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下の防災環境づくりに努める。</p> <p>(1) 避難誘導標識及び避難場所等の表示標識を簡明かつ効果的なものとともに、多言語化を推進する。</p> <p>(2) 多言語による防災知識の普及を推進する。</p> <p>(3) 外国人等の防災訓練への参加を推進する。</p> <p>(4) 地域全体で、外国人等への支援システムや救助体制の整備などに努める。</p>	<p>4 外国人等に対する防災対策 県及び市町は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者が災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう防災知識の普及や防災訓練への参加の推進に努める。また、地域全体で外国人等への支援システムや救助体制の整備などに努める。</p>	
<p>第12節 緊急輸送体制の整備 1～3 (略)</p> <p>4 港湾・漁港の整備 港湾等管理者は、人員・物資及び復旧用資機材等の海路による輸送の機能を確保するため、岸壁・道路等の耐震性を強化する。 また、緊急物資の集積及び住民の避難等のための広場等についても整備を図る。</p>	<p>第12節 緊急輸送体制の整備 1～3 (略)</p> <p>4 港湾、漁港の整備 港湾等管理者は、人員・物資及び復旧用資機材等の海路による輸送の機能を確保するため、岸壁等の耐震性を強化する。 また、緊急物資の集積及び住民の避難等のための広場等についても整備を図る。</p>	
<p>第13節 医療体制の整備 1 基本方針 地震発生時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、更に<u>医療機関の被災</u>や<u>ライフライン</u>の機能停止等による診療機能の低下が予想される。このような混乱した状況のもとで、県民の生命と安全を守るために、迅速な医療救護が要求される。 このため、県及び市町は、防災関係機関と緊密な連携を図りながら、被災者の救護に万全を期すため、医療救護体制の整備に努める。</p> <p>また、医療機関は、<u>被災時にあっても診療機能を維持するための施設・設備の整備</u>に努めるとともに、それぞれの役割に応じた医療救護活動を実施するための体制を整備するなど、平素から<u>地震</u>の発生に備える。</p>	<p>第13節 医療体制の整備 1 基本方針 地震発生時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、更に<u>ライフライン</u>の機能停止による診療機能の低下が予想される。このような混乱した状況のもとで、県民の生命と安全を守るため、迅速な医療救護が要求される。 このため、県及び市町は、防災関係機関と緊密な連携を図りながら、被災者の救護に万全を期すため、医療救護体制の整備に努める。また、医療機関は、<u>施設等の耐震性の強化</u>に努めるとともに、<u>防災活動要領（マニュアル）</u>を作成し、それに基づく防災訓練を実施するなど、平素から震災の発生に備える。</p>	

修 正 案	現 行	備 考
<p>体系</p> <pre> graph LR A[医療体制整備] --> B[医療救護体制の整備] A --> C[情報連絡体制] A --> D[災害医療支援室等の設置及び運営に関する訓練等] A --> E[医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制] </pre> <p>(1) 県</p> <p>ア 県は、市町が行う医療救護を応援・補完する立場から、県医師会等の医療関係団体、大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等の協力を得て、震災時における医療救護体制を確立しておく。</p> <p>また、県は、これらの医療救護関係団体等と協議し、必要に応じて協定を締結しておく。</p> <p>イ 県は、災害派遣医療チーム（D M A T）を派遣する意思を持ち、D M A Tの活動に必要な人員及び装備を有する病院を石川D M A T指定病院に指定しておく。</p> <p>ウ 県は、震災時に重症患者や特殊な医療を要する患者の治療を行う災害拠点病院、大学病院及び県医師会等と協力体制を確立しておく。</p> <p>エ 県は、次の機能を有する災害拠点病院を2次医療圏（南加賀地区・石川中央地区・能登中部地区・能登北部地区）ごとに整備、指定しておく。</p> <p>(ア) 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の震災時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能</p> <p>(イ) 患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能</p> <p>(ウ) 自己完結型のD M A T及び医療救護班の派遣機能</p> <p>(エ) 他の医療機関から派遣されたD M A Tや医療救護班の受入機能</p> <p>(オ) 地域の医療機関への応急用資器材の貸出機能</p> <p>(削除)</p> <p>オ 県は、震災が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に実施できるよう、「県災害時医療救護対応マニュアル」を整備するとともに、常に医療救護体制の点検を行っておく。</p>	<p>体系</p> <pre> graph LR A[医療体制整備] --> B[医療救護計画の策定] A --> C[心のケアへの対応] A --> D[情報連絡体制] A --> E[医薬品等及び輸血用血液の備蓄体制] </pre> <p>(1) 県</p> <p>ア 市町が行う医療救護を応援・補完する立場から、県医師会、大学附属病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等の協力を得て、震災時における医療救護体制を確立しておく。</p> <p>イ 県は、震災時に重症患者や特殊な医療を要する患者の治療を行う災害拠点病院、大学附属病院及び県医師会等と協力体制を確立しておく。</p> <p>ウ 県は、次の機能を有する災害拠点病院を2次医療圏（南加賀地区・石川中央地区・能登中部地区・能登北部地区）ごとに整備、指定しておく。</p> <p>(ア) 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の震災時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能</p> <p>(イ) 患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能</p> <p>(ウ) 自己完結型の医療救護チームの派遣機能</p> <p>(エ) 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能</p> <p>エ 県は、被災地の医療機関において人工透析が困難となる場合に備え、人工透析を実施する医療機関と協力体制を確立しておく。</p> <p>コ 県は、震災が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に実施できるよう、常に医療救護体制の点検を行っておく。</p>	

修 正 案	現 行	備 考																		
<p>カ 県は、医療救護活動に関する次の調整組織の設置について定めておく。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>目 的</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害医療支援室</td><td>D M A T の出動要請、医療救護班の派遣要請及び各地域への配置調整等</td><td></td></tr> <tr> <td>D M A T 活動支援室</td><td>国、他県とのD M A T の受入調整、各D M A T 活動拠点への配置調整等</td><td>災害医療支援室内に設置</td></tr> <tr> <td>地域医療救護活動支援室</td><td>地域内の各救護所等への医療救護班の配置調整等</td><td>地域別に設置</td></tr> <tr> <td>D M A T 活動拠点連絡会</td><td>各D M A T の活動調整、チーム間での情報共有等</td><td>地域医療救護活動支援室内に設置</td></tr> <tr> <td>医療救護班等連絡会</td><td>医療救護活動等に当たるチーム間での情報共有等</td><td>地域医療救護活動支援室内に設置</td></tr> </tbody> </table> <p>キ 県は、関係機関と連携のうえ、ヘリコプター等による患者等の搬送が必要となった場合における広域医療搬送拠点（S C U）の設置、協力をを行う医療機関をあらかじめ定めておく。</p> <p>ク 県は、大規模な震災により、県内の複数市町又は本県を含めた複数の県が同時に被災した場合に備え、隣接県をはじめ、中部ブロック各県、全国の都道府県との医療支援協力体制を確立しておく。</p> <p>（削除）</p> <p>ケ 県は、医療機関、医療関係団体、消防等医療救護活動に関する関係機関の災害時における連携を図るため、定期的にネットワーク会議を開催する。</p> <p>コ 県は、日頃から各種地元関係機関との連携体制を整備しておく。</p> <p>サ 県は、医療ボランティアの受付窓口の設置について、あらかじめ定めておく。</p> <p>(2) 市町</p> <p>ア 市町は、地域の実情にあわせた医療救護班を編成しておく。ただし、市町独自で医療救護班編成が不可能な場合は、広域圏で編成する。</p> <p>イ 医療救護班編成に当たっては、地区医師会、公的病院等医療機関の協力を得る。</p>	名 称	目 的	備 考	災害医療支援室	D M A T の出動要請、医療救護班の派遣要請及び各地域への配置調整等		D M A T 活動支援室	国、他県とのD M A T の受入調整、各D M A T 活動拠点への配置調整等	災害医療支援室内に設置	地域医療救護活動支援室	地域内の各救護所等への医療救護班の配置調整等	地域別に設置	D M A T 活動拠点連絡会	各D M A T の活動調整、チーム間での情報共有等	地域医療救護活動支援室内に設置	医療救護班等連絡会	医療救護活動等に当たるチーム間での情報共有等	地域医療救護活動支援室内に設置		
名 称	目 的	備 考																		
災害医療支援室	D M A T の出動要請、医療救護班の派遣要請及び各地域への配置調整等																			
D M A T 活動支援室	国、他県とのD M A T の受入調整、各D M A T 活動拠点への配置調整等	災害医療支援室内に設置																		
地域医療救護活動支援室	地域内の各救護所等への医療救護班の配置調整等	地域別に設置																		
D M A T 活動拠点連絡会	各D M A T の活動調整、チーム間での情報共有等	地域医療救護活動支援室内に設置																		
医療救護班等連絡会	医療救護活動等に当たるチーム間での情報共有等	地域医療救護活動支援室内に設置																		
	<p>オ 県は、関係機関と連携の上ヘリコプター等による患者の広域搬送体制を確立しておく。</p> <p>カ 県は、隣接県との医療支援協力体制を確立しておく。</p> <p>キ 県は、医薬品等及び輸血用血液の備蓄、供給体制を確立しておく。</p> <p>ク 保健福祉センター及び地域センターにおいては、日頃から各種地元関係機関との連携の推進を図り、地域の実状に応じた震災時の対応体制を確立しておく。</p> <p>ケ 市町が開催する医療救護班連絡会に対し、技術的な支援を行うため保健所の所長その他の職員を現地責任者としてあらかじめ定めておく。</p> <p>(2) 市町</p> <p>ア 市町長は、地域の実情にあわせた医療救護班を編成しておく。ただし、市町独自で医療救護班編成が不可能な場合は、広域圏で編成する。</p> <p>イ 医療救護班編成に当たっては、地区医師会、公的病院等医療機関の全面的な協力を得て編成する。</p>																			

修 正 案	現 行	備 考
<p>ウ 医療救護班は、原則として医師1名、看護師2名、補助者2名（運転手、連絡員）を一班とするよう編成し、できるだけ薬剤師1名も加えるよう努める。</p> <p>また、連絡体制についても定めておく。</p> <p>なお、市町等で編成された医療救護班については、県へ報告し、変更した場合も同様とする。</p> <p>(削除)</p> <p>エ 市町は、円滑な医療救護活動を実施するため、あらかじめ責任者を定めるとともに、県が設置する地域医療救護活動支援室への当該責任者の参加及び連携について定めておく。</p> <p>オ 市町は、震災時に重症患者等の処置及び収容を行う病院をあらかじめ指定しておく。</p> <p>カ 市町は、震災が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに、常に点検を行っておく。</p> <p>キ 市町は、避難所における救護所の設置について、あらかじめ当該管理者と協議しておく。</p> <p>ク 市町は、病院、救護所の被害状況や傷病者の受入情報等の収集方法をあらかじめ定めておく。</p> <p>(3) 医療関係団体 県医師会等の医療関係団体は、県からの派遣要請に円滑に対応し、医療救護活動が、効果的かつ効率的に行えるよう、活動マニュアル等の整備に努めるとともに、平時から、研修・訓練の実施に努める。</p> <p>(4) 災害拠点病院 ア 災害拠点病院は、震災の発生に備え、患者の安全確保、ライフラインが機能停止した場合における診療機能の維持（業務継続計画）、重症患者の受入れ及び搬送、DMA T及び医療救護班の編成・派遣、他の医療機関から派遣されたDMA T及び医療救護班の受入れ、地域の医療機関への応急用医療資機材の貸出しなどについて記載した災害対応マニュアルを作成しておく。</p> <p>イ 災害拠点病院は、災害対応マニュアルに基づき、定期的な防災訓練を実施する。</p> <p>(5) 救急告示病院 ア 救急告示病院は、震災の発生に備え、患者の安全確保、ライフラインが機能停止した場合における診療機能の維持（業務継続計画）、傷病者の受入れ及び搬送、医療救護班の編成及び派遣並びに他の医療機関から派遣された医療救護班の受入れ（※公立病院等）などについて記載した災害対応マニュアルを作成し、それに基づく定期的な防災訓練の実施に努める。 (※公立病院等・・・大学病院、公立病院、国立病院機構の病院、金沢赤十字病院、済生会金沢病院、金沢社会保険病院)</p>	<p>ウ 医療救護班は、原則として医師1名、看護師2名、補助者2名（運転手、連絡員）を一班とし、連絡体制についても定めておく。</p> <p>なお、市町等で編成された医療救護班については、県へ報告し、変更した場合も同様とする。</p> <p>エ 市町長は、被災地における医療救護班活動を総合的に調整するため、あらかじめ責任者を定めておく。この場合において、地域医療機関における負傷者等の医療の確保に支障が生じないよう十分留意することとする。</p> <p>オ 市町長は、円滑な医療救護活動を実施するため、医療救護班、健康管理班等による医療救護班連絡会の設置について定めておく。</p> <p>カ 市町長は、震災時に重傷患者等の処置及び収容を行う病院をあらかじめ指定しておく。</p> <p>キ 市町長は、震災が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに、常に点検を行っておく。</p> <p>ク 市町長は、避難所における救護所の設置について、あらかじめ当該管理者と協議しておく。</p> <p>ケ 市町長は、病院、救護所の被害状況や傷病者の受入情報等の収集方法をあらかじめ定めておく。</p>	

修 正 案	現 行	備 考
<p><u>イ 救急告示病院は、地域の災害拠点病院が実施する定期的な防災訓練への参加に努める。</u></p> <p>(6) <u>一般医療機関</u></p> <p>ア <u>一般医療機関は、患者の安全確保、ライフラインが機能停止した場合における診療機能の維持（業務継続計画）などについて記載した災害対応マニュアルを作成し、それに基づく定期的な防災訓練の実施に努める。</u></p> <p>イ <u>透析医療機関は、被災により人工透析が困難となる場合に備え、他の透析医療機関との協力体制を確立しておく。</u></p> <p>ウ <u>人工呼吸器等を使用している患者を抱える医療機関は、災害時にこれらの患者の搬送先等の計画を定めておく。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>		
<p>3 情報連絡体制</p> <p>(1) <u>医療救護活動に係る情報連絡体制</u></p> <p>ア <u>県は、災害医療支援室、DMA T活動支援室、地域医療救護活動支援室、DMA T活動拠点連絡会、医療救護班等連絡会相互の情報連絡体制を整備しておく。</u></p> <p>イ <u>県は、医療救護班間の情報共有ルールを整備しておく。</u></p> <p>ウ <u>市町は、被災地内医療施設及び救護所に係る情報連絡体制を整備しておく。</u></p> <p>エ <u>県は、災害時後方医療体制に係る情報連絡体制を整備しておく。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>3 心のケアへの対応</p> <p>(1) <u>県は、県内外からの心のケアに係る支援が円滑に行われるよう、平常時から関係機関と協力・連携し、派遣・受入体制の確立に努める。</u></p> <p>(2) <u>現地の状況に応じた適切な活動を行うため、実務担当者や関係スタッフに対する災害時等における心のケアに関する研修の充実を図る。</u></p> <p>4 情報連絡体制</p> <p>(1) <u>医療救護活動に係る情報連絡体制</u></p> <p>情報連絡の体系図は、次の「医療救護活動系統図」とおりであるが、被災地内医療施設及び救護所に係る情報連絡体制については市町が、災害時後方医療体制に係る情報連絡体制については県が整備する。</p> <p>The diagram illustrates the 'Medical Assistance Activity System Diagram' (医療救援活動系統図). It shows the following structure:</p> <ul style="list-style-type: none"> Top Level: 中部・東北・中国・四国・九州・沖縄 地域本部 (Central, Tohoku, Chugoku, Shikoku, Kyushu, Okinawa Regional Headquarters) and 県災害対策本部 (Prefectural Disaster Response Headquarters). Middle Level: 市町災害対策本部 (Municipal Disaster Response Headquarters) receives '派遣要請' (Deployment Requests) and sends '派遣' (Deployment) and '搬送' (Evacuation) instructions. Bottom Level: 医療救援班連絡会 (Medical Assistance Team Contact Conference) receives information from various sources and relays it to medical facilities and rescue teams. Key Entities: 医療救援班連絡会 (Medical Assistance Team Contact Conference), 災害医療支援室 (Disaster Medical Support Room), DMA T活動支援室 (DMA T Activity Support Room), 地域医療救護活動支援室 (Regional Medical Assistance Activity Support Room), 災害拠点連絡会 (Disaster Relocation Conference), 大型附属病院 (Large Affiliated Hospital), 災害直面病院 (Directly Facing Disaster Hospital), 災害対応病院 (Disaster Response Hospital), 災害対応施設 (Disaster Response Facility), 日本赤十字社 (Japan Red Cross Society), and 各市町 (Various Municipalities). Notes: <ul style="list-style-type: none"> (注) ①県・市: 災害対応施設を隸屬している次の市町である。 協定市: 石川県、富山県、福井県、滋賀県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、奈良県、和歌山县 (注) ②中部・東北・中国・四国・九州・沖縄 地域本部 	

修 正 案	現 行	備 考
<p>(2) 石川県災害・救急医療情報システム（注1）による連絡体制</p> <p>ア 県は、震災時において、医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保状況、医薬品等の保有状況などの災害時医療に係る総合的な情報収集及び提供を行う石川県災害・救急医療情報システムが有効に機能するよう体制を整備しておく。</p> <p>イ 石川県災害・救急医療情報システムに参加する医療機関は、当該システムに迅速で確実な情報の入力を行うため、複数の担当者を定め、入力内容や操作などの研修・訓練を定期的に行っておく。</p> <p>(注1) 石川県災害・救急医療情報システム <input type="radio"/> (略) <input type="radio"/> システム参加機関 医療機関 61、消防本部 11、医師会 1、保健福祉センター等 13 <input type="radio"/> 災害時情報 患者受入可否情報、受入患者数、患者転送情報、医薬品保有状況、ライフライン状況等</p> <p style="text-align: center;"><u>災害・救急医療情報システム概念図</u></p> 	<p>(2) 災害・救急医療情報システム（注1）による連絡体制</p> <p>県は、震災時において、医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保状況、医薬品等の備蓄状況などの災害時医療に係る総合的な情報収集及び提供を行う石川県災害・救急医療情報システム及び災害時優先電話が有効に機能するよう体制を整備しておく。</p> <p>(注1) 石川県災害・救急医療情報システム <input type="radio"/> (略) <input type="radio"/> システム参加機関 医療機関 62、消防本部 11、医師会 1、保健福祉センター等 13 <input type="radio"/> 災害時情報 診療可否状況、医薬品等在庫状況、ライフライン状況、ボランティア情報等</p> <p style="text-align: center;"><u>石川県災害・救急医療情報システム概念図</u></p>  <p>※ 参加医療機関・消防機関(必要に応じて) 連絡管理</p>	

修 正 案	現 行	備 考
<p>(3) 災害時通信手段の確保</p> <p>ア 災害拠点病院は、石川県災害・救急医療情報システムによる情報収集に加え、災害時の通信手段を確保するため、衛星電話を保有するとともに、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備しておく。</p> <p>イ 災害拠点病院、救急告示病院及び透析医療機関は、衛星電話、災害時優先電話、M C A無線等を含めた複数の通信手段の保有に努める。</p> <p>ウ 県及び市町は、災害時の情報連絡体制を確保するため、衛星電話、災害時優先電話、M C A無線等の複数の通信手段の整備に努める。</p>	<p>(3) 災害時優先電話の確保</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、災害時の優先電話の確保など災害に強い通信の整備に努める。</p>	
<p>4 災害医療支援室等の設置及び運営に関する訓練等</p> <p>県は、関係機関の協力を得ながら、災害時において医療救護活動が円滑に行われるよう、平常時から、<u>災害医療支援室</u>、<u>D M A T活動支援室</u>、<u>地域医療救護活動支援室</u>、<u>D M A T活動拠点連絡会</u>及び<u>医療救護班等連絡会の設置</u>、<u>運営等</u>に関する研修や訓練の実施に努める。</p>	<p>(4) 医療救護班連絡会の開催及び運営に関する訓練等</p> <p>県及び市町は、関係機関の協力を得ながら、災害時において医療救護活動が円滑に行われるよう、平常時から、<u>医療救護班連絡会の開催</u>や<u>運営等</u>に関する研修や訓練の実施に努める。</p>	
<p>5 医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制</p> <p>(1) 医薬品等</p> <p>県は、救急用の医薬品等の備蓄・供給体制を確立しておく。</p> <p>(2) 輸血用血液</p> <p>石川県赤十字血液センターは、県との連携を保ち、県内の主要医療機関等と協力し、<u>輸血用血液の備蓄・供給体制を確立</u>しておく。</p>	<p>5 医薬品等及び輸血用血液の備蓄体制</p> <p>(1) 医薬品等</p> <p>県は、救急用の医薬品等の備蓄体制づくりを推進する。</p> <p>(2) 輸血用血液</p> <p>石川県赤十字血液センターは、県との連携を保ち、県内の主要医療機関等と協力し、<u>輸血用血液を備蓄する</u>。</p>	
<h4>第14節 健康管理活動体制の整備</h4> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>健康福祉部、市町</p> </div> <p>1 基本方針</p> <p>災害発生時には、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスにより心身の健康を損ないやすい。</p> <p>このため、県及び市町は、医療救護活動等と緊密な連携を図りながら被災者の健康管理体制に万全を期すため、災害時の保健活動マニュアルを作成する等、平素から震災の発生に備える。</p> <p>また、「自らの健康は自らが守る」という観点から、県民自身の健康管理意識の向上に努める。</p>		

修 正 案	現 行	備 考
<p>体系</p> <pre> graph LR A[健康管理対策] --> B[平常時の健康管理対策] A --> C[災害時の健康管理体制の整備] A --> D[情報連絡体制の整備] </pre> <p>2 平常時の健康管理対策</p> <p>(1) 県及び市町は、災害時に健康障害の発症リスクの高い者に対して、平素から保健指導の徹底を行うとともに、災害時の備えに関する健康教育、保健指導の実施に努める。</p> <p>(2) 市町は、平素の健康管理活動を通じ、地区ごとの要支援者の把握に努めるとともに、地域の医療機関、民生委員、健康づくり推進員等との協働・連携体制の構築に努める。</p> <p>(3) 県民は、平常時から健康診断の受診等により、自らの健康状態の把握、改善に努めるとともに、特に慢性疾患等を有する場合は、健康手帳やお薬手帳等により服用薬剤等の自己管理に努める。</p> <p>3 災害時の健康管理体制の整備</p> <p>(1) 県</p> <p>ア 県は、市町における被災者への健康管理活動が円滑に実施できるよう、保健活動マニュアル等を作成するとともに、支援関係者に対する研修を実施するほか、各市町の災害時の健康管理活動の整備状況等の確認を行う。</p> <p>イ 県は、震災が発生した場合に備え、県看護協会や県栄養士会等関係団体との連携体制、他都道府県への応援要請体制等を構築する。</p> <p>(2) 市町</p> <p>市町は、災害時に被災者への健康管理活動が円滑に実施できるよう、災害時の保健活動マニュアル等を作成するとともに、障害者、高齢者、医療、食料備蓄、避難所運営等の担当部門と協力、連携した活動体制の確立に努める。</p> <p>4 情報連絡体制の整備</p> <p>県及び市町は、災害時の健康管理活動実施についての情報連絡体制の整備に努める。</p> <p>第15節 こころのケア体制の整備</p> <p>健康福祉部、市町</p>		

修 正 案	現 行	備 考
<p><u>1 基本方針</u> <u>地震発生時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等により、被災した住民に日常生活上のストレス、死の恐怖や絶望感などの精神的苦痛から、心身の健康を崩したり、疾病の悪化を招くため、被災した住民の精神的不調の予防や軽減を図る必要がある。</u> <u>このため、県は平時から、市町及び精神科医療機関と緊密な連携を図りながら、地震発生時における被災者の救護に万全を期すため、精神保健医療体制の整備に努める。</u></p> <p>体系</p> <pre> graph LR A[災害時精神保健医療対策] --> B[こころのケア実施体制の整備] A --> C[災害時精神科医療体制の整備] A --> D[情報連絡体制の整備] </pre>		
<p><u>2 こころのケア実施体制の整備</u></p> <p><u>(1) 県</u></p> <p>ア 県は、被災者へのこころのケア活動が円滑に実施できるよう、こころのケア活動マニュアルを作成し、支援関係者に対する研修を実施するほか、常に活動体制の点検を行う。</p> <p>イ 県は、県こころの健康センター、県立高松病院及び精神科医療機関等と連携、協力し、派遣・受入体制の確立に努める。</p> <p><u>(2) 市町</u></p> <p>ア 市町は、避難所における精神科救護所の設置について、あらかじめ避難所管理者と協議しておく。</p> <p>イ 市町は、平時から支援が必要な精神障害者等に関する情報を整理し、地震発生時にはこころのケア活動に迅速に活用できるように、情報の提供に努める。</p> <p><u>3 災害時精神科医療体制の整備</u></p> <p>震災により急発・急変し、緊急に入院を要する者に対応するため、県は、精神科医療機関と協力し体制整備に努める。</p> <p><u>4 情報連絡体制の整備</u></p> <p>県及び市町、精神科医療機関は、平時から精神保健医療班（こころのケアチーム）の派遣・受入体制及び精神科救急医療についての情報連絡体制の整備に努める。</p>		

修 正 案	現 行	備 考
<p>第16節 食料及び生活必需品等の確保</p> <p>1 基本方針</p> <p>住宅の被災等による食料及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。</p> <p>このため、発災直後から被災者に対して円滑に食料及び生活物資の供給が行われるよう物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図る。<u>なおこの際、要援護者への配慮及び食料の質の確保に留意する。</u></p> <p><u>また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）等の取り組みを一層推進する。</u></p> <p>2 県、市町、県民等の役割分担</p> <p>(1) 県は、被災住民に給与する食料及び生活物資や、市町の要請を受けて必要となる物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努める。</p> <p><u>また、県は、災害の規模等にかんがみ、被災市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請・調達・輸送体制の整備を図る。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3 食料及び生活物資の確保</p> <p>県及び市町は、平常時から災害の発生に際して必要となる物資の調達を、次により行う。</p> <p>(1) 県は、市町の備蓄を補完するため、非常食等の備蓄に努める。</p> <p><u>なお、備蓄食料については、栄養や食事形態など要援護者に配慮したものとなるよう留意する。</u></p> <p><u>また、地震被害想定などを参考として、栄養や食事形態など要援護者に配慮した、避難者に必要とされる食料等の調達を行うための具体的方法を検討し、災害発生時に迅速かつ適切に対処できるよう調達体制を整備するとともに、それらの供給確保に努める。</u></p> <p><u>そのため、他の都道府県との災害援助協定の締結、事業者団体等との燃料等の物資支援協定の締結、物資搬送体制の構築を図る。</u></p> <p>(2) 市町は、地震被害想定などを参考として、非常食の備蓄に努める。</p> <p><u>また、備蓄を行うにあたって、大規模な地震災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、災害時要援護者向けの粉ミルクや柔らかい食品の備蓄、洋式仮設トイレなどの避難所生活に必要な物資が適時・適切に配備されるよう、要援護者に対する備蓄物資を拡充する。</u></p> <p><u>さらに、非常食の備蓄を補完するとともに、栄養や食事形態など要援護者</u></p>	<p>第14節 食料及び生活必需品等の確保</p> <p>1 基本方針</p> <p>住宅の被災等による食料及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。</p> <p>このため、発災直後から被災者に対して円滑に食料及び生活物資の供給が行われるよう物資の備蓄及び調達体制の整備を図る。</p> <p>2 県、市町、県民等の役割分担</p> <p>(1) 県は、被災住民に給与する生活物資及び市町の要請を受けて必要となる物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努める。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3 食料及び生活物資の確保</p> <p>県及び市町は、平常時から災害の発生に際して必要となる物資の調達を、次により行う。</p> <p>(1) 県は、市町の備蓄を補完するため、非常食等の備蓄に努める。</p> <p><u>また、地震被害想定などを参考として、必要とされる食料等の調達を行うための具体的方法を検討し、災害発生時に迅速、適切に対処できるよう調達体制を整備するとともに、それらの供給確保に努める。</u></p> <p><u>なお、非常食の備蓄を補完するため、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなど、災害時における調達先を確保しておく。</u></p> <p>(2) 市町は、地震被害想定などを参考として、非常食の備蓄に努めるほか、被災地における迅速な対応を図るため、分散備蓄を行うとともに、災害時要援護者向けの粉ミルクや柔らかい食品の備蓄、洋式仮設トイレなどの避難所生活に必要な物資が適時・適切に配備されるよう、要援護者に対する備蓄物資を拡充する。</p> <p><u>また、非常食の備蓄を補完するため、関係業界等とあらかじめ協定を締結</u></p>	

修 正 案	現 行	備 考
<p>に配慮した、避難者に必要とされる食料等の調達方法を具体的に検討し、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなど、災害発生時に迅速かつ適切に対処できるようそれらの供給体制を整備する。</p> <p>4 物資の集積、配送地の整備 県及び市町は、被災者に食料等の物資が迅速に供給できるようそれぞれの救援物資等の集積、保管、配送等のために集配予定地をあらかじめ定めるとともに、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、体制を整備する。</p> <p>(1) 県は、災害の規模が甚大で市町が定める集配予定地のみでは対応が困難な場合や全国からの物資の円滑な受け入れを行うため、県の地形的特質等を勘案の上、交通上の利便のよい所に集配予定地（1次集積所）を定める。</p> <p>(2) 市町は、避難場所の位置及び近隣市町等からの物資受け入れ輸送経路を考慮し、集配予定地（2次集積所）を定める。</p> <p>(3) 県及び市町は、大規模災害等を想定した物資の仕分けの配送について、民間業者の活用を事前に検討しておく。</p> <p>5 (略)</p>	<p>するなど、災害時における調達先を確保しておく。</p> <p>4 物資の集積、配送地の整備 県及び市町は、被災者に食料等の物資が迅速に供給できるようそれぞれの救援物資等の集積、保管、配送等のために集配予定地をあらかじめ定める。</p> <p>(1) 県は、災害の規模が甚大で市町が定める集配予定地のみによっては対応が困難な場合や全国からの物資の円滑な受け入れを行うため、県の地形的特質等を勘案の上、交通上の利便のよい所に集配予定地を定める。</p> <p>(2) 市町は、避難場所の位置及び近隣市町等からの物資受け入れ輸送経路を考慮し、集配予定地を定める。</p> <p>5 (略)</p>	
<p>第17節 積雪・寒冷対策 1～2 (略) 3 交通の確保 (1) 道路交通の確保 (略) ア 除雪体制の強化 (ア) (略) (イ) 道路管理者は、効率的な除雪を行うため、地形や積雪の状況など自然条件に適合した除雪機械等の配備に努める。 イ 積雪寒冷地に適した道路整備の促進 (ア) 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路整備を推進する。 (イ) (略) （以下略）</p> <p>【地震に強い県土づくり】 「地震に強い県土づくり」のために、公共施設や多くの人が集まる施設などをはじめとした建物の安全化や河川管理施設などの公共構造物、ライフラインなどの公共的施設の安全化及び急傾斜地崩壊対策事業などその他の県土保全事業を計画的かつ総合的に推進する。</p>	<p>第16節 積雪・寒冷対策 1～2 (略) 3 交通の確保 (1) 道路交通の確保 (略) ア 除雪体制の強化 (ア) (略) (イ) 道路管理者は、効率的な除雪を行うため、地形や積雪の状況など自然条件に適合した除雪機械等の整備に努める。 イ 積雪寒冷地に適した道路整備の促進 (ア) 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備や施設の整備を推進する。 (イ) (略) （以下略）</p> <p>【震災に強い県土づくり】 「震災に強い県土づくり」のために、公共施設や多くの人が集まる施設などをはじめとした建物の安全化や河川管理施設などの公共構造物、ライフラインなどの公共的施設の安全化及び急傾斜地崩壊対策事業などその他の県土保全事業を計画的かつ総合的に推進する。</p>	

修 正 案	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">地震に強い国土づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物等災害予防 第18節 公共施設災害予防 第19節 地盤災害予防 第20節 危険物等災害予防 第21節 	<p style="text-align: center;">震災に強い国土づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物等災害予防 第17節 公共施設災害予防 第18節 地盤災害予防 第19節 危険物等災害予防 第20節 	
<p>第18節 建築物等災害予防</p> <p>1 基本方針 (略)</p> <p>体系</p> <pre> graph LR A[建築物等災害予防] --> B[防災上重要な公共建築物等の災害予防] A --> C[一般建築物の災害予防] A --> D[文化財災害予防] A --> E[ブロック塀、石塀等倒壊予防対策] A --> F[家具等転倒防止対策] A --> G[落下物防止対策] A --> H[エレベーター閉じ込め防止対策] </pre> <p>2 防災上重要な公共建築物等の災害予防 地震対策は、迅速かつ的確な情報伝達と適切な行動への指示が要求される。これらの活動を円滑に進めるため、県及び市町等は、次の公共建築物等については、できるだけ、活断層直近を避けた場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず立地する場合には、地質調査などに基づき、活断層直上を回避するとともに、建物の構造の強化及び一層の耐震性、不燃性の確保などに努める。 (略)</p> <p>3 一般建築物の災害予防 (1)～(2) (略) (3) 耐震性、不燃性建築物の建築促進 (略) 特に住宅に関しては、住民に対して、住宅の耐震化の必要性について周知を徹底し、防災意識を啓発するとともに、耐震診断・耐震改修等による住宅の耐震化の促進を図る。 (略) (4)～(7) (略)</p>	<p>第17節 建築物等災害予防</p> <p>1 基本方針 (略)</p> <p>体系</p> <pre> graph LR A[建築物等災害予防] --> B[防災上重要な公共建築物等の災害予防] A --> C[一般建築物の災害予防] A --> D[文化財災害予防] A --> E[ブロック塀、石塀等倒壊予防対策] A --> F[家具等転倒防止対策] </pre> <p>2 防災上重要な公共建築物等の災害予防 震災対策は、迅速かつ的確な情報伝達と適切な行動への指示が要求される。これらの活動を円滑に進めるため、次の公共建築物等については、一層の耐震性、不燃性の確保を図る。 (略)</p> <p>3 一般建築物の災害予防 (1)～(2) (略) (3) 耐震性、不燃性建築物の建築促進 (略) 特に住宅に関しては、住民に対して、住宅の耐震化の必要性を啓発し、防災意識の向上を図るとともに、耐震診断・耐震改修等による住宅の耐震化の促進を図る。 (略) (4)～(7) (略)</p>	

修 正 案	現 行	備 考
<p>4～5 (略)</p> <p>6 家具等転倒防止対策 県及び市町は、地震動による家具等の転倒被害を防止するため、「<u>自分の命は自分で守る</u>」という<u>自助の大切さ</u>を住民に周知し、日頃から住民自らが家具の固定等転倒防止対策を行うよう普及啓発に努める。</p> <p>7 落下物防止対策 <u>県及び市町は、地震動による天井の脱落防止等の落下物の被害を防止するため、点検、補強の指導に努めるとともに、新たに設置する場合には、施工、設置基準を遵守するよう安全性の確保の指導に努める。</u></p> <p>8 エレベーター閉じ込め防止対策 <u>県及び市町は、地震動によるエレベーター閉じ込め等を防止するため、点検、改修の指導に努めるとともに、新たに設置する場合には、施工、設置基準を遵守するよう安全性の確保の指導に努める。</u></p>	<p>4～5 (略)</p> <p>6 家具等転倒防止対策 県及び市町は、地震動による家具等の転倒被害を防止するため、日頃から住民自らが家具の固定等転倒防止対策を行うよう普及啓発に努める。</p>	
<p>第19節 公共施設災害予防</p> <p>1 基本方針 道路、海岸、港湾、漁港、河川、公園、上水道、下水道、電力、電信電話、鉄道等の公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動に欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。 このため、地震に強いまちづくりを行うに当たっては、これらの公共施設の耐震性の強化及び被害軽減のための共同溝等の整備などの諸施策を実施するとともに、主要な鉄道、道路、港湾、空港などの交通施設間の連携強化を図るなど、地震発生時の被害を最小限にとどめるよう予防措置に努める。</p> <p>2 道路施設整備対策 地震により道路及び道路の重要な構造物である橋梁、隧道等が破損することは、震災時における住民の避難、消防活動、医療活動、緊急物資の輸送、救助・救急活動等に大きな支障を生じる。 このため、道路施設が地震災害時において、救命活動や支援物資の輸送、復旧活動等が迅速かつ円滑に行えるよう、また通行止めの発生を防止したり、被災地への交通を早期に確保できるなど、避難路、消防活動用道路等としてその機能を發揮できるようにするために、緊急度の高い個所から順次防災工事を実施し、地震災害への対応力の高い強靭な道路交通網を構築する。 また、新たな道路、橋梁等を建設する場合は、耐震性を配慮した道路施設の建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。 (1) 道路の整備 <u>地震への対応力の高い強靭な道路交通網を構築するために必要な道路整備を計画的に進める。</u></p>	<p>第18節 公共施設災害予防</p> <p>1 基本方針 道路、海岸、港湾、漁港、河川、公園、上水道、下水道、電力、電信電話、鉄道等の公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動に欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。 このため、地震に強いまちづくりを行うに当たっては、これらの公共施設の耐震化の強化及び被害軽減のための共同溝等の整備などの諸施策を実施し、地震時の被害を最小限にとどめるよう予防措置に努める。</p> <p>2 道路施設整備対策 地震により道路及び道路の重要な構造物である橋梁、隧道等が破損することは、震災時における住民の避難、消防活動、医療活動、緊急物資の輸送、救助・救急活動等に大きな支障を生じる。 このため、道路施設が地震時において、避難路、消防活動用道路等としてその機能を発揮できるようにするために、緊急度の高い個所から順次防災工事を実施する。 また、新たな道路、橋梁等を建設する場合は、耐震性を配慮した道路施設の建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。</p> <p>(1) 道路の整備</p>	

修 正 案	現 行	備 考
<p>また、地震により発生が予想される道路破損としては、擁壁の崩壊、高盛土個所の崩壊及び法面からの土砂・岩石の崩落等が考えられる。加えて、地下埋設物や電柱、信号機、看板など施設の破損による二次的被害も考えられる。</p> <p>このため、これらの災害が想定される個所に対して、緊急度の高い個所から順次対策工事を実施する。<u>(削除)</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>3 海岸、港湾、漁港、河川の整備対策</p> <p>(1) 海岸、港湾、漁港の整備</p> <p>ア 人員、緊急物資及び復旧用資機材等の海路による輸送の機能を確保するため、耐震性を補強するとともに必要に応じて耐震強化岸壁を整備する。また、緊急物資の集積及び住民の避難等のための広場等についても整備する。</p> <p>イ 護岸等についても、耐震点検の結果を踏まえ、耐震性の劣る施設又は老朽化が著しい施設の改築等の整備を促進する。<u>(削除)</u></p> <p>(2) 河川の整備</p> <p>地震時におけるダム、えん堤及び堤防等の損壊により甚大な被害が予想されることから、河川施設のうち老朽化等により施設の機能低下を来すおそれがある個所については、改築、補強等の整備を促進するとともに、新設に当たっては耐震性を配慮して整備する。</p> <p>(略)</p> <p>4 公園、緑地等の整備対策</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 耐震性能の確保</p> <p>既存の公園内の建築物、工作物等の損壊を防止するため、緊急性が高く、かつ実施可能な施設から順次対策工事を実施する。また、新たにつくる施設については、耐震性を配慮して整備する。</p> <p>(3) 地域防災拠点施設の整備</p> <p>震災時の応急活動を円滑に行うための地域防災拠点施設として、備蓄倉庫、貯水槽、臨時離着陸場、放送設備等の施設整備を進める。</p> <p>5 上水道、下水道の整備対策</p> <p>(1) 上水道の整備</p> <p>地震等災害による水道の断水被害を可能な限り防止するとともに、水道被害が生じた場合でも、迅速かつ円滑に対応できる体制を整備する。</p> <p>また、新設する施設については、耐震性の強化に努めるとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。</p> <p>(略)</p>	<p>地震により発生が予想される道路破損としては、擁壁の崩壊、高盛土個所の崩壊及び法面からの土砂・岩石の崩落等が考えられる。<u>また、地下埋設物や電柱、看板など施設の破損による二次的被害も考えられる。</u></p> <p>このため、これらの災害が想定される個所に対して、緊急度の高い個所から順次対策工事を実施する。<u>また、災害時に孤立化のおそれがある地区においては、避難や救援に必要な道路の整備等に努める。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>3 海岸、港湾、漁港、河川の整備対策</p> <p>(1) 海岸、港湾、漁港の整備</p> <p>ア 人員、緊急物資及び復旧用資機材等の海路による輸送の機能を確保するため、耐震性を補強するとともに必要に応じて耐震岸壁を整備する。また、緊急物資の集積及び住民の避難等のための広場等についても整備する。</p> <p>イ 護岸等についても、耐震性の劣る施設又は老朽化が著しい施設の改築等の整備を促進する。</p> <p>ウ 津波対策としては、背後地の住民を守るための保全施設等を整備する。</p> <p>(2) 河川の整備</p> <p>地震時におけるダム、えん堤等の損壊により甚大な被害が予想されることから、河川施設のうち老朽化等により施設の機能低下を来すおそれがある個所については、改築、補強等の整備を促進するとともに、新設に当たっては耐震性を配慮して整備する。</p> <p>(略)</p> <p>4 公園、緑地等の整備対策</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 既存の公園内の建築物、工作物等の損壊を防止するため、緊急性が高く、かつ実施可能な施設から順次対策工事を実施する。また、新たにつくる施設については、耐震性を配慮して整備する。</p> <p>(3) 震災時の応急活動を円滑に行うための地域防災拠点施設として、備蓄倉庫、貯水槽、臨時離着陸場、放送設備等の施設整備を進める。</p> <p>5 上水道、下水道の整備対策</p> <p>(1) 上水道の整備</p> <p>地震等災害による水道の断水被害を可能な限り防止するとともに、水道被害が生じた場合でも、迅速かつ円滑に対応できる体制を整備する。</p> <p>(略)</p>	

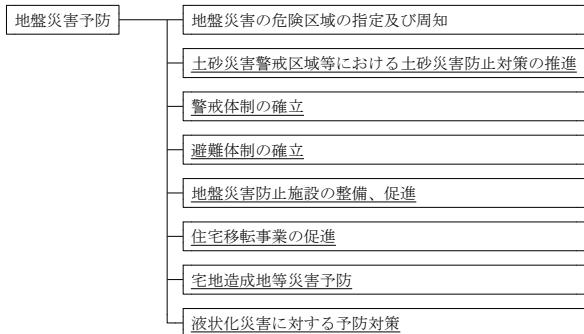
修 正 案	現 行	備 考
<p>(2) 下水道の整備 住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、既存下水道施設の<u>耐震性</u>の強化に努めるとともに、<u>地震災害時における応急対策及び応急復旧に必要な体制を整備しておく。</u> また、新設する施設については、<u>耐震性を確保する。</u> ア 施設の整備 (ア) 管 渠 主要な管路等を重点に、<u>優先度の高いもの</u>から補強、整備する。 (略) (イ) ポンプ場、終末処理場 <u>ポンプ場、終末処理場については、一定の処理機能を確保できるよう耐震性の強化を図る。</u> (略)</p> <p>イ 安全の確保 (ア) 体制面の強化 a (略) b 日頃から震災に備えて、応急復旧用資機材の<u>備蓄</u>に努める。 (略)</p> <p>6～11 (略)</p>	<p>(2) 下水道の整備 住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、既存下水道施設の<u>震災時における防災性</u>の強化に努めるとともに、<u>震災時における応急対策及び応急復旧に必要な体制を整備しておく。</u> また、新設する施設については、<u>耐震性の強化に努める。</u> ア 施設の整備 (ア) 管 渠 地盤の軟弱な地区又は不均等な地区に敷設されている下水管渠を重点に、<u>老朽化の著しいもの</u>から補強、整備する。 (略) (イ) ポンプ場、終末処理場 <u>ポンプ場、終末処理場との下水管渠の連結箇所は、地震動により破損しやすいため、老朽化している施設については補強、整備する。</u> (略)</p> <p>イ 安全の確保 (ア) 体制面の強化 a (略) b 日頃から震災に備えて、応急復旧用資機材の<u>整備</u>に努める。 (略)</p> <p>6～11 (略)</p>	

第20節 地盤災害予防

1 基本方針

(略)

体系

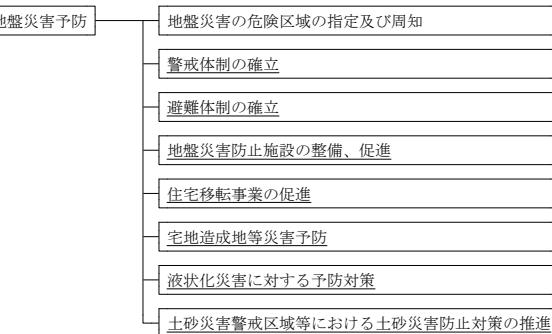


第19節 地盤災害予防

1 基本方針

(略)

体系



修 正 案	現 行	備 考
2 (略)	2 (略)	
3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進 (1) 土砂災害警戒区域における対策 ア (略) イ (略) また、 <u>土砂災害防止法に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所、その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項等市町地域防災計画に定められた事項を記載した土砂災害ハザードマップ等を作成し、住民に周知するものとする。</u> (以下略)	9 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進 (1) 土砂災害警戒区域における対策 ア (略) イ (略) また、 <u>市町地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所、その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した土砂災害ハザードマップ等を配付する。</u> (以下略)	
4 警戒体制の確立 (1) 県及び市町は、合同又は単独で定期的に危険箇所の巡視、点検を実施し、地盤災害の未然防止に努める。 (2) 市町は、地震発生後に <u>土石流、地すべり、がけ崩れ、山崩れ、液状化等のおそれがあると認められるときは、危険個所の巡視、警戒を行う。</u> また、当該危険個所ごとに所要の警戒要員を配置するなど、警戒体制について、 <u>市町地域防災計画にあらかじめ定めておく。</u> なお、巡視、警戒に当たるべき時機を失しないよう関係機関との連絡を密にし、地盤災害の未然防止に努める。	3 警戒体制の確立 県及び市町は、合同又は単独で定期的に危険箇所の巡視、点検を実施し、地盤災害の未然防止に努める。 市町は、地震発生後に <u>地すべり、がけ崩れ、山崩れ、液状化等のおそれがあると認められるときは、危険個所の巡視、警戒を行う。</u> また、当該危険個所ごとに所要の警戒要員を配置するなど、警戒体制についてあらかじめ定めておく。 なお、巡視、警戒に当たるべき時機を失しないよう関係機関との連絡を密にし、地盤災害の未然防止に努める。	
5 避難体制の確立 市町長は、大雨警報や土砂災害警戒情報が発表された場合、又は地盤災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、当該地域の住民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止する必要があると認められるときは、当該地域の住民、滞在者その他の者に対して速やかに避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令する。避難勧告等の判断基準やその伝達手段等については、 <u>市町地域防災計画にあらかじめ定めておく。</u>	4 避難体制の確立 市町長は、大雨警報や土砂災害警戒情報が発表された場合、又は地盤災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、当該地域の住民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止する必要があると認められるときは、当該地域の住民、滞在者その他の者に対して速やかに避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令する。避難勧告等の伝達手段、方法等については、あらかじめ定めておく。	
6 地盤災害防止施設の整備、促進 (略)	5 地盤災害防止施設の整備、促進 (略)	
7 住宅移転事業の促進 (略)	6 住宅移転事業の促進 (略)	
8 宅地造成地等災害予防 (略)	7 宅地造成地等災害予防 (略)	
9 液状化災害に対する予防対策 液状化現象は、地盤条件により発生の危険性が大きく異なるため、個々の地盤に対応した適切な対策工法が実施されることが必要である。このため、県は、地震被害想定において液状化発生の可能性を予測した液状化危険度マップを市町、防災関係機関及び建築物の施工主等に周知するよう努めるとともに、 <u>住宅・宅地の液状化対策に有効な技術情報提供に努める。</u>	8 液状化災害に対する予防対策 液状化現象は、地盤条件により発生の危険性が大きく異なるため、個々の地盤に対応した適切な対策工法が実施されることが必要である。このため、県は、地震被害想定において液状化発生の可能性を予測した液状化危険度マップを市町、防災関係機関及び建築物の施工主等に周知するよう努める。	

修 正 案	現 行	備 考																											
<p>また、液状化危険度の高い地域の市町は、住民等に周知徹底を図る。</p> <p>なお、県及び市町は、土木施設や建築物等については、液状化対策等の調査研究の成果を積極的に活用し、各種の液状化対策工法等を組み合わせながら可能な限り取り入れていく。</p> <p>第2_1節 危険物等災害予防 (略)</p>	<p>また、液状化危険度の高い地域の市町は、住民等に周知徹底を図る。</p> <p>なお、県及び市町は、土木施設や建築物等については、液状化対策等の調査研究の成果を積極的に活用し、各種の液状化対策工法等を組み合わせながら可能な限り取り入れていく。</p> <p>第2_0節 危険物等災害予防 (略)</p>																												
<p>第3章 地震災害応急対策計画</p> <p>地震災害の発生に伴う災害応急対策を迅速に適時・的確に行うためには、災害対策に優先順位をつけてタイミングよく実施しなければならない。そのため、発災後の時間の経過に伴い変化する対応策を時系列に沿って、初動対策期（発災から1日程度）、緊急対策期（1週間程度まで）、応急対策期（1か月程度まで）の3期別に分類・整理する。</p> <p><u>地震災害応急対策の全体の流れを次に示す。</u></p> <p><u>地震災害応急対策計画の全体イメージ</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域防災計画</th> <th>時間経過</th> <th>対策期別</th> <th>対象項目</th> <th>県民の対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震災害予防対策</td> <td rowspan="3">発 災</td> <td>事前対応</td> <td>・減災（道路の液状化等の整備など） ・準備（避難、計画等）</td> <td>・家の補強 ・防災教育</td> </tr> <tr> <td>地震災害応急対策</td> <td>初動対策期（救命中心）</td> <td>・生命の安全確保 ・避難の非常用具 ・災害医療の開始 ・二次災害の防止 ・災害情報の収集・連絡・対応 ・避難場所の設置 ・情報網の構築</td> <td rowspan="2">3日 目 3 自主防災 備蓄食糧、 水の消費</td> </tr> <tr> <td></td> <td>緊急対策期（救援と支援）</td> <td>・避難場所の高機能化 ・緊急支援活動の立ち上げ ・災害医療の継続と被災医療の開始 ・幹線道路の通行済民と流入交通量の制限</td> </tr> <tr> <td></td> <td>応急対策期（応急被害復旧の開始、二つのケア開始）</td> <td>・緊急支援活動の安定継続 ・社会基盤施設、ライフライン復旧措置の充実化 ・生活支援とボランティア受け入れ環境の整備 ・仮設住宅の建設と入居 ・復旧計画の策定 ・心的外傷後ストレス障害のケア開始</td> <td rowspan="2">・ボランティア活動の開始及び受け入れ</td> </tr> <tr> <td>地震災害復旧・復興対策</td> <td>1か月</td> <td>復旧対策期（復興計画の策定）</td> <td>・ガレキの処理 ・町づくり組織の形成 ・復興計画の策定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6か月</td> <td>復興対策期（人生・生活・住宅等町並み再建、都市環境回復）</td> <td>・都市機能の回復・強化 ・教育の整備、防災教育の日常化 ・生活再建及び復興経済 ・都市環境の回復・創造</td> </tr> </tbody> </table>	地域防災計画	時間経過	対策期別	対象項目	県民の対応	地震災害予防対策	発 災	事前対応	・減災（道路の液状化等の整備など） ・準備（避難、計画等）	・家の補強 ・防災教育	地震災害応急対策	初動対策期（救命中心）	・生命の安全確保 ・避難の非常用具 ・災害医療の開始 ・二次災害の防止 ・災害情報の収集・連絡・対応 ・避難場所の設置 ・情報網の構築	3日 目 3 自主防災 備蓄食糧、 水の消費		緊急対策期（救援と支援）	・避難場所の高機能化 ・緊急支援活動の立ち上げ ・災害医療の継続と被災医療の開始 ・幹線道路の通行済民と流入交通量の制限		応急対策期（応急被害復旧の開始、二つのケア開始）	・緊急支援活動の安定継続 ・社会基盤施設、ライフライン復旧措置の充実化 ・生活支援とボランティア受け入れ環境の整備 ・仮設住宅の建設と入居 ・復旧計画の策定 ・心的外傷後ストレス障害のケア開始	・ボランティア活動の開始及び受け入れ	地震災害復旧・復興対策	1か月	復旧対策期（復興計画の策定）	・ガレキの処理 ・町づくり組織の形成 ・復興計画の策定		6か月	復興対策期（人生・生活・住宅等町並み再建、都市環境回復）	・都市機能の回復・強化 ・教育の整備、防災教育の日常化 ・生活再建及び復興経済 ・都市環境の回復・創造
地域防災計画	時間経過	対策期別	対象項目	県民の対応																									
地震災害予防対策	発 災	事前対応	・減災（道路の液状化等の整備など） ・準備（避難、計画等）	・家の補強 ・防災教育																									
地震災害応急対策		初動対策期（救命中心）	・生命の安全確保 ・避難の非常用具 ・災害医療の開始 ・二次災害の防止 ・災害情報の収集・連絡・対応 ・避難場所の設置 ・情報網の構築	3日 目 3 自主防災 備蓄食糧、 水の消費																									
		緊急対策期（救援と支援）	・避難場所の高機能化 ・緊急支援活動の立ち上げ ・災害医療の継続と被災医療の開始 ・幹線道路の通行済民と流入交通量の制限																										
	応急対策期（応急被害復旧の開始、二つのケア開始）	・緊急支援活動の安定継続 ・社会基盤施設、ライフライン復旧措置の充実化 ・生活支援とボランティア受け入れ環境の整備 ・仮設住宅の建設と入居 ・復旧計画の策定 ・心的外傷後ストレス障害のケア開始	・ボランティア活動の開始及び受け入れ																										
地震災害復旧・復興対策	1か月	復旧対策期（復興計画の策定）		・ガレキの処理 ・町づくり組織の形成 ・復興計画の策定																									
	6か月	復興対策期（人生・生活・住宅等町並み再建、都市環境回復）	・都市機能の回復・強化 ・教育の整備、防災教育の日常化 ・生活再建及び復興経済 ・都市環境の回復・創造																										

修 正 案				現 行				備 考
地震災害応急対策の項目を優先順に次のとおり示す。				震災応急対策の項目を優先順に次のとおり示す。				
対策項目の時系列整理				対策項目の時系列整理				
時間経過	発災 1日	1週	1月	時間経過	発災 1日	1週	1月	
対応期別	初動対策期	緊急対策期	応急対策期	対応期別	初動対策期	緊急対策期	応急対策期	
第1節	初動体制の確立			第1節	初動体制の確立			
第2節	地震情報の発表・伝達			第2節	緊急地震津波対策			
第3節	災害情報の収集・伝達	災害情報の収集・伝達		第3節	災害情報の収集・伝達	災害情報の収集・伝達		
第4節	通信手段の確保			第4節	通信手段の確保			
第5節	消防防災ヘリコプターの活用	消防防災ヘリコプターの活用		第5節	消防防災ヘリコプターの活用	消防防災ヘリコプターの活用		
第6節	災害広報	災害広報	災害広報	第6節	災害広報	災害広報	災害広報	
第7節	消防活動			第7節	消防活動			
第8節	自衛隊の災害派遣要請	自衛隊の災害派遣の継続		第8節	自衛隊の災害派遣要請	自衛隊の災害派遣の継続		
第9節	避難誘導	避難誘導		第9節	救助・救助活動			
第10節	災害時要援護者の安全確保	災害時要援護者の安全確保		第10節	災害医療の開始	災害医療の継続と救急医療の開始		
第11節	災害医療の開始	災害医療の継続と救急医療の開始		第11節	水防活動			
第12節	健康管理活動	健康管理活動	健康管理活動	第12節	災害救助法の適用			
第13節	救助・救助活動			第13節	災害警備及び交通規制	災害警備及び交通規制		
第14節	水防活動			第14節	行方不明者の捜索、遺体の収容	行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬		
第15節	災害救助法の適用			第15節	危険物の応急措置	危険物の応急復旧	危険物の応急復旧	
第16節	災害警備及び交通規制	災害警備及び交通規制		第16節	ライフライン施設の応急措置	ライフライン施設の応急復旧		
第17節	行方不明者の捜索、遺体の収容	行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬		第17節	公共土木施設等の応急措置	公共土木施設等の応急復旧		
第18節	危険物の応急措置	危険物の応急復旧	危険物の応急復旧	第18節	避難誘導	避難誘導		
第19節	ライフライン施設の応急措置	ライフライン施設の応急復旧		第19節	給水活動の準備	給水活動の実施		
第20節	公共土木施設等の応急措置	公共土木施設等の応急復旧		第20節	食糧供給の準備	食糧の供給		
第21節	給水活動の準備	給水活動の実施		第21節	生活必需品等の供給準備	生活必需品等の供給		
第22節	食糧供給の準備	食糧の供給		第22節	障害物の除去			
第23節	生活必需品等の供給準備	生活必需品等の供給		第23節	輸送手段の確保			
第24節	障害物の除去			第24節	防疫、保健衛生活動			
第25節	輸送手段の確保			第25節	災害時要援護者の安全確保			
第26節	こころのケア活動	こころのケア活動		第26節	ボランティア活動の支援			
第27節	防疫、保健衛生活動			第27節	し尿、生活ごみ、がれき及び廃棄物の処理	し尿、生活ごみ、がれき及び廃棄物の処理	し尿、生活ごみ、がれき及び廃棄物の処理	
第28節	ボランティア活動の支援			第28節	心のケア活動	心のケア活動		
第29節	し尿、生活ごみ、がれき及び廃棄物の処理	し尿、生活ごみ、がれき及び廃棄物の処理		第29節	住宅の応急対策	住宅の応急対策	応急仮設住宅の建設	
第30節	住宅の応急対策	応急仮設住宅の建設		第30節	文教対策			
第31節	文教対策			第31節	応急金融対策	応急金融対策	応急金融対策の継続	
第32節	応急金融対策	応急金融対策の継続						

修 正 案	現 行	備 考										
第1節 初動体制の確立												
<p>初動体制の確立のフロー</p> <pre> graph TD A[災害発生] --> B[震度3] A --> C[震度4、震度5弱] A --> D[震度5強以上] B --> E[注意配備体制 職員非常参集] C --> F[警戒配備体制 職員非常参集] D --> G[災害対策本部設置体制 職員非常参集] </pre>												
<p>第1節 初動体制の確立</p> <pre> graph TD A[災害発生] --> B[震度3 又は津波注意報] A --> C[震度4、震度5弱又は 津波警報] A --> D[震度5強以上 又は津波災害] B --> E[注意配備体制 職員非常参集] C --> F[警戒配備体制 職員非常参集] D --> G[災害対策本部設置体制 職員非常参集] </pre>												
<p>1 基本方針 知事又は市町長は、災害対策基本法第23条に基づき、地震災害に係る応急対策の推進を図る必要があるときは、災害対策本部を設置し、その活動体制を確立する。 また、県、市町及び防災関係機関は、地震災害に係る応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるための広域応援体制を確立する。</p>												
<p>2 災害対策本部設置等に係る配備体制及びその基準等</p> <p>配備体制及びその基準等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配 備 体 制</th> <th>基 準</th> <th>動員対象職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">災害対策本部設置前</td> <td>・県下に震度3の地震が発生したとき</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員 </td> </tr> <tr> <td>・県下に震度4又は震度5弱(5-)の地震が発生したとき</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監室全職員 ・災害対策本部連絡員(企画調整室次長等) ・各部局の配備計画による職員 </td> </tr> <tr> <td>災害対策本部体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・県下に震度5強(5+)以上の地震が発生したとき ・県下に災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき ・県下に地震災害が発生し、その規模及び範囲等から、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき </td> <td>・全職員(自主登庁)</td> </tr> </tbody> </table>		配 備 体 制	基 準	動員対象職員	災害対策本部設置前	・県下に震度3の地震が発生したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員 	・県下に震度4又は震度5弱(5-)の地震が発生したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監室全職員 ・災害対策本部連絡員(企画調整室次長等) ・各部局の配備計画による職員 	災害対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"> ・県下に震度5強(5+)以上の地震が発生したとき ・県下に災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき ・県下に地震災害が発生し、その規模及び範囲等から、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき 	・全職員(自主登庁)
配 備 体 制	基 準	動員対象職員										
災害対策本部設置前	・県下に震度3の地震が発生したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員 										
	・県下に震度4又は震度5弱(5-)の地震が発生したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監室全職員 ・災害対策本部連絡員(企画調整室次長等) ・各部局の配備計画による職員 										
災害対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"> ・県下に震度5強(5+)以上の地震が発生したとき ・県下に災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき ・県下に地震災害が発生し、その規模及び範囲等から、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき 	・全職員(自主登庁)										
<p>3 通報連絡体制及び県職員の動員</p> <p>(1) 通報連絡体制</p> <p>ア 知事は、県内に震度3以上の地震が発生したときは、次の通報連絡体系により直ちに非常通報を行う。</p> <p>(以下略)</p>												
<p>3 通報連絡体制及び県職員の動員</p> <p>(1) 通報連絡体制</p> <p>ア 知事は、県内に震度3以上の地震が発生したとき、又は津波注意報等が発表されたとき、若しくは津波災害が発生したとき(発生のおそれがあるときを含む。)は、次の通報連絡体系により直ちに非常通報を行う。</p> <p>(以下略)</p>												

修 正 案	現 行	備 考																
<p>(3) 職員の動員 ア (略) イ (略) なお、登庁が不能の場合は、<u>地震災害予防計画第6節2(2)</u>で定める県の機関に登庁する。 (略)</p> <p>4 災害対策本部 (1)～(7) (略) (8) 災害対策本部の所掌事務 県本部の所掌事務</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 災害情報の取りまとめに關すること。 <input type="checkbox"/> 災害による被害状況の調査及び災害報告の取りまとめに關すること。 <input type="checkbox"/> 災害時における通信の確保に關すること。 <input type="checkbox"/> 災害状況の県内外に対する広報に關すること。 <input type="checkbox"/> 被災地に対する救援隊の派遣計画に關すること。 <input type="checkbox"/> 災害時における医療救護・健康管理活動等に關すること。 <input type="checkbox"/> 国や他県等からの支援を受けるための支援計画に關すること。 <input type="checkbox"/> 水防その他災害の緊急防ぎよ対策に關すること。 <input type="checkbox"/> 災害時における緊急輸送道路の確保状況の広報に關すること。 <input type="checkbox"/> 災害時における車輛、船舶等交通手段の確保に關すること。 <input type="checkbox"/> 災害時における治安の確保に關すること。 <input type="checkbox"/> 災害の応急復旧対策に關すること。 <input type="checkbox"/> その他災害対策に關して、知事が特に必要と認めた事項。 </div>	<p>(3) 職員の動員 ア (略) イ (略) なお、登庁が不能の場合は、<u>震災予防計画第6節2(2)</u>で定める県の機関に登庁する。 (略)</p> <p>4 災害対策本部 (1)～(7) (略) (8) 災害対策本部の所掌事務 県本部の所掌事務</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 災害情報の取りまとめに關すること。 <input type="checkbox"/> 災害による被害状況の調査及び災害報告の取りまとめに關すること。 <input type="checkbox"/> 災害時における通信の確保に關すること。 <input type="checkbox"/> 災害状況の県内外に対する広報に關すること。 <input type="checkbox"/> 被災地に対する救援隊の派遣計画に關すること。 <input type="checkbox"/> 水防その他災害の緊急防ぎよ対策に關すること。 <input type="checkbox"/> 災害時における緊急輸送道路の確保状況の広報に關すること。 <input type="checkbox"/> 災害時における車輛、船舶等交通手段の確保に關すること。 <input type="checkbox"/> 災害時における治安の確保に關すること。 <input type="checkbox"/> 災害の応急復旧対策に關すること。 <input type="checkbox"/> その他災害対策に關して、知事が特に必要と認めた事項。 </div>																	
5～8 (略)	5～8 (略)																	
<p>9 受援体制の確立 <u>県及び市町は、災害時の応援等受入れを想定し、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるための受援計画の策定に努める。</u></p> <p>(1)～(5) (略) (6) 各種団体に対する応援要請 ア 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定（本章第<u>9</u>節「避難誘導」参照） (略) イ 災害時の医療救護に関する協定（本章第<u>11</u>節「災害医療及び救急医療」参照）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">協定者</td> <td style="width: 25%;">協定締結日</td> <td style="width: 25%;">T E L</td> <td style="width: 25%;">F A X</td> </tr> <tr> <td>石川県</td> <td>(公社) 石川県医師会</td> <td>H 3.11. 1</td> <td>076-239-3800 076-239-3810</td> </tr> </table>	協定者	協定締結日	T E L	F A X	石川県	(公社) 石川県医師会	H 3.11. 1	076-239-3800 076-239-3810	<p>9 応援体制</p> <p>(1)～(5) (略) (6) 各種団体に対する応援要請 ア 災害救助犬の出動に関する協定書（本章第<u>9</u>節「救助・救急活動」参照） (略) イ 災害時の医療救護に関する協定（本章第<u>10</u>節「災害医療及び救急医療」参照）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">協定者</td> <td style="width: 25%;">協定締結日</td> <td style="width: 25%;">T E L</td> <td style="width: 25%;">F A X</td> </tr> <tr> <td>石川県</td> <td>(社) 石川県医師会</td> <td>H 3.11. 1</td> <td>076-239-3800 076-239-3810</td> </tr> </table>	協定者	協定締結日	T E L	F A X	石川県	(社) 石川県医師会	H 3.11. 1	076-239-3800 076-239-3810	
協定者	協定締結日	T E L	F A X															
石川県	(公社) 石川県医師会	H 3.11. 1	076-239-3800 076-239-3810															
協定者	協定締結日	T E L	F A X															
石川県	(社) 石川県医師会	H 3.11. 1	076-239-3800 076-239-3810															

修 正 案	現 行	備 考												
<p>ウ 災害時における医薬品の供給等に関する協定（本章第<u>11</u>節「災害医療及び救急医療」参照） （略）</p> <p>エ 災害時における衛生材料の供給等に関する協定（本章第<u>11</u>節「災害医療及び救急医療」参照） （略）</p> <p>オ 災害時における医療機器の供給等に関する協定（本章第<u>11</u>節「災害医療及び救急医療」参照） （略）</p> <p>カ 災害救助犬の出動に関する協定書（本章第<u>13</u>節「救助・救急活動」参照） （略）</p> <p>キ 災害時における交通誘導及び地域安全の確保等の業務に関する協定（本章第<u>16</u>節「災害警備及び交通規制」参照） （略）</p> <p>ク 災害時における棺等葬祭用品の供給および遺体の搬送等に関する協定（本章第<u>17</u>節「行方不明者の搜索、遺体の収容・埋葬」参照）</p>	<p>ウ 災害時における医薬品の供給等に関する協定（本章第<u>10</u>節「災害医療及び救急医療」参照） （略）</p> <p>エ 災害時における衛生材料の供給等に関する協定（本章第<u>10</u>節「災害医療及び救急医療」参照） （略）</p> <p>オ 災害時における医療機器の供給等に関する協定（本章第<u>10</u>節「災害医療及び救急医療」参照） （略）</p> <p>カ 災害時における交通誘導及び地域安全の確保等の業務に関する協定（本章第<u>13</u>節「災害警備及び交通規制」参照） （略）</p> <p>キ 災害時における応急対策工事に関する基本協定（本章第<u>17</u>節「公共土木施設等の応急対策」参照） （略）</p> <p>ク 災害時における応援業務に関する協定（本章第<u>17</u>節「公共土木施設等の応急対策」参照） （略）</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>T E L</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>石川県葬祭業協同組合 H22. 3.31</td> <td>076-275-1400</td> <td>076-275-2967</td> </tr> <tr> <td></td> <td>全国靈柩自動車協会石川県 支部 H22. 3.31</td> <td>076-286-4444</td> <td>076-286-8562</td> </tr> </tbody> </table> <p>ケ 災害時における応急対策工事に関する基本協定（本章第<u>20</u>節「公共土木施設等の応急対策」参照） （略）</p> <p>コ 災害時における応援業務に関する協定（本章第<u>20</u>節「公共土木施設等の応急対策」参照） （略）</p> <p>サ 災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救護輸送等に関する協定書（本章<u>25</u>節「輸送手段の確保」参照） （略）</p> <p>シ 災害応急対策用物資の保管等に関する協定書（本章第<u>25</u>節「輸送手段の確保」参照） （略）</p> <p>ス 地震等大規模災害時における公共建築物の清掃及び消毒等に関する協定（本章<u>27</u>節「防疫、保健衛生活動」参照） （略）</p> <p>セ 災害時における応急仮設住宅の建設に関する基本協定（本章<u>30</u>節「住宅の応急対策」参照） （略）</p>	協定者	協定締結日	T E L	F A X	石川県	石川県葬祭業協同組合 H22. 3.31	076-275-1400	076-275-2967		全国靈柩自動車協会石川県 支部 H22. 3.31	076-286-4444	076-286-8562	<p>ケ 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定（本章第<u>18</u>節「避難誘導」参照） （略）</p> <p>コ 災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救護輸送等に関する協定書（本章第<u>23</u>節「輸送手段の確保」参照） （略）</p> <p>サ 災害応急対策用物資の保管等に関する協定書（本章第<u>23</u>節「輸送手段の確保」参照） （略）</p> <p>シ 地震等大規模災害時における公共建築物の清掃及び消毒等に関する協定（本章「第<u>24</u>節 防疫、保健衛生活動、健康管理活動」参照） （略）</p> <p>ス 災害時における応急仮設住宅の建設に関する基本協定（本章第<u>29</u>節「住宅の応急対策」参照） （略）</p>	
協定者	協定締結日	T E L	F A X											
石川県	石川県葬祭業協同組合 H22. 3.31	076-275-1400	076-275-2967											
	全国靈柩自動車協会石川県 支部 H22. 3.31	076-286-4444	076-286-8562											

修 正 案	現 行	備 考																
<p>ゾ 災害時における民間賃貸住宅等の媒介等に関する協定（本章第30節「住宅の応急対策」参照）</p> <table border="1"> <tr> <th>協定者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr> <tr> <td>石川県 (社)石川県宅地建物取引業協会 (社)全日本不動産協会 石川県本部</td><td>H18.12.27 H21.10.1</td><td>076-291-2255 076-280-6223</td><td>076-291-1118 076-280-6224</td></tr> </table>	協定者	協定締結日	T E L	F A X	石川県 (社)石川県宅地建物取引業協会 (社)全日本不動産協会 石川県本部	H18.12.27 H21.10.1	076-291-2255 076-280-6223	076-291-1118 076-280-6224	<p>セ 災害時における民間賃貸住宅等の媒介等に関する協定（「第29節住宅の応急対策」参照）</p> <table border="1"> <tr> <th>協定者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr> <tr> <td>石川県 (社)石川県宅地建物取引業協会</td><td>H18.12.27</td><td>076-291-2255</td><td>076-291-1118</td></tr> </table>	協定者	協定締結日	T E L	F A X	石川県 (社)石川県宅地建物取引業協会	H18.12.27	076-291-2255	076-291-1118	
協定者	協定締結日	T E L	F A X															
石川県 (社)石川県宅地建物取引業協会 (社)全日本不動産協会 石川県本部	H18.12.27 H21.10.1	076-291-2255 076-280-6223	076-291-1118 076-280-6224															
協定者	協定締結日	T E L	F A X															
石川県 (社)石川県宅地建物取引業協会	H18.12.27	076-291-2255	076-291-1118															
<p>10 広域応援協力体制の確立 (略)</p> <p>11 各防災関係機関の職員の勤務ローテーションの確立と健康管理 (略)</p>	<p>(9) 広域応援協力体制の確立 (略)</p> <p>10 各防災関係機関の職員の勤務ローテーションの確立と健康管理 (略)</p>																	
<p>第2節 地震情報の発表・伝達</p> <p><u>地震情報の発表・伝達のフロー</u></p> <pre> graph LR A[地震発生] --> B[地震情報の発表・伝達] B --> C[初動対策期(1日)] C --> D[地震・津波発生] D --> E[津波警報・注意報の発表] E --> F[津波警報・注意報の伝達及び地震津波情報の発表・伝達] F --> G[避難勧告・指示] G --> H[避難誘導] H --> I[防潮水門の閉鎖等] I --> J[津波潮位の遠方からの監視] J --> K[ヘリコプターによる津波監視] </pre>	<p>第2節 応急地震津波対策</p> <p><u>応急地震津波対策のフロー</u></p> <pre> graph TD A[地震・津波発生] --> B[津波警報・注意報の発表] B --> C[津波警報・注意報の伝達及び地震津波情報の発表・伝達] C --> D[避難勧告・指示] D --> E[避難誘導] E --> F[防潮水門の閉鎖等] F --> G[津波潮位の遠方からの監視] G --> H[ヘリコプターによる津波監視] </pre>																	
<p>1 基本方針</p> <p>地震の発生時には、被害の軽減、拡大防止を図るため、地震情報を各機関の有機的連携のもとに迅速かつ的確に収集し、伝達する。また、その他の災害応急対策を速やかに確立し、迅速に職員の動員を行う。</p> <p>なお、津波警報・注意報の発表時又津波災害の発生時の対応については、石川県地域防災計画（津波災害対策編）第3章第2節「津波警報・注意報の発令」にて詳述する。</p>	<p>1 基本方針</p> <p>津波警報・注意報の発表時又津波災害の発生時には、地震・津波被害の軽減、拡大防止を図るため、地震・津波情報及び津波警報・注意報等を各機関の有機的連携のもとに迅速かつ的確に収集し、伝達する。また、その他の災害応急対策を速やかに確立し、迅速に職員の動員を行う。</p>																	

修 正 案	現 行	備 考
<p>2 緊急地震速報（警報）の発表基準等 地震動により重大な災害が起こるおそれのあるときは、強い揺れが予想される地域に対し、強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる。 また、県及び市町等は、直下型地震では緊急地震速報が間に合わないといった技術的な限界があることを正しく理解したうえで、的確に身を守る行動をとるよう、住民に対し普及啓発を図る。</p> <p>(削除)</p>	<p>2 警報・注意報等の種類、発表基準等 (1) 緊急地震速報（警報）の発表基準等 地震動により重大な災害が起こるおそれのあるときは、強い揺れが予想される地域に対し、強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる。 (2) 津波警報等の種類及び発表基準等 ア 種類 (ア) 津波警報津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき (イ) 津波注意報津波による災害のおそれがあると予想されるとき (ウ) 津波予報津波による災害のおそれがないと予想されるとき イ 発表基準等 (略)</p>	
<p>3 地震に関する情報の種類と内容 地震情報 (略) (削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>3 地震・津波に関する情報の種類と内容 地震情報 (略) 津波情報 (略)</p>	
<p>4 地震情報等の伝達 ア 地震情報等伝達系統 気象庁が発表した地震情報等は、地震情報等伝達系統図により直ちに関係機関へ伝達する。</p> <pre> graph TD subgraph "気象庁" A[東日本電信電話株式会社] B[西日本電信電話株式会社] C[金沢地方気象台] D[名古屋地方気象台] E[海上保安庁] F[日本放送協会放送センター] G[民間放送連盟] end subgraph "地盤調査・監視の発表" H[中部管区警察局] I[県警察本部] J[各警察署] end subgraph "県危機対策課" K[市町] L[消防本部] M[各警察署] end subgraph "市町" N[住民] end A --> C A --> D A --> E A --> F A --> G C --> I D --> I E --> I F --> I G --> I I --> K I --> L I --> M K --> N L --> N M --> N </pre>	<p>5 津波に関する予報の伝達 (1) 津波予報区 (略)</p> <p>(2) 津波警報等の伝達 ア 津波警報等伝達系統 気象庁が発表した津波警報等は、津波警報等伝達系統図により直ちに関係機関へ伝達する。</p> <pre> graph TD subgraph "気象庁" A[東日本電信電話株式会社] B[西日本電信電話株式会社] C[金沢地方気象台] D[名古屋地方気象台] E[海上保安庁] F[日本放送協会放送センター] G[民間放送連盟] end subgraph "建設行政・監視の発表" H[中部管区警察局] I[県警察本部] J[各警察署] end subgraph "市町" K[市町] L[消防本部] M[各警察署] end subgraph "住民" N[住民] end A --> C A --> D A --> E A --> F A --> G C --> I D --> I E --> I F --> I G --> I I --> K I --> L I --> M K --> N L --> N M --> N </pre>	

修 正 案	現 行	備 考
<p>イ (略)</p> <p>ウ 市町、その他の防災関係機関 市町は、市町地域防災計画の定める方法により<u>情報伝達</u>を行う。 その他の防災関係機関は、気象警報等の伝達体制に準じて、情報伝達を行う。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>5 地震に係る現場情報 <u>頻発地震、異常音響及び地変</u>の発見者は、直ちに市町、消防本部、警察官又は海上保安官に通報する。</p> <p>(削除)</p> <p>この場合において、市町及び消防本部が受けたときは県へ、警察官及び海上保安官が受けたときは市町を経由して県へ速やかに通報する。県は、必要に応じて金沢地方気象台その他関係機関に通報する。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 災害情報の収集・伝達 1～2 (略)</p> <p>3 情報収集体制及び伝達系統の確立 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 災害情報収集に係る各機関の実施事項等 ア 県等 (7) 県（本庁）・県教育委員会 a～c (略) d 被害状況等の情報収集は、市町から行うことを原則とするが、緊急に現地の被害状況を把握する必要がある場合は、消防救急無線等を利用し、情報を収集するものとする。 また、区域内の市町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合等、必要に応じて、調査のための職員を派遣するなどして被害情報等の把握に努める。なお、収集した情報は、内容に応じて市町に伝達するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 警察 (7)～(1) (略) (ウ) 被害情報収集及び被害報告に関する業務の処理は、警察本部においては警備部警備課、警察署においては<u>警備課</u>が行う。</p> <p>(4)～(7) (略)</p>	<p>イ (略)</p> <p>ウ 市町、その他の防災関係機関 市町は、市町地域防災計画の定める方法により<u>津波警報等を迅速かつ正確に</u>住民、釣り人、海水浴客などの観光客、船舶等に伝達する。 その他の防災関係機関は、気象警報等の伝達体制に準じて、情報伝達を行う。</p> <p>エ～オ (略)</p> <p>6 津波災害発生直前の対策 (略)</p> <p>7 津波に係る現場情報 次の異常現象発見者は、直ちに市町、消防本部、警察官又は海上保安官に通報する。</p> <p>(1) 地震に関する事項 頻発地震、異常音響及び地変 (2) 津波に関する事項 異常潮位又は異常波浪 この場合において、市町及び消防本部が受けたときは市町を経由して県へ速やかに通報する。県は、必要に応じて金沢地方気象台その他関係機関に通報する。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 災害情報の収集・伝達 1～2 (略)</p> <p>3 情報収集体制及び伝達系統の確立 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 災害情報収集に係る各機関の実施事項等 ア 県等 (7) 県（本庁）・県教育委員会 a～c (略) d 被害状況等の情報収集は、市町から行うことを原則とするが、緊急に現地の被害状況を把握する必要がある場合は、消防救急無線等を利用し、情報を収集するものとする。なお、収集した情報は、内容に応じて市町に伝達するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 警察 (7)～(1) (略) (ウ) 被害情報収集及び被害報告に関する業務の処理は、警察本部においては警備部警備課、警察署においては<u>地域課（係）</u>が行う。</p> <p>(4)～(7) (略)</p>	
	- 50 -	

修 正 案	現 行	備 考												
<p>(8) 県、教育委員会及び警察本部における災害情報等収集の分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th><th>調査事項</th><th>主管課</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警察本部</td><td>・被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動状況 ・交通の運行状況及び交通規制状況 ・犯罪情勢</td><td>警備課</td></tr> </tbody> </table>	部	調査事項	主管課	警察本部	・被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動状況 ・交通の運行状況及び交通規制状況 ・犯罪情勢	警備課	<p>(8) 県、教育委員会及び警察本部における災害情報等収集の分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th><th>調査事項</th><th>主管課</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警察本部</td><td>・被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動状況 ・交通の運行状況及び交通規制状況 ・犯罪防止に関し執った措置</td><td>警備課</td></tr> </tbody> </table>	部	調査事項	主管課	警察本部	・被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動状況 ・交通の運行状況及び交通規制状況 ・犯罪防止に関し執った措置	警備課	
部	調査事項	主管課												
警察本部	・被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動状況 ・交通の運行状況及び交通規制状況 ・犯罪情勢	警備課												
部	調査事項	主管課												
警察本部	・被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動状況 ・交通の運行状況及び交通規制状況 ・犯罪防止に関し執った措置	警備課												
<p>4 収集すべき情報</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 報告の要領</p> <p>ア (略) イ (略) ウ (略)</p> <p>エ <u>特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、当該市町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。</u></p> <p><u>また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第4節 通信手段の確保</p> <p>1 基本方針</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、地震発生時において応急対策に必要な指示、命令、報告等の災害情報の迅速かつ的確な収集・伝達を行うため、通信施設の適切な利用を図る。</p> <p>(略)</p> <p>2 通信手段の利用方法等</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 非常通信</p> <p>ア 専用通信施設の利用 (略)</p>	<p>4 収集すべき情報</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 報告の要領</p> <p>ア (略) イ (略) ウ (略)</p> <p>(略)</p> <p>第4節 通信手段の確保</p> <p>1 基本方針</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、地震時において応急対策に必要な指示、命令、報告等の災害情報の迅速かつ的確な収集・伝達を行うため、通信施設の適切な利用を図る。</p> <p>(略)</p> <p>2 通信手段の利用方法等</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 非常通信</p> <p>ア 専用通信施設の利用 (略)</p>													

修 正 案	現 行	備 考																																
(ア) 通信設備の優先利用等に関する協定	(ア) 通信設備の優先利用等に関する協定																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>協 定 者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県 警察本部</td><td>S38.11.1</td><td>076-225-0110</td><td>内線 6069</td></tr> <tr> <td>西日本旅客鉄道（株） 金沢支社</td><td>S62.4.1</td><td>076-253-5204</td><td>076-253-5207</td></tr> <tr> <td>北陸電力（株）石川支店</td><td>S38.12.27</td><td>076-233-8877</td><td>076-233-8755</td></tr> </tbody> </table>	協 定 者	協定締結日	T E L	F A X	石川県 警察本部	S38.11.1	076-225-0110	内線 6069	西日本旅客鉄道（株） 金沢支社	S62.4.1	076-253-5204	076-253-5207	北陸電力（株）石川支店	S38.12.27	076-233-8877	076-233-8755	<table border="1"> <thead> <tr> <th>協 定 者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県 警察本部</td><td>S38.11.1</td><td>076-225-0110</td><td>内線 6069</td></tr> <tr> <td>西日本旅客鉄道（株） 金沢支店</td><td>S62.4.1</td><td>076-220-3904</td><td>076-233-7703</td></tr> <tr> <td>北陸電力（株）石川支店</td><td>S38.12.27</td><td>076-233-8877</td><td>076-233-8755</td></tr> </tbody> </table>	協 定 者	協定締結日	T E L	F A X	石川県 警察本部	S38.11.1	076-225-0110	内線 6069	西日本旅客鉄道（株） 金沢支店	S62.4.1	076-220-3904	076-233-7703	北陸電力（株）石川支店	S38.12.27	076-233-8877	076-233-8755	
協 定 者	協定締結日	T E L	F A X																															
石川県 警察本部	S38.11.1	076-225-0110	内線 6069																															
西日本旅客鉄道（株） 金沢支社	S62.4.1	076-253-5204	076-253-5207																															
北陸電力（株）石川支店	S38.12.27	076-233-8877	076-233-8755																															
協 定 者	協定締結日	T E L	F A X																															
石川県 警察本部	S38.11.1	076-225-0110	内線 6069																															
西日本旅客鉄道（株） 金沢支店	S62.4.1	076-220-3904	076-233-7703																															
北陸電力（株）石川支店	S38.12.27	076-233-8877	076-233-8755																															
(イ) 北陸地方非常通信協議会を構成する石川県に所在する機関名	(イ) 北陸地方非常通信協議会を構成する石川県に所在する機関名																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>所 属</th><th>連 絡 担 当 者</th><th>所 在 地</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北陸地方整備局</td><td>金沢港湾・空港整備事務 所 沿岸防災対策官</td><td>〒920-0331 石川県金沢市大野町4-2-1</td></tr> </tbody> </table>	所 属	連 絡 担 当 者	所 在 地	北陸地方整備局	金沢港湾・空港整備事務 所 沿岸防災対策官	〒920-0331 石川県金沢市大野町4-2-1																												
所 属	連 絡 担 当 者	所 在 地																																
北陸地方整備局	金沢港湾・空港整備事務 所 沿岸防災対策官	〒920-0331 石川県金沢市大野町4-2-1																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>所 属</th><th>連 絡 担 当 者</th><th>所 在 地</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社中日新聞社北陸本社</td><td>制作部長</td><td>〒920-8573 金沢市駅西本町2-12-30</td></tr> </tbody> </table>	所 属	連 絡 担 当 者	所 在 地	株式会社中日新聞社北陸本社	制作部長	〒920-8573 金沢市駅西本町2-12-30	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所 属</th><th>連 絡 担 当 者</th><th>所 在 地</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社中日新聞社北陸本社</td><td>製作部課長</td><td>〒920-8573 金沢市香林坊2-7-15</td></tr> </tbody> </table>	所 属	連 絡 担 当 者	所 在 地	株式会社中日新聞社北陸本社	製作部課長	〒920-8573 金沢市香林坊2-7-15																					
所 属	連 絡 担 当 者	所 在 地																																
株式会社中日新聞社北陸本社	制作部長	〒920-8573 金沢市駅西本町2-12-30																																
所 属	連 絡 担 当 者	所 在 地																																
株式会社中日新聞社北陸本社	製作部課長	〒920-8573 金沢市香林坊2-7-15																																
イ～エ (略) (4)～(9) (略)	イ～エ (略) (4)～(9) (略)																																	
3 (略)	3 (略)																																	
第5節 (略)	第5節 (略)																																	
第6節 災害広報	第6節 災害広報																																	
1 基本方針 地震発生時の混乱した事態に、民心の安定、秩序の回復を図るため、住民に災害の事態、災害応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知できるよう、県、市町及び防災関係機関は、緊急事態用の広報計画を作成し、広報活動を展開する。	1 基本方針 地震時の混乱した事態に、民心の安定、秩序の回復を図るため、住民に災害の事態、災害応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知できるよう、県、市町及び防災関係機関は、緊急事態用の広報計画を作成し、広報活動を展開する。																																	
2 (略)	2 (略)																																	

修 正 案	現 行	備 考
<p>3 広報の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 被災者に対する広報</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 市町地域内における建物の倒壊や延焼火災の発生等被害状況の概要 <input type="radio"/> 避難所の開設状況、飲料水・食糧・物資等の配給状況等 <input type="radio"/> 医療機関の診療状況 <input type="radio"/> 電気等ライフラインの復旧状況 <input type="radio"/> 交通機関等の復旧状況 <input type="radio"/> 安否情報の提供、各種の相談等に対する対応 <input type="radio"/> 被災者生活支援に関する情報 <input type="radio"/> 犯罪情勢及び予防対策 </div>	<p>3 広報の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 被災者に対する広報</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 市町地域内における建物の倒壊や延焼火災の発生等被害状況の概要 <input type="radio"/> 避難所の開設状況、飲料水・食糧・物資等の配給状況等 <input type="radio"/> 医療機関の診療状況 <input type="radio"/> 電気等ライフラインの復旧状況 <input type="radio"/> 交通機関等の復旧状況 <input type="radio"/> 安否情報の提供、各種の相談等に対する対応 </div>	
<p>4 広報手段等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 各種情報提供</p> <p>県及び市町は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、広く報道機関や情報関連会社等の協力を得て、迅速に的確な情報が提供できるよう努める。</p> <p>また、被災者のおかげでいる生活環境及び居住環境等が多様であることがあるから、情報提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。</p> <p>なお、市町は、在宅被災者など、避難所以外に避難している被災者に対する情報提供にも努める。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 紙媒体の活用</p> <p>エ 臨時広報誌の発行</p> <p>オ 相談窓口による情報提供</p> <p>カ 臨時災害 FM局の活用 (略)</p>	<p>4 広報手段等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 各種情報提供</p> <p>県及び市町は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、広く報道機関や情報関連会社等の協力を得て、迅速に的確な情報が提供できるよう努める。</p> <p>また、市町は、在宅被災者など、避難所以外に避難している被災者に対する情報提供にも努める。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 臨時広報誌の発行</p> <p>エ 相談窓口による情報提供</p> <p>オ 臨時災害 FM局の活用 (略)</p>	
<p>第7節 消防活動</p> <p>1～5 (略)</p>	<p>第7節 消防活動</p> <p>1～5 (略)</p>	

修 正 案	現 行	備 考
<p>6 惨事ストレス対策 救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。 また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するなど、心のケアに配慮する。</p>		
<p>第8節 (略)</p> <p>《第3章第13節へ移動》 《第3章第11節へ移動》 《第3章第14節へ移動》 《第3章第15節へ移動》 《第3章第16節へ移動》 《第3章第17節へ移動》 《第3章第18節へ移動》 《第3章第19節へ移動》 《第3章第20節へ移動》</p>	<p>第8節 (略)</p> <p>第9節 救助・救急活動 第10節 災害医療及び救急医療 第11節 水防活動 第12節 災害救助法の適用 第13節 災害警備及び交通規制 第14節 行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬 第15節 危険物の応急対策 第16節 ライフライン施設の応急対策 第17節 公共土木施設等の応急対策</p>	
<p>第9節 避難誘導</p> <p>避難誘導のフロー</p> <pre> graph TD A[災害発生] --> B[避難勧告] B --> C[住民への周知] C --> D[防災行動無線] C --> E[広報車] C --> F[サイレン] D --> G[避難路の確保] E --> G F --> G G --> H[避難指示] H --> I[警察官・海上保安官] H --> J[水防管理者] H --> K[知事又は命を受けた者] H --> L[警戒区域の設定] H --> M[自衛官] I --> N[避難路の確保] J --> N K --> N L --> N M --> N N --> O[避難誘導] O --> P[避難所の開設] P --> Q[情報とりまとめ] Q --> R[避難所の開設報告] R --> S[・避難所開設の日時、場所] R --> T[・入所状況、避難人員] R --> U[・開設期間の見込み] S --> V[避難所の開設応接要請] V --> W[関係市町へ応接指示] W --> X[移送要請] X --> Y[移送先の決定] Y --> Z[受入れ態勢の確保] Z --> AA[移送手段の確保・移送] AA --> BB[避難所の運営] BB --> CC[福祉避難所等] CC --> DD[避難所の運営] DD --> EE[応急対策期] </pre>	<p>第18節 避難誘導</p> <p>避難誘導のフロー</p> <pre> graph TD A[災害発生] --> B[避難勧告] B --> C[住民への周知] C --> D[防災行動無線] C --> E[広報車] C --> F[サイレン] D --> G[避難路の確保] E --> G F --> G G --> H[避難指示] H --> I[警察官・海上保安官] H --> J[水防管理者] H --> K[知事又は命を受けた者] H --> L[警戒区域の設定] H --> M[自衛官] I --> N[避難路の確保] J --> N K --> N L --> N M --> N N --> O[避難誘導] O --> P[避難所の開設] P --> Q[情報とりまとめ] Q --> R[避難所の開設報告] R --> S[・避難所開設の日時、場所] R --> T[・入所状況、避難人員] R --> U[・開設期間の見込み] S --> V[避難所の開設応接要請] V --> W[関係市町へ応接指示] W --> X[移送要請] X --> Y[移送先の決定] Y --> Z[受入れ態勢の確保] Z --> AA[移送手段の確保・移送] AA --> BB[避難所の運営] BB --> CC[福祉避難所等] CC --> DD[避難所の運営] DD --> EE[応急対策期] </pre>	

修 正 案	現 行	備 考
<p>1 (略)</p> <p>2 避難の勧告又は指示の実施 (1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>避難勧告・指示等の判断基準の策定</u> 市町長は、避難勧告等の意思決定を迅速・的確に実施するため、避難勧告等の具体的な判断基準を策定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。</p> <p>(8) <u>避難勧告等実施責任者の代理規程の整備</u> (略)</p> <p>(9) <u>避難勧告等の発令方法</u> (略)</p> <p>3 避難の勧告又は指示の内容及びその周知 (1) (略) (2) <u>住民への周知</u> 市町長等は、避難の勧告又は指示を行う場合には、地域住民等に対して市町防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、有線放送、広報車、サイレン、ケーブルテレビ、インターネット、携帯電話等多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関等を通じて、迅速かつ安全に避難できるよう周知徹底を図る。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>6 避難者の誘導 避難者の誘導は、警察官、市町の職員等が行うが、誘導に当たっては各地区又は一集落の単位ごとの集団避難を心掛け、避難路等の安全を確認するとともに、災害時要援護者に十分配慮する。 また、地域住民も可能な限り積極的に協力する。</p> <p>7 避難所の開設及び運営 (1) <u>市町</u> ア 避難所の開設が必要な場合は、市町地域防災計画及び避難所運営マニュアルの定めるところにより、地元警察署等と十分連絡を図り、避難所を開設する。なお、市町のみでは困難なときは、県に応援を要請する。 また、避難所のライフラインの回復に時間要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。</p> <p>イ <u>避難生活の対象者</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 住居等の被災者 <input type="checkbox"/> 避難勧告などの対象地域の居住者 <input type="checkbox"/> 帰宅できない旅行者、迷い人等 	<p>1 (略)</p> <p>2 避難の勧告又は指示の実施 (1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>避難勧告等実施責任者の代理規定の整備</u> (略)</p> <p>(8) <u>避難勧告等の発令方法</u> (略)</p> <p>3 避難の勧告又は指示の内容及びその周知 (1) (略) (2) <u>住民への周知</u> 市町長等は、避難の勧告又は指示を行う場合には、地域住民等に対して市町防災行政無線、有線放送、広報車、サイレン、ケーブルテレビ、インターネット、携帯電話等多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関等を通じて、迅速かつ安全に避難できるよう周知徹底を図る。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>6 避難者の誘導 避難者の誘導は、警察官、市町の職員等が行うが、誘導に当たっては各地区又は一集落の単位ごとの集団避難に心掛け、避難路等の安全を確認するとともに、災害時要援護者に十分配慮する。 また、地域住民も積極的に協力する。</p> <p>7 避難所の開設及び運営 (1) <u>市町</u> ア 避難所の開設が必要な場合は、市町地域防災計画及び避難所運営マニュアルの定めるところにより、地元警察署等と十分連絡を図り、避難所を開設する。なお、市町のみでは困難なときは、県に応援を要請する。</p> <p>イ <u>避難生活の対象者</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 住居等の被災者 <input type="checkbox"/> 避難勧告などの対象地域の居住者 <input type="checkbox"/> 帰宅できない旅行者等 	

修 正 案	現 行	備 考
<p>ウ 避難所を設置したときは、直ちに次の事項を県に報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 避難所の名称 <input type="checkbox"/> 避難所開設の日時及び場所 <input type="checkbox"/> 世帯数及び人員（避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者も含める。） <input type="checkbox"/> 開設期間の見込み <input type="checkbox"/> 必要な救助・救援の内容 	<p>ウ 避難所を設置したときは、直ちに次の事項を県に報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 避難所の名称 <input type="checkbox"/> 避難所開設の日時及び場所 <input type="checkbox"/> 世帯数及び人員 <input type="checkbox"/> 開設期間の見込み <input type="checkbox"/> 必要な救助・救援の内容 	
<p>エ 避難所の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 市町は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設の管理者、ボランティア等の協力を得て避難所を管理運営する。 <input type="checkbox"/> 避難所の管理運営等を適切に行うために、市町職員を配置する。なお、職員を配置できない場合は、市町はその代理者を定め避難所の責任体制を明確にする。 <input type="checkbox"/> 避難所の安全確保と秩序維持のため、防犯活動が必要と認められる場合には、警察等の協力を得て避難生活の安定化に関する対応をとるとともに、必要に応じて自主防災組織に対しても協力を求め連携を図る。 <input type="checkbox"/> 避難所に被災者等に対する相談所を設置し、ボランティア等の協力を得て、人心の安定に努める。 <input type="checkbox"/> 被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。 	<p>エ 避難所の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 市町は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設の管理者、ボランティア等の協力を得て避難所を管理運営する。 <input type="checkbox"/> 避難所の管理運営等を適切に行うために、市町職員を配置する。なお、職員を配置できない場合は、市町はその代理者を定め避難所の責任体制を明確にする。 <input type="checkbox"/> 避難所の安全確保と秩序維持のため、防犯活動が必要と認められる場合には、警察等の協力を得て避難生活の安定化に関する対応をとるとともに、必要に応じて自主防災組織に対しても協力を求め連携を図る。 <input type="checkbox"/> 避難所に被災者等に対する相談所を設置し、ボランティア等の協力を得て、人心の安定に努める。 	
<p>オ 仮設トイレの設置</p> <p>市町は、避難所の状況により仮設トイレを設置管理する。その確保が困難な場合は、県があっせん等を行う。また、女性用の仮設トイレや高齢者向けの洋式トイレの設置など、女性や高齢者、障害者等の利用に配慮した避難所運営に努める。</p> <p>なお、トイレの日常管理は、避難所の既設トイレも含めて、避難者やボランティア等が自主的な管理運営を行うようルールづくりを指導する。</p>	<p>オ 仮設トイレの設置</p> <p>市町は、避難所の状況により仮設トイレを設置管理する。その確保が困難な場合は、県があっせん等を行う。</p> <p>なお、トイレの日常管理は、避難所の既設トイレも含めて、避難者やボランティア等が自主的な管理運営を行うようルールづくりを指導する。</p>	
<p>カ 災害時要援護者に対する配慮</p> <p>市町は、避難所に災害時要援護者がいると認めた場合は、民生・児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずる。</p>	<p>カ 災害時要援護者に対する配慮</p> <p>避難所に災害時要援護者がいると認めた場合は、民生・児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずる。</p> <p>また、避難所での生活が災害時要援護者の生活に著しく障害になっている場合は、適切な二次的避難所をあっせんするほか、必要に応じて旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。</p>	
<p>キ 災害時要援護者等の健康管理</p> <p>県及び市町は、環境変化等から生じる避難住民の健康不安又は体調変化を早期発見するため、関係機関と協力して、精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。</p> <p>また、市町は生活不活発病の発症予防対策を講ずるなど、災害時要援護者等の健康管理に努める。</p>	<p>キ 県及び市町は、環境変化等から生じる避難住民の健康不安又は体調変化を早期発見するため、関係機関と協力して、医療関係者による巡回健康相談を実施するとともに、災害による心的外傷後ストレス（PTSD）等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置するよう努める。</p> <p>また、市町は生活不活発病の発症予防対策を講ずるなど、災害時要援護者等の健康管理に努める。</p>	

修 正 案	現 行	備 考
<p><u>なお、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている自宅避難者を含めた地区全体の健康管理に努める。</u></p> <p>ク 二次避難支援の実施 <u>市町は、二次避難支援マニュアルに基づき、避難所での災害時要援護者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。</u> <u>また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。</u> <u>二次避難が必要な要援護者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。</u></p> <p>ケ 男女双方の視点の取り入れ <u>避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</u></p> <p>コ 旅館・ホテル等の活用 <u>市町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化にかんがみ、旅館、ホテル等への移動を避難者に促す。</u></p> <p>サ 避難者の住生活の早期確保 <u>避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、希望者に対して公営住宅や民間賃貸住宅、空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難所の早期解消に努める。</u></p> <p>(2) 県 <u>県は、市町からの報告により避難所の開設状況を把握するとともに必要に応じて支援及び調整を行う。</u> <u>また、市町から避難所開設について応援の要請を受けたときは、警察に通知するとともに、被災市町に隣接する市町長に必要な応援等することを指示をする。</u> <u>市町から要援護者の二次避難に関する応援の要請を受けたときは、「広域調整マニュアル」に基づき、二次避難の受入先や、介助員となる専門的人材の確保について、広域的な調整を行う。</u></p> <p>8 (略)</p>	<p>ク 男女双方の視点の取り入れ <u>避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等男女双方の視点を取り入れた避難所の運営管理に十分留意する。</u></p> <p>ケ 避難者の健全な住生活の早期確保 <u>避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、希望者に対して公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難所の早期解消に努める。</u></p> <p>(2) 県 <u>県は、市町からの報告により避難所の開設状況を把握するとともに必要に応じて支援及び調整を行う。</u> <u>また、市町から避難所開設について応援の要請を受けたときは、警察に通知するとともに、被災市町に隣接する市町長に必要な応援等することを指示をする。</u></p> <p>8 (略)</p>	

修 正 案	現 行	備 考																																			
<p>9 帰宅困難者対策 県及び市町は、施設管理者や事業者等と連携し、大規模災害時により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援するため、次の協定により協力を要請するなど、必要な帰宅困難者対策に努める。</p> <p>(略)</p> <p>《第3章第21節へ移動》 《第3章第22節へ移動》 《第3章第23節へ移動》 《第3章第24節へ移動》 《第3章第25節へ移動》 《第3章第27節へ移動》</p>	<p>9 帰宅困難者対策 県及び市町は、大規模災害時により交通が途絶したときに、通勤、通学者や観光客の徒歩での帰宅や移動を支援するため、次の協定により協力を要請する。</p> <p>(略)</p>																																				
<p>第10節 災害時要援護者の安全確保</p> <p>災害時要援護者の安全確保のフロー</p> <table border="1"> <tr> <td style="width: 10%;">[活動期]</td> <td style="width: 90%;">災害発生</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">初動対策期</td> <td>災害時要援護者 乳幼児、身体障害者、傷病者、高齢者、外国人 等</td> </tr> <tr> <td>関係団体との連携 ・行政 ・自主防災組織 ・自衛隊 ・社会福祉施設 ・ボランティア ・民防・児童委員 ・保健師 ・ホームヘルパー ・ケースワーカー ・手話通訳者 等</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">緊急対策期 (概ね1週間程度)</td> <td>避災時の安否確認、救出 第13節 救助・救急活動</td> </tr> <tr> <td>災害時要援護者優先の避難誘導 第9節 避難誘導</td> </tr> <tr> <td>被災状況の把握 ハザードマップに記載した各種広報 ハザードマップに適合した各種施設への緊急入所措置 避難所内の要介護者の把握、ニーズ調査 食事内容の配慮 (栄養や食事形態に配慮した食事)</td> </tr> <tr> <td>生活必需品の供与(おむつ、ボーテ・便器) 巡回による健康相談・栄養相談 インフルエンザ等感染症防止 おでかけ、手話通訳による生活支援</td> </tr> <tr> <td>仮設住宅の構造・仕様に係る配慮 仮設住宅への優先入居</td> </tr> <tr> <td>こころのケア対策 仮設住宅入居者への慰安訪問、相談、安否、確認 ケースワーカーの配置 福祉相談窓口の設置</td> </tr> <tr> <td>第4章 復旧・復興計画 第5節 生活の確保のための緊急措置</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </table>	[活動期]	災害発生	初動対策期	災害時要援護者 乳幼児、身体障害者、傷病者、高齢者、外国人 等	関係団体との連携 ・行政 ・自主防災組織 ・自衛隊 ・社会福祉施設 ・ボランティア ・民防・児童委員 ・保健師 ・ホームヘルパー ・ケースワーカー ・手話通訳者 等	緊急対策期 (概ね1週間程度)	避災時の安否確認、救出 第13節 救助・救急活動	災害時要援護者優先の避難誘導 第9節 避難誘導	被災状況の把握 ハザードマップに記載した各種広報 ハザードマップに適合した各種施設への緊急入所措置 避難所内の要介護者の把握、ニーズ調査 食事内容の配慮 (栄養や食事形態に配慮した食事)	生活必需品の供与(おむつ、ボーテ・便器) 巡回による健康相談・栄養相談 インフルエンザ等感染症防止 おでかけ、手話通訳による生活支援	仮設住宅の構造・仕様に係る配慮 仮設住宅への優先入居	こころのケア対策 仮設住宅入居者への慰安訪問、相談、安否、確認 ケースワーカーの配置 福祉相談窓口の設置	第4章 復旧・復興計画 第5節 生活の確保のための緊急措置				<p>災害時要援護者の安全確保のフロー</p> <table border="1"> <tr> <td style="width: 10%;">[活動期]</td> <td style="width: 90%;">災害発生</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">初動対策期 (1日)</td> <td>災害時要援護者 乳幼児、身体障害者、傷病者、高齢者、外国人 等</td> </tr> <tr> <td>関係団体との連携 ・行政 ・自主防災組織 ・自衛隊 ・社会福祉施設 ・ボランティア ・民防・児童委員 ・保健師 ・ホームヘルパー ・ケースワーカー ・手話通訳者 等</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">緊急対策期 (1週)</td> <td>避災時の安否確認、救出 第9節 救助・救急活動</td> </tr> <tr> <td>災害時要援護者優先の避難誘導 第18節 避難誘導</td> </tr> <tr> <td>被災状況の把握 ハザードマップに記載した各種広報 ハザードマップに適合した避難所提供及び社会福祉施設への緊急入所措置 避難所内の要介護者の把握、ニーズ調査 食事内容の配慮 (分かりやすい食事)</td> </tr> <tr> <td>生活必需品の供与(おむつ、ボーテ・便器) 巡回による健康相談・栄養相談 インフルエンザ等感染症防止 おでかけ、手話通訳による生活支援</td> </tr> <tr> <td>仮設住宅の構造・仕様に係る配慮 仮設住宅への優先入居</td> </tr> <tr> <td>心のケア対策 仮設住宅入居者への慰安訪問、相談、安否、確認 ケースワーカーの配置 福祉相談窓口の設置</td> </tr> <tr> <td>第20節 食糧の供給 第21節 生活必需品の供給</td> </tr> <tr> <td>第24節 防疫、保健衛生活動 第26節 オーフィス活動の支援</td> </tr> <tr> <td>第29節 住宅の応急対策 第30節 心のケア活動</td> </tr> <tr> <td>第4章 復旧・復興計画 第4節 生活の確保のための緊急措置</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">応急対策期 (1ヶ月)</td> <td>心のケア対策 仮設住宅入居者への慰安訪問、相談、安否、確認 ケースワーカーの配置 福祉相談窓口の設置</td> </tr> <tr> <td>第4章 復旧・復興計画 第4節 生活の確保のための緊急措置</td> </tr> </table>	[活動期]	災害発生	初動対策期 (1日)	災害時要援護者 乳幼児、身体障害者、傷病者、高齢者、外国人 等	関係団体との連携 ・行政 ・自主防災組織 ・自衛隊 ・社会福祉施設 ・ボランティア ・民防・児童委員 ・保健師 ・ホームヘルパー ・ケースワーカー ・手話通訳者 等	緊急対策期 (1週)	避災時の安否確認、救出 第9節 救助・救急活動	災害時要援護者優先の避難誘導 第18節 避難誘導	被災状況の把握 ハザードマップに記載した各種広報 ハザードマップに適合した避難所提供及び社会福祉施設への緊急入所措置 避難所内の要介護者の把握、ニーズ調査 食事内容の配慮 (分かりやすい食事)	生活必需品の供与(おむつ、ボーテ・便器) 巡回による健康相談・栄養相談 インフルエンザ等感染症防止 おでかけ、手話通訳による生活支援	仮設住宅の構造・仕様に係る配慮 仮設住宅への優先入居	心のケア対策 仮設住宅入居者への慰安訪問、相談、安否、確認 ケースワーカーの配置 福祉相談窓口の設置	第20節 食糧の供給 第21節 生活必需品の供給	第24節 防疫、保健衛生活動 第26節 オーフィス活動の支援	第29節 住宅の応急対策 第30節 心のケア活動	第4章 復旧・復興計画 第4節 生活の確保のための緊急措置	応急対策期 (1ヶ月)	心のケア対策 仮設住宅入居者への慰安訪問、相談、安否、確認 ケースワーカーの配置 福祉相談窓口の設置	第4章 復旧・復興計画 第4節 生活の確保のための緊急措置	
[活動期]	災害発生																																				
初動対策期	災害時要援護者 乳幼児、身体障害者、傷病者、高齢者、外国人 等																																				
	関係団体との連携 ・行政 ・自主防災組織 ・自衛隊 ・社会福祉施設 ・ボランティア ・民防・児童委員 ・保健師 ・ホームヘルパー ・ケースワーカー ・手話通訳者 等																																				
緊急対策期 (概ね1週間程度)	避災時の安否確認、救出 第13節 救助・救急活動																																				
	災害時要援護者優先の避難誘導 第9節 避難誘導																																				
	被災状況の把握 ハザードマップに記載した各種広報 ハザードマップに適合した各種施設への緊急入所措置 避難所内の要介護者の把握、ニーズ調査 食事内容の配慮 (栄養や食事形態に配慮した食事)																																				
	生活必需品の供与(おむつ、ボーテ・便器) 巡回による健康相談・栄養相談 インフルエンザ等感染症防止 おでかけ、手話通訳による生活支援																																				
	仮設住宅の構造・仕様に係る配慮 仮設住宅への優先入居																																				
	こころのケア対策 仮設住宅入居者への慰安訪問、相談、安否、確認 ケースワーカーの配置 福祉相談窓口の設置																																				
	第4章 復旧・復興計画 第5節 生活の確保のための緊急措置																																				
[活動期]	災害発生																																				
初動対策期 (1日)	災害時要援護者 乳幼児、身体障害者、傷病者、高齢者、外国人 等																																				
	関係団体との連携 ・行政 ・自主防災組織 ・自衛隊 ・社会福祉施設 ・ボランティア ・民防・児童委員 ・保健師 ・ホームヘルパー ・ケースワーカー ・手話通訳者 等																																				
緊急対策期 (1週)	避災時の安否確認、救出 第9節 救助・救急活動																																				
	災害時要援護者優先の避難誘導 第18節 避難誘導																																				
	被災状況の把握 ハザードマップに記載した各種広報 ハザードマップに適合した避難所提供及び社会福祉施設への緊急入所措置 避難所内の要介護者の把握、ニーズ調査 食事内容の配慮 (分かりやすい食事)																																				
	生活必需品の供与(おむつ、ボーテ・便器) 巡回による健康相談・栄養相談 インフルエンザ等感染症防止 おでかけ、手話通訳による生活支援																																				
	仮設住宅の構造・仕様に係る配慮 仮設住宅への優先入居																																				
	心のケア対策 仮設住宅入居者への慰安訪問、相談、安否、確認 ケースワーカーの配置 福祉相談窓口の設置																																				
	第20節 食糧の供給 第21節 生活必需品の供給																																				
	第24節 防疫、保健衛生活動 第26節 オーフィス活動の支援																																				
	第29節 住宅の応急対策 第30節 心のケア活動																																				
	第4章 復旧・復興計画 第4節 生活の確保のための緊急措置																																				
応急対策期 (1ヶ月)	心のケア対策 仮設住宅入居者への慰安訪問、相談、安否、確認 ケースワーカーの配置 福祉相談窓口の設置																																				
	第4章 復旧・復興計画 第4節 生活の確保のための緊急措置																																				

修 正 案	現 行	備 考
<p>1 基本方針 (略)</p> <p>2 在宅災害時要援護者に対する対策 (1)～(2) (略) (3) 被災状況等の把握及び日常生活支援 ア 被災状況等の把握 避難所及び災害時要援護者の自宅等に保健師や看護師等を派遣し、被災状況、生活環境等を把握する。 イ 被災後の日常生活支援 市町は、県の協力のもとに在宅の災害時要援護者の被災状況に応じて、避難所への入所、施設への緊急入所、ホームヘルパー等の派遣、栄養や食事形態に配慮した食料及び必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。</p> <p>(4) 二次避難支援の実施 ア 市町 市町は、二次避難支援マニュアルに基づき、避難所での災害時要援護者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。 また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けたいた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。 二次避難が必要な要援護者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。 イ 県 市町から要援護者の二次避難に関する応援の要請を受けたときは、「広域調整マニュアル」に基づき、二次避難の受入先や、介助員となる専門的人材の確保について、広域的な調整を行う。</p> <p>3 社会福祉施設等における対策 (1) 施設被災時の安全確認及び避難等 施設が被災した場合、施設管理者は、県が示す指針に基づき定めた防災計画に基づき、直ちに入所者等の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入所者等の不安解消に努める。 入所者等が被災した時は、施設職員又は近隣の住民や自主防災組織の協力を得て応急救助を実施するとともに、必要に応じて消防機関へ救助を要請する。 また、施設管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所への避難誘導を行う。 なお、夜間、休日等で施設職員が少数のときは、日頃から連携を図っている地域住民や自主防災組織の協力を得て、安全な避難誘導に努める。</p>	<p>1 基本方針 (略)</p> <p>2 在宅災害時要援護者に対する対策 (1)～(2) (略) (3) 被災状況等の把握及び日常生活支援 ア 被災状況等の把握 避難所及び災害時要援護者の自宅等に保健師やホームヘルパー等を派遣し、被災状況、生活環境等を把握する。 イ 被災後の日常生活支援 市町は、県の協力のもとに在宅の災害時要援護者の被災状況に応じて、避難所への入所、施設への緊急入所、ホームヘルパー等の派遣、必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。</p> <p>3 社会福祉施設等における対策 (1) 施設被災時の安全確認及び避難等 施設が被災した場合、施設管理者は、直ちに入所者等の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入所者等の不安解消に努める。 入所者等が被災した時は、施設職員又は近隣の住民や自主防災組織の協力を得て応急救助を実施するとともに、必要に応じて消防機関へ救助を要請する。 また、施設管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所への避難誘導を行う。 なお、夜間、休日等で施設職員が少数のときは、日頃から連携を図っている地域住民や自主防災組織の協力を得て、安全な避難誘導に努める。</p>	

修 正 案	現 行	備 考
<p>(2) <u>被災報告等</u> 施設管理者は、入所者等及び施設の被災状況を市町、県等に報告し、必要な措置を要請する。 また、保護者等に入所者等の被災状況を連絡し、必要な協力を依頼する。</p> <p>(3) <u>施設の使用が不能になった場合の措置</u> 施設管理者は、施設の継続使用が不能となったときは、市町を通じて他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて保護者等による引き取り等の措置を講ずる。 県及び市町は、被災施設の管理者から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。</p> <p><u>4 医療機関における対策</u></p> <p>(1) <u>医療機関被災時の安全確認及び避難等</u> 病院等の医療機関が被災した場合、管理者は、あらかじめ定めた災害対応マニュアルに基づき、直ちに患者等の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、患者等の不安解消に努める。 患者等が被災した時は、応急救助を実施するとともに、必要に応じて消防機関へ救助を要請する。 また、管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所への避難誘導を行う。</p> <p>(2) <u>被災報告等</u> 管理者は、患者等及び施設の被災状況、受け入れている重症・中等症患者数、ライフライン状況等の状況について、市町、県等に報告し、必要な措置を要請する。 この場合、石川県災害・救急医療情報システムに参加している医療機関は、当該システムにより必要な情報の入力を行う。</p> <p>(3) <u>医療機関の使用が不能になった場合の措置</u> 管理者は、医療機関の継続使用が不能となったときは、県及び市町を通じて他の医療機関への緊急搬送要請を行う。 県及び市町は、被災医療機関の管理者から緊急搬送の要請があったときは、他の医療機関等との調整を行い、傷病の程度、人工透析患者や人工呼吸器を使用している患者など個別疾患の状況に応じ、搬送先の確保に努める。</p> <p><u>5 外国人に対する対策</u> (略)</p>	<p>(2) <u>被災報告等</u> 施設管理者は、入所者等及び施設の被災状況を市町、県等に報告し、必要な措置を要請する。 また、保護者に入所者等の被災状況を連絡し、必要な協力を依頼する。</p> <p>(3) <u>施設の使用が不能になった場合の措置</u> 施設管理者は、施設の継続使用が不能となったときは、市町を通じて他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて保護者による引き取り等の措置を講ずる。 県及び市町は、被災施設の管理者から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。</p> <p><u>4 外国人に対する対策</u> (略)</p>	

修 正 案	現 行	備 考
<p>第11節 災害医療及び救急医療</p> <p>災害医療の開始から救急医療までのフロー</p> <pre> graph TD A[災害発生] --> B[(市町) 医療教護活動の開始] A --> C[(県) 情報収集・提供] B --> D[DMA T・医療教護班の派遣要請] C --> D D --> E[救護所の設置] E --> F[医薬品、輸血用血液の手配] F --> G[DMA T・医療教護班の配慮調整] G --> H[DMA T・医療教護班の派遣] H --> I[救護所への患者搬送] I --> J[広域応援県市・国等への応援要請] J --> K[医薬品、輸血用血液の調達供給] K --> L[DMA T活動拠点連絡会の設置] L --> M[医療教護班等連絡会の設置] M --> N[ヘリコプターによる後方病院搬送] N --> O[後方医療活動] O --> P[緊急対策期(概ね1週間程度) 救急医療の開始] </pre> <p>第10節 災害医療及び救急医療</p> <p>災害医療の開始から救急医療までのフロー</p> <pre> graph TD A[災害発生] --> B[(市町) 初動対策期(1日) 医療教護活動の開始] A --> C[(県) 情報収集・提供] B --> D[医療教護班の派遣要請] C --> D D --> E[医療教護班連絡会の開催準備] E --> F[救護所の設置] F --> G[医薬品、輸血血液の手配] G --> H[医療教護班の派遣要請] H --> I[医療教護班の編成・派遣] I --> J[医療教護班の派遣] J --> K[救護所への患者搬送] K --> L[広域応援県・国への応援要請] L --> M[医薬品、輸血血液の調達供給] M --> N[医療教護班による医療教護] N --> O[トリアージ・傷病者の応急措置等] O --> P[医療関係ライラインの確保] P --> Q[ヘリコプターによる後方病院搬送] Q --> R[後方医療活動] R --> S[医療教護班連絡会の開催(随時)] S --> T[医療教護班連絡会への支援] T --> U[緊急対策期(1週) 救急医療の開始] U --> V[心のケア対策] V --> W[応急対策期(1月) 第28節 心のケア活動] </pre> <p>1 基本方針 震災の発生時には、建物の倒壊、火災等の発生により、同時に多数の負傷者等が発生し、医療、救護需要が膨大なものになることが予想されるので、県及び市町は、他の関係機関の協力を得て迅速かつ的確に医療教護活動を実施する。</p> <p>2 情報収集・提供</p> <p>ア 県は、石川県災害・救急医療情報システム、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保状況、医薬品等の保有状況、DMA T及び医療教護班の活動状況等を把握し、県医師会等の医療関係団体、医療関係機関（大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等）への情報提供を行う。 なお、住民等への情報提供については、「第6節 災害広報」による。</p> <p>イ 県は、石川県災害・救急医療情報システム、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、DMA T及び医療教護班へ活動に必要な情報を提供する。</p> <p>1 基本方針 地震災害時には、建物の倒壊、火災等の発生により、同時に多数の負傷者等が発生し、医療、救護需要が膨大なものになることが予想されるので、市町は、他の関係機関の協力を得て迅速かつ的確に医療教護活動を実施する。</p> <p>3 情報収集・提供 県は、災害・救急医療情報システム及び災害時優先電話などにより、医療機関の被災状況、診療応需状況、空床状況、血清製剤、医薬品の備蓄、調達状況等を把握し、関係機関及び住民等への情報提供を行う。</p>		

修 正 案	現 行	備 考
<p>石川県災害・救急医療情報システム</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (略) ○ システム参加機関 医療機関 61、消防本部 11、医師会 1、保健福祉センター等 13 ○ 災害時情報 <u>患者受入可否情報、受入患者数、患者転送情報、医薬品保有状況、ライ</u> <u>フライン状況等</u> <p><u>災害・救急医療情報システム概念図</u></p> <p>The diagram illustrates the flow of information between the National and Prefectural Disaster Emergency Medical Information Systems. The National System (top) includes the National and Prefectural Disaster Emergency Medical Information Systems, the National Disaster Emergency Medical Information System (DMAT Management Information), and the National Disaster Emergency Medical Information System (【National Level Information Exchange】). The Prefectural System (bottom) includes the Stone County Disaster Emergency Medical Information System, which contains medical institutions and fire departments. Data exchange is shown through various interfaces like FAX, e-mail, and direct connections. A legend indicates that a double-headed arrow symbol represents a 'computer network'.</p>	<p>石川県災害・救急医療情報システム</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (略) ○ システム参加機関 医療機関 62、消防本部 11、医師会 1、保健福祉センター等 13 ○ 災害時情報 <u>診療可否状況、医薬品等在庫状況、ライフライン状況、ボランティア情報等</u> <p>石川県災害・救急医療情報システム概念図</p> <p>This flowchart details the operational structure of the Stone County system. It starts with medical institutions and fire departments providing information to the Computer Center. The Computer Center then sends data to the County Medical Association and the County Disaster Countermeasures Headquarters. The County Disaster Countermeasures Headquarters is also connected to the National Backup Center for Disaster Response. The County Medical Association oversees the system's operation.</p>	

修 正 案	現 行	備 考
<p>3 DMA T・医療救護班派遣・受入体制</p> <p>(1) 市町</p> <p>ア 市町は、医療機関の被災状況や傷病者の発生状況等の情報を収集し、保健所長の助言を得て、地区医師会及び市町立病院等に医療救護班の派遣を要請する。また、必要に応じて避難所等に救護所を設置する。</p> <p>イ (略) <u>(削除)</u></p> <p>(2) 県</p> <p>ア 災害医療支援室の設置</p> <p>(ア) 県は、必要に応じて、県災害対策本部の下に、災害医療支援室を設置し、的確な医療救護活動を行うため、被災地内の病院の被害状況等を石川県災害・救急医療情報システム及び市町等から把握する。</p> <p>(イ) 県は、必要に応じて、医療機関、医療関係団体、消防等医療救護活動に関する関係機関の連携を図るため、ネットワーク会議を開催する。</p> <p>イ 県は、必要と認める場合、又は市町からの要請があった場合は、DMA Tを派遣するほか、医療救護班を派遣する。</p> <p>ウ DMA Tの派遣</p> <p>(ア) 県は、石川DMA Tが出動し医療救護活動を行う必要があると認めた場合、又は市町から派遣要請があった場合は、石川DMA T指定病院に対して石川DMA Tの出動を要請する。</p> <p>(イ) 県は、震度6強又は20名以上の重症・中等症の傷病者が発生すると見込まれる地震の場合は、国及び他の都道府県にDMA Tの派遣を要請する。</p> <p>(ウ) 県は、必要に応じて、災害医療支援室の下にDMA T活動支援室を設置する。</p> <p>(エ) 県は、必要に応じて、DMA Tの活動拠点（災害拠点病院・SCU等）ごとにDMA T活動拠点連絡会を設置する。</p> <p>エ 医療救護班の派遣</p> <p>(ア) 災害医療支援室は、地域の医療ニーズを的確に把握し、医療救護班の受け入れ・派遣について、派遣元の医療関係団体と被災地域等との調整を行う。</p> <p>(イ) 災害医療支援室は、地域医療救護活動支援室からの要請に基づき、県医師会等の医療関係団体、大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等へ医療救護班の派遣を要請する。</p> <p>(ウ) 医療救護活動に関して、県のみでは十分な対応ができない場合、県は、広域応援県市に応援を要請するほか、必要に応じ、他の都道府県、日本医師会（JMA T）、日本赤十字社、国立病院機構、大学病院、日本病院会、全日本病院協会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会等の医療関係団体に、医療救護班の派遣を要請する。</p> <p>(エ) 県は、必要に応じて、地域別に、地域医療救護活動支援室を設置し、</p>	<p>2 実施体制</p> <p>(1) 市町</p> <p>ア 市町長は、医療機関の被災状況や傷病者の発生状況等の情報を収集し、保健所長の助言を得て、地区医師会及び市町立病院等に医療救護班の派遣を要請する。また、必要に応じて避難所等に救護所を設置するとともに、随時、医療救護班連絡会を開催し、被災地における医療救護活動の連絡・調整を行う。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 市町長は、患者の搬送や医薬品及び輸血用血液の手配等、医療救護活動の実施に当たり必要な措置を講ずる。</p> <p>(2) 県</p> <p>ア 県は、市町長から派遣要請があった場合、又は医療救護の必要を認めた場合には、医療救護班を派遣する。</p> <p>イ 医療救護活動に関して、県のみでは十分な対応ができない場合には、県は、広域応援県市に応援を要請するほか、必要に応じ、<u>国に災害派遣医療チーム（DMA T）の派遣等を要請する。</u></p>	

修 正 案	現 行	備 考
<p><u>災害医療支援室や市町から派遣された医療救護班、自主的に集合した医療救護班等の配置調整等を行う。</u></p> <p>(オ) 県は、必要に応じて、医療救護班や精神保健医療班（こころのケアチーム）等の医療救護活動に当たるチーム間で情報を共有し、円滑な医療救護活動を実施するため、医療救護班等連絡会を設置する。</p> <p>(削除)</p>	<p>ウ 保健所は、市町災害対策本部の医療担当部署に対し、医療救護活動の連絡・調整等にかかる技術的な支援を行うとともに、市町の医療救護の調整業務に支障が生じた場合は、当該業務を補完する。</p> <p>エ 県は、医療救護活動が円滑に行われるために必要と認める時は、国や医療機関との調整などに関し、県医師会等の協力を得つつ、医療救護班の立ち上げや運営等の総合調整に努める。</p> <p>オ 保健所及び地域センターは、保健衛生を中心とした地域の災害対策の拠点として関係機関と積極的に連携を図り、地域における保健衛生活動の総合的な調整を行う。</p> <p>カ 県は、ボランティア現地対策本部及び関係機関と連携を図りながら、医療ボランティアとの連絡調整を行い、医療ボランティアの積極的な活用を図る。</p>	
<p>(3) 石川DMAT指定病院</p> <p>ア 石川DMAT指定病院は、待機要請を受けたときは、石川DMATを待機させる。</p> <p>イ 石川DMAT指定病院は、県から「石川DMATの出動に関する協定書」に基づく派遣要請があり、出動が可能と判断した場合には、石川DMATを出動させる。</p>	<p>ウ 石川DMAT指定病院は、緊急やむを得ない場合には、地域の消防機関等からの情報又は要請に基づき、石川DMATを出動させる。</p> <p>この場合、石川DMATを出動させた旨を速やかに県に報告し、その承認を得る。</p> <p>エ DMATの業務内容</p> <p>(ア) 消防機関等との連携による、被災状況等に関する情報の収集と伝達（状況評価）、トリアージ、救急医療等（現場活動）</p> <p>(イ) 被災地での搬送中の患者の治療（地域医療搬送）</p> <p>(ウ) 災害拠点病院等の指揮下での患者の治療、患者の避難・搬送の支援等（病院支援）</p> <p>(エ) 必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的に被災地外へ搬送を行う際のトリアージ、緊急治療等（広域医療搬送）</p>	

修 正 案	現 行	備 考																																																																	
<p>オ DMA Tの情報共有 DMA Tは、石川県災害・救急医療情報システム及び広域災害医療情報システム（DMA T管理）、衛星電話、災害時優先電話、M C A 無線などにより、DMA Tの活動に必要な情報の収集及び活動状況の報告、引き継ぎ等を行う。</p> <p>(4) 災害拠点病院 ア 下記の災害拠点病院は、県から派遣要請があったときは、医療救護班を派遣し、医療救護活動を行う。</p> <p>災害拠点病院</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>病院名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基幹災害拠点病院</td> <td>県立中央病院</td> </tr> <tr> <td>地域災害拠点病院</td> <td>小松市民病院</td> </tr> <tr> <td></td> <td>国立病院機構金沢医療センター</td> </tr> <tr> <td></td> <td>金沢市立病院</td> </tr> <tr> <td></td> <td>金沢赤十字病院</td> </tr> <tr> <td></td> <td>公立能登総合病院</td> </tr> <tr> <td></td> <td>公立羽咋病院</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市立輪島病院</td> </tr> <tr> <td></td> <td>珠洲市総合病院</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	病院名	基幹災害拠点病院	県立中央病院	地域災害拠点病院	小松市民病院		国立病院機構金沢医療センター		金沢市立病院		金沢赤十字病院		公立能登総合病院		公立羽咋病院		市立輪島病院		珠洲市総合病院	<p>7 災害拠点病院 下記の災害拠点病院は、重傷病患者の受け入れ及び搬出、医療救護チームの派遣及び地域の医療機関への応急用資材の貸出等を行う。</p> <p>災害拠点病院</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>病院名</th> <th>T E L</th> <th>F A X</th> <th>医療圏</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基幹災害 医療センター</td> <td>県立中央病院</td> <td>076-237-8211</td> <td>076-238-5366</td> <td>石川中央</td> </tr> <tr> <td>地域災害 医療センター</td> <td>小松市民病院</td> <td>0761-22-7111</td> <td>0761-22-7199</td> <td>南加賀</td> </tr> <tr> <td></td> <td>国立病院機構金沢医療センター</td> <td>076-262-4161</td> <td>076-222-2758</td> <td>石川中央</td> </tr> <tr> <td></td> <td>金沢市立病院</td> <td>076-245-2600</td> <td>076-245-2690</td> <td>石川中央</td> </tr> <tr> <td></td> <td>金沢赤十字病院</td> <td>076-242-8131</td> <td>076-243-7552</td> <td>石川中央</td> </tr> <tr> <td></td> <td>公立能登総合病院</td> <td>0767-52-6611</td> <td>0767-52-9225</td> <td>能登中部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市立輪島病院</td> <td>0768-22-2222</td> <td>0768-22-6598</td> <td>能登北部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>珠洲市総合病院</td> <td>0768-82-1181</td> <td>0768-82-1191</td> <td>能登北部</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	病院名	T E L	F A X	医療圏	基幹災害 医療センター	県立中央病院	076-237-8211	076-238-5366	石川中央	地域災害 医療センター	小松市民病院	0761-22-7111	0761-22-7199	南加賀		国立病院機構金沢医療センター	076-262-4161	076-222-2758	石川中央		金沢市立病院	076-245-2600	076-245-2690	石川中央		金沢赤十字病院	076-242-8131	076-243-7552	石川中央		公立能登総合病院	0767-52-6611	0767-52-9225	能登中部		市立輪島病院	0768-22-2222	0768-22-6598	能登北部		珠洲市総合病院	0768-82-1181	0768-82-1191	能登北部	
種 別	病院名																																																																		
基幹災害拠点病院	県立中央病院																																																																		
地域災害拠点病院	小松市民病院																																																																		
	国立病院機構金沢医療センター																																																																		
	金沢市立病院																																																																		
	金沢赤十字病院																																																																		
	公立能登総合病院																																																																		
	公立羽咋病院																																																																		
	市立輪島病院																																																																		
	珠洲市総合病院																																																																		
種 別	病院名	T E L	F A X	医療圏																																																															
基幹災害 医療センター	県立中央病院	076-237-8211	076-238-5366	石川中央																																																															
地域災害 医療センター	小松市民病院	0761-22-7111	0761-22-7199	南加賀																																																															
	国立病院機構金沢医療センター	076-262-4161	076-222-2758	石川中央																																																															
	金沢市立病院	076-245-2600	076-245-2690	石川中央																																																															
	金沢赤十字病院	076-242-8131	076-243-7552	石川中央																																																															
	公立能登総合病院	0767-52-6611	0767-52-9225	能登中部																																																															
	市立輪島病院	0768-22-2222	0768-22-6598	能登北部																																																															
	珠洲市総合病院	0768-82-1181	0768-82-1191	能登北部																																																															
<p>(削除)</p> <p>イ 医療救護班の業務内容</p> <p>(ア) 傷病者のトリアージ (イ) 傷病者に対する応急措置 (ウ) 重症者の後方病院への搬送手続き (エ) 救護所における診療 (オ) 避難所等の巡回診療 (カ) 被災地の病院支援 (キ) その他必要な事項</p>	<p>4 医療救護班派遣体制 災害時における医療救護は、一義的には市町が実施する。県はこれを応援・補完する立場から医療救護班を編成し、市町からの要請があった場合、又は必要と認める場合にこれを派遣する。</p> <p>(1) 医療救護班の業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 傷病者のトリアージ <input type="checkbox"/> 傷病者に対する応急措置 <input type="checkbox"/> 重症者の後方病院への搬送手続き <input type="checkbox"/> 災害初期に自動的に参集した救護班の配置調整、情報提供 <input type="checkbox"/> その他必要な事項 																																																																		

修 正 案	現 行	備 考															
(削除)	<p>(注) トリアージとは、被災地において、限られた人的・物的資源を最も有効に活用して、できるだけ多数の傷病者に最善の医療を実施するため、傷病者を傷病の緊急性と重傷度により、「最優先治療群（重傷）」、「非緊急治療群（中等症）」、「軽処置群（軽傷）」、「死亡群」に分類し、治療優先度を決める行為である。</p> <p>トリアージの実施基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分 類</th><th>優先順位</th><th>識別票</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最優先治療群（重傷）</td><td>第 1</td><td>赤</td></tr> <tr> <td>非緊急治療群（中等症）</td><td>第 2</td><td>黄</td></tr> <tr> <td>軽処置群（軽傷）</td><td>第 3</td><td>緑</td></tr> <tr> <td>死亡群</td><td>第 4</td><td>黒</td></tr> </tbody> </table>	分 類	優先順位	識別票	最優先治療群（重傷）	第 1	赤	非緊急治療群（中等症）	第 2	黄	軽処置群（軽傷）	第 3	緑	死亡群	第 4	黒	
分 類	優先順位	識別票															
最優先治療群（重傷）	第 1	赤															
非緊急治療群（中等症）	第 2	黄															
軽処置群（軽傷）	第 3	緑															
死亡群	第 4	黒															
(削除)	<p>(2) 医療救護班の派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 医療教護班の派遣は、市町及び県災害対策本部の指示に基づき行う。 <input type="radio"/> 県は、的確な医療救護活動を行うため、被災地内の病院、救護所の被害状況等を災害・救急医療情報システム及び市町等から把握する。 <input type="radio"/> 医療救護班の派遣は、被災地の状況に応じ適切な場所に順次行う。 <input type="radio"/> 医療救護班の派遣は、発災後における応急措置がおおむね完了するまでの間とする。 																
<p>ウ 医療救護班の情報共有</p> <p>医療救護班は、あらかじめ定められた情報共有ルールに従って、石川県災害・救急医療情報システム及び衛星電話、災害時優先電話、M C A 無線などにより、医療救護活動に必要な情報の収集及び活動状況の報告、引継ぎ等を行う。</p> <p>エ 災害拠点病院は、他のD M A T 及び他の医療機関の医療救護班の受入れを行う。</p> <p>(5) 公立病院等</p> <p>ア 公立病院等は、県から派遣要請があったときは、医療救護班を派遣し、医療救護活動を行う。</p> <p>イ 公立病院等は、他の医療機関の医療救護班の受入れを行う。</p> <p>(6) 県医師会</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>(削除)</p> <p>災害時の医療救護に関する協定</p> <table border="1"> <tr> <td>協 定 者</td><td>協定締結日</td></tr> <tr> <td>石川県</td><td>(公社)石川県医師会 H 3.11. 1</td></tr> </table>	協 定 者	協定締結日	石川県	(公社)石川県医師会 H 3.11. 1	<p>2 実施体制</p> <p>(3) 県医師会</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 県医師会長は、派遣した医療救護班の現場における医療救護活動の総合調整を行う。</p> <p>災害時の医療救護に関する協定</p> <table border="1"> <tr> <td>協 定 者</td><td>協定締結日</td><td>T E L</td><td>F A X</td></tr> <tr> <td>石川県</td><td>(社)石川県医師会 H 3.11. 1</td><td>076-239-3800</td><td>076-239-3810</td></tr> </table>	協 定 者	協定締結日	T E L	F A X	石川県	(社)石川県医師会 H 3.11. 1	076-239-3800	076-239-3810				
協 定 者	協定締結日																
石川県	(公社)石川県医師会 H 3.11. 1																
協 定 者	協定締結日	T E L	F A X														
石川県	(社)石川県医師会 H 3.11. 1	076-239-3800	076-239-3810														

修 正 案	現 行	備 考						
<p><u>4 救護所の設置</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県は、必要に応じて、県歯科医師会の協力により、歯科医療の確保に配慮する。</p> <p>(削除)</p> <p>(3) (略)</p>	<p><u>5 救護所の設置</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県は、一般の救護所での医療活動とは別に、必要に応じて、保健所等に精神科救護所を設置するほか、石川県歯科医師会の協力により、歯科医療の確保にも配慮する。 なお、精神科救護所の活動については、「第28節 心のケア活動」による。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>団体名</td> <td>T E L</td> <td>F A X</td> </tr> <tr> <td>(社)石川県歯科医師会</td> <td>076-251-1010</td> <td>076-251-6450</td> </tr> </table> <p>(3) (略)</p>	団体名	T E L	F A X	(社)石川県歯科医師会	076-251-1010	076-251-6450	
団体名	T E L	F A X						
(社)石川県歯科医師会	076-251-1010	076-251-6450						
<p><u>5 災害時後方医療体制</u></p> <p>ア 医療施設又は救護所では対応できない重症患者や特殊な医療を要する患者については、災害拠点病院や大学病院等に搬送し、治療を行う。</p> <p>イ 災害拠点病院は、重症患者の受け入れ及び搬出、地域の医療機関への応急用資機材の貸出し等を行う。</p>	<p><u>6 災害時後方医療体制</u></p> <p>医療施設又は救護所では対応できない重傷患者や特殊な医療を要する患者については、災害時拠点病院や大学附属病院等に搬送し、治療を行う。</p>							
<p><u>6 重症患者等の搬送体制</u></p> <p>(1) 搬送者及び搬送先の選定</p> <p>搬送に当たっては、負傷の程度、患者の状態等を勘案し、搬送者及び搬送先の適切な選定に留意して行う。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 搬送の実施</p> <p>ア 災害時後方病院で治療する必要のある患者を搬送するときは、市町又は県に要請する。</p> <p>原則として、被災現場から医療施設又は救護所までの搬送は市町が、医療施設又は救護所から災害時後方病院までの搬送については、県及び市町が対応する。</p> <p>イ 重症患者が多数発生するなどヘリコプター等による患者等の搬送が必要となった場合は、S C Uを設置するものとし、地域医療救護活動支援室は、航空機等の運用を調整する部門に必要な搬送手段の確保等を要請する。</p> <p>なお、患者搬送に係るヘリコプター使用については、「第5節 消防防災ヘリコプターの活用」及び「第8節 自衛隊の災害派遣」に準ずる。</p>	<p><u>8 重傷患者の搬送体制</u></p> <p>(1) 搬送者及び搬送先の選定</p> <p>搬送に当たっては、負傷の程度、患者の状態等を勘案し、搬送者及び搬送先の適切な選定に留意して行う。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 搬送の実施</p> <p>災害時後方病院で治療する必要のある患者を搬送するときは、市町又は県に要請する。</p> <p>原則として、被災現場から医療施設又は救護所までの搬送は市町が、医療施設又は救護所から災害時後方病院までの搬送については、県及び市町が対応する。</p> <p>なお、患者搬送に係るヘリコプター使用については、「第5節 消防防災ヘリコプターの活用」及び「第8節 自衛隊の災害派遣」に準ずる。</p>							
<p><u>7 医薬品等及び輸血用血液の供給体制</u></p> <p>(1) 医療施設・救護所</p> <p>医療施設の管理者及び救護所の責任者は、透析液や医薬品等又は輸血用血液に不足が生じた場合、当該市町災害対策本部に調達を要請する。</p> <p>(2) (略)</p>	<p><u>9 医薬品等及び輸血用血液の供給体制</u></p> <p>(1) 医療施設・救護所</p> <p>医療施設の管理者及び救護所の責任者は、医薬品等又は輸血用血液に不足が生じた場合、当該市町災害対策本部に調達を要請する。</p> <p>(2) (略)</p>							

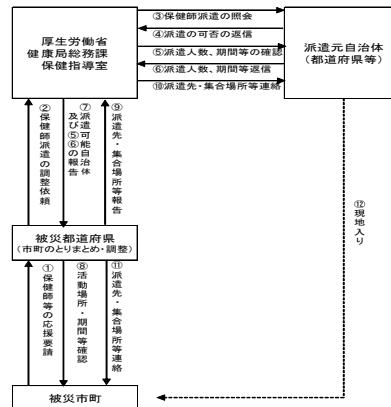
修 正 案	現 行	備 考																																																																
<p>(3) 県災害対策本部 ア 医薬品等 (略)</p> <p>(7) 災害時における医薬品の供給等に関する協定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定者</th><th>協定締結日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td><td>H 8.11.13</td></tr> </tbody> </table> <p>(1) 災害時における衛生材料の供給等に関する協定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定者</th><th>協定締結日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td><td>H 8.11.13</td></tr> </tbody> </table> <p>(4) 災害時における医療機器の供給等に関する協定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定者</th><th>協定締結日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td><td>H 8.11.13</td></tr> </tbody> </table> <p>イ 輸血用血液 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>優先順位</th><th>血液センター</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>石川県赤十字血液センター</td></tr> <tr> <td>2</td><td>愛知県赤十字血液センター</td></tr> <tr> <td></td><td>富山県赤十字血液センター</td></tr> <tr> <td></td><td>福井県赤十字血液センター</td></tr> </tbody> </table>	協定者	協定締結日	石川県	H 8.11.13	協定者	協定締結日	石川県	H 8.11.13	協定者	協定締結日	石川県	H 8.11.13	優先順位	血液センター	1	石川県赤十字血液センター	2	愛知県赤十字血液センター		富山県赤十字血液センター		福井県赤十字血液センター	<p>(3) 県災害対策本部 ア 医薬品等 (略)</p> <p>(7) 災害時における医薬品の供給等に関する協定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td><td>H 8.11.13</td><td>076-266-4141</td><td>076-266-4113</td></tr> </tbody> </table> <p>(1) 災害時における衛生材料の供給等に関する協定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td><td>H 8.11.13</td><td>076-231-5747</td><td>076-262-5056</td></tr> </tbody> </table> <p>(4) 災害時における医療機器の供給等に関する協定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td><td>H 8.11.13</td><td>076-222-6531</td><td>076-222-2922</td></tr> </tbody> </table> <p>イ 輸血用血液 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>優先順位</th><th>血液センター</th><th>T E L</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>石川県赤十字血液センター</td><td>076-237-5534</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>076-237-5538</td></tr> <tr> <td>2</td><td>愛知県赤十字血液センター</td><td>0561-84-1131</td></tr> <tr> <td></td><td>富山県赤十字血液センター</td><td>0764-51-5555</td></tr> <tr> <td></td><td>福井県赤十字血液センター</td><td>0776-36-6275</td></tr> </tbody> </table>	協定者	協定締結日	T E L	F A X	石川県	H 8.11.13	076-266-4141	076-266-4113	協定者	協定締結日	T E L	F A X	石川県	H 8.11.13	076-231-5747	076-262-5056	協定者	協定締結日	T E L	F A X	石川県	H 8.11.13	076-222-6531	076-222-2922	優先順位	血液センター	T E L	1	石川県赤十字血液センター	076-237-5534			076-237-5538	2	愛知県赤十字血液センター	0561-84-1131		富山県赤十字血液センター	0764-51-5555		福井県赤十字血液センター	0776-36-6275	
協定者	協定締結日																																																																	
石川県	H 8.11.13																																																																	
協定者	協定締結日																																																																	
石川県	H 8.11.13																																																																	
協定者	協定締結日																																																																	
石川県	H 8.11.13																																																																	
優先順位	血液センター																																																																	
1	石川県赤十字血液センター																																																																	
2	愛知県赤十字血液センター																																																																	
	富山県赤十字血液センター																																																																	
	福井県赤十字血液センター																																																																	
協定者	協定締結日	T E L	F A X																																																															
石川県	H 8.11.13	076-266-4141	076-266-4113																																																															
協定者	協定締結日	T E L	F A X																																																															
石川県	H 8.11.13	076-231-5747	076-262-5056																																																															
協定者	協定締結日	T E L	F A X																																																															
石川県	H 8.11.13	076-222-6531	076-222-2922																																																															
優先順位	血液センター	T E L																																																																
1	石川県赤十字血液センター	076-237-5534																																																																
		076-237-5538																																																																
2	愛知県赤十字血液センター	0561-84-1131																																																																
	富山県赤十字血液センター	0764-51-5555																																																																
	福井県赤十字血液センター	0776-36-6275																																																																

修 正 案	現 行	備 考						
<p><u>8 他県等からの医薬品等の受入体制</u> 県災害対策本部は、他県等からの輸送医薬品等の受入窓口及び積載場所を被災地に近い保健所に設置し、<u>県薬剤師会</u>の協力により、医薬品等の保管管理及び供給を行う。</p> <p>(削除)</p>	<p><u>10 他県等からの医薬品等の受入体制</u> 県災害対策本部は、他県等からの輸送医薬品等の受入窓口及び積載場所を被災地に近い保健所に設置し、<u>石川県薬剤師会</u>の協力により、医薬品等の保管管理及び供給を行う。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>団体名</td> <td>T E L</td> <td>F A X</td> </tr> <tr> <td>(社) 石川県薬剤師会</td> <td>076-231-6634</td> <td>076-223-1520</td> </tr> </table>	団体名	T E L	F A X	(社) 石川県薬剤師会	076-231-6634	076-223-1520	
団体名	T E L	F A X						
(社) 石川県薬剤師会	076-231-6634	076-223-1520						
<p><u>9 医薬品等の輸送手段</u> (略)</p>	<p><u>11 医薬品等の輸送手段</u> (略)</p>							
<p><u>10 医療機関のライフラインの確保</u> (略)</p>	<p><u>12 医療機関のライフラインの確保</u> (略)</p>							
<p><u>11 個別疾患対策</u> 市町又は県は、慢性腎疾患、難病、結核、精神疾患、その他の慢性疾患等の在宅治療患者に対しては、患者の受診状況や医療機関の稼働状況を把握の上、患者等への的確な情報を提供し、受診の確保を図るほか、水、医薬品及び適切な食事の確保に努める。 また、県は、人工透析を実施する医療機関の被災に関し、市町より支援要請を受けた際は、医療機関と連携し、患者の受け入れの調整等、透析医療の確保に努める。</p> <p>(削除)</p>	<p><u>13 個別疾患対策</u> 市町又は県は、慢性腎疾患、難病、結核、精神疾患、その他の慢性疾患等の在宅治療患者に対しては、患者の受診状況や医療機関の稼働状況を把握の上、患者等への的確な情報を提供し、受診の確保を図るほか、水、医薬品の確保に努める。 また、県は、人工透析を実施する医療機関の被災に関し、市町より支援要請を受けた際は、医療機関と連携し、患者の受け入れの調整等、透析医療の確保に努める。</p> <p><u>14 心のケア対策</u> <u>災害直後の精神科医療を確保するとともに、災害による心的外傷後ストレス障害等の精神不安に対しては、被災者の心理的な安定を図るため、精神医学、臨床心理学等の専門家による心理的なカウンセリングなど、継続的なケアを行う。</u> <u>特に、影響を受けやすい高齢者や児童生徒については、相談活動などのきめ細かな対応を図る。</u> <u>活動については、「第28節心のケア活動」による。</u></p>							

修 正 案	現 行	備 考
<p>第12節 健康管理活動</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 健康福祉部、市町 </div> <p>健康管理活動のフロー</p> <pre> graph TD A[災害発生] --> B["(市町) 要援護者等の健康状況確認"] A --> C["(県) 情報収集・提供"] C --> B B --> D["県保健師等の派遣"] D --> E["避難所の健康相談・健康調査"] D --> F["在宅被災者の健康相談・健康調査"] E --> G["県内市町等への応援要請・調整"] F --> G G --> H["国への応援要請・調整"] H --> I["仮設住宅生活者の健康管理活動"] </pre> <p>1 基本方針 <u>災害発生時は、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスから、様々な健康障害の発生が懸念される。</u> <u>このため、市町は県や関係機関等の協力を得て、医療救護活動等と緊密な連携を図りながら被災者の健康管理活動を実施する。</u></p> <p>2 実施体制 (1) 被災市町は、保健師等により、被災者等の健康管理を行う。 (2) 県は、市町が行う健康管理活動を支援するとともに、総合的な調整を行う。 <u>被災住民が多数に及ぶ場合等は、国及び都道府県等の協力を得て実施する。</u></p>		

修 正 案	現 行	備 考
<p>3 健康管理活動従事者の派遣体制</p> <p>(1) 被災市町は、被災者等の健康管理に際し、管下の保健師等のみによる対応が困難な場合は、県に保健師等の派遣を要請する。</p> <p>(2) 県は、被災市町から派遣要請があったとき、または必要と認めるときは、被災地に保健師、管理栄養士等を派遣し、被災市町が行う健康管理活動を支援する。</p> <p>(3) 県は、他都道府県等からの応援が必要な場合は、厚生労働省等へ派遣計画を示し、派遣要請、調整を依頼する（図 災害発生時の保健師等派遣に関する手続き）</p> <p>(4) 県は、必要な場合、被災市町に公衆衛生医師等を派遣し、被災者の健康管理活動に対して技術的な支援・指導、総合的な調整を行う。</p>		
<p>4 健康管理班活動</p> <p>(1) 健康管理活動にあたっては、民生委員、介護支援専門員等との協力のもと、要援護者、在宅患者等の健康状況を確認し、必要な介護、医療が受けられるよう対処する。</p> <p>(2) 保健活動マニュアル等に基づき、避難所や在宅被災者宅等を訪問し、被災者の生活環境、生活状況、健康状態等を把握するとともに、必要な者に対し保健指導、栄養・食生活支援、医療、福祉サービスの調整等を図る。 なお、健康状態の把握、支援にあたっては、特に、感染症や生活不活発病、心血管疾患等の発症予防に留意する。</p> <p>(3) 健康管理活動にあたっては、各地域に設置された地域医療救護活動支援室内に設置する医療救護班等連絡会に参画し、連携協力して実施するとともに、活動により把握した健康情報は医療救護班等連絡会に集約する。</p>		

図 災害発生直後の保健師派遣に関する手続き
(厚生労働省防災業務計画を一部変更)

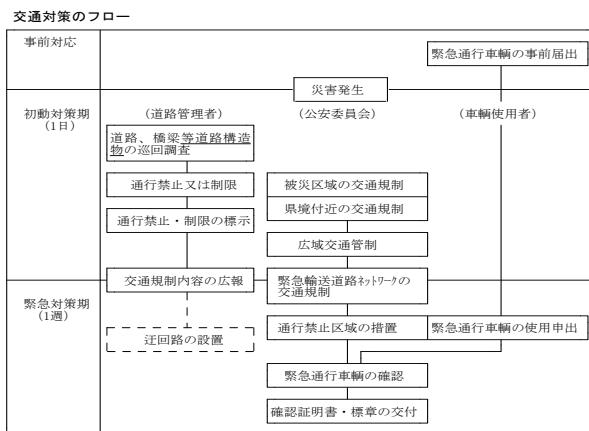


修 正 案	現 行	備 考
<p>第13節 救急・救助活動</p> <p>救助・救急活動のフロー</p> <pre> graph TD A[災害発生] --> B[(県)] A --> C[(市町・消防)] A --> D[(県民・自主防災・事業所)] B --> E[応援要請] B --> F[救助・救急] E --> G[広域応援要請] G --> H[第1節 初動体制の確立] H --> I[車両・資機材の調達] I --> J[救出] J --> K[救護] K --> L[搬送] L --> M[第11節 災害医療及び救急医療] F --> N[車丗・資機材の調達] N --> O[救出] O --> P[救護] P --> Q[搬送] Q --> R[第10節 災害医療及び救急医療] </pre> <p>初動対策期 (1日)</p> <p>緊急対策期 (1週)</p>	<p>第9節 救急・救助活動</p> <p>救助・救急活動のフロー</p> <pre> graph TD A[災害発生] --> B[(県)] A --> C[(市町・消防)] A --> D[(県民・自主防災・事業所)] B --> E[応援要請] B --> F[救助・救急] E --> G[広域応援要請] G --> H[第1節 初動体制の確立] H --> I[車丗・資機材の調達] I --> J[救出] J --> K[救護] K --> L[搬送] L --> M[第10節 災害医療及び救急医療] F --> N[車丗・資機材の調達] N --> O[救出] O --> P[救護] P --> Q[搬送] Q --> R[第10節 災害医療及び救急医療] </pre> <p>初動対策期 (1日)</p> <p>緊急対策期 (1週)</p>	
<p>1 基本方針 (略)</p> <p>2 実施体制 (1) (略) (2) 市町 ア 消防職員等による救助隊を編成するとともに、警察や民間事業者等と連携協力して、救助に必要な車両、機械器具その他の資機材を調達し、迅速に救助、救護、搬送活動に当たる。 また、住民及び自主防災組織等に救助活動の協力を求める。 イ (略) (3) 県 ア～イ (略) ウ 警察は、大規模災害時に発生する救助事案に的確に対応するために、高度救助資機材の整備を図る。なお、必要に応じ、民間事業者等との連携を図る。 (4) (略)</p> <p>3 慘事ストレス対策 <u>従事する職員に対する惨事ストレス対策については、本章第7節「消防活動」6による。</u></p>	<p>1 基本方針 (略)</p> <p>2 実施体制 (1) (略) (2) 市町 ア 消防職員等による救助隊を編成するとともに、警察と連携協力して、救助に必要な車両、機械器具その他の資機材を調達し、迅速に救助、救護、搬送活動に当たる。 また、住民及び自主防災組織等に救助活動の協力を求める。 イ (略) (3) 県 ア～イ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	

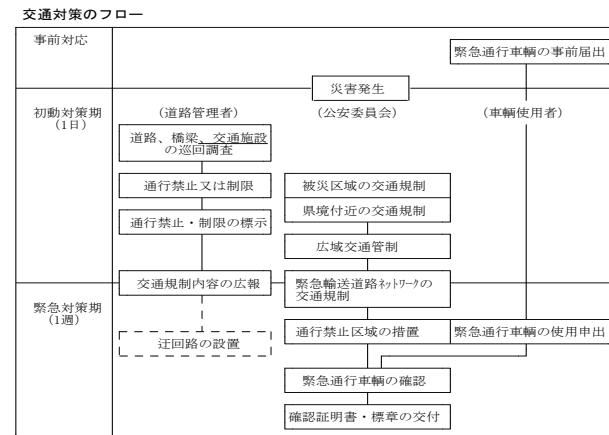
修 正 案	現 行	備 考																
<p>4 医療救護活動 医療救護活動については、本章第<u>11</u>節「災害医療及び救急医療」により実施する。</p> <p>5 災害救助法による措置 災害救助法が適用された場合の措置は、本章第<u>15</u>節「災害救助法の適用」による。</p> <p>第<u>14</u>節 水防活動 1 (略) 2 監視、警戒活動 地震による災害が発生した場合は、河川、海岸堤防等の損壊によって水害の危険がある各種施設等の監視、警戒及び水門、樋門、えん堤、ため池等の操作等を「石川県水防計画」の定めにより行う。 <u>(削除)</u> 3 (略)</p> <p>第<u>15</u>節 災害救助法の適用 (略)</p> <p>第<u>16</u>節 災害警備及び交通規制 1 (略) 2 災害警備体制 (1) 警備体制</p>	<p>3 医療救護活動 医療救護活動については、本章第<u>10</u>節「災害医療及び救急医療」により実施する。</p> <p>4 災害救助法による措置 災害救助法が適用された場合の措置は、本章第<u>12</u>節「災害救助法の適用」による。</p> <p>第<u>11</u>節 水防活動 1 (略) 2 監視、警戒活動 津波警報・注意報が発表された時、又は地震、津波による災害が発生した場合は、河川、海岸堤防等の損壊によって水害の危険がある各種施設等の監視、警戒及び水門、樋門、えん堤、ため池等の操作等を「石川県水防計画」の定めにより行う（「第2節 応急津波対策」参照）。</p> <p>3 (略)</p> <p>第<u>12</u>節 災害救助法の適用 (略)</p> <p>第<u>13</u>節 災害警備及び交通規制 1 (略) 2 災害警備体制 (1) 警備体制</p>																	
<table border="1"> <tr> <td>警備体制</td><td>警備体制の基準</td></tr> <tr> <td>準備警備体制</td><td>地震情報等により災害の発生が予想され、かつ、発生まで相当の時間的余裕があるとき。</td></tr> <tr> <td>警戒警備体制</td><td>地震災害により県内に相当の被害発生が予想されるとき。</td></tr> <tr> <td>非常警備体制</td><td>地震災害で大きな被害の発生が予測されるとき、又は発生したとき。</td></tr> </table>	警備体制	警備体制の基準	準備警備体制	地震情報等により災害の発生が予想され、かつ、発生まで相当の時間的余裕があるとき。	警戒警備体制	地震災害により県内に相当の被害発生が予想されるとき。	非常警備体制	地震災害で大きな被害の発生が予測されるとき、又は発生したとき。	<table border="1"> <tr> <td>警備体制</td><td>警備体制の基準</td></tr> <tr> <td>準備警備体制</td><td>地震、津波情報等により災害の発生が予想され、かつ、発生まで相当の時間的余裕があるとき。</td></tr> <tr> <td>警戒警備体制</td><td>地震、津波災害により県内に相当の被害発生が予想されるとき。</td></tr> <tr> <td>非常警備体制</td><td>地震、津波災害で大きな被害の発生が予測されるとき、又は発生したとき。</td></tr> </table>	警備体制	警備体制の基準	準備警備体制	地震、津波情報等により災害の発生が予想され、かつ、発生まで相当の時間的余裕があるとき。	警戒警備体制	地震、津波災害により県内に相当の被害発生が予想されるとき。	非常警備体制	地震、津波災害で大きな被害の発生が予測されるとき、又は発生したとき。	
警備体制	警備体制の基準																	
準備警備体制	地震情報等により災害の発生が予想され、かつ、発生まで相当の時間的余裕があるとき。																	
警戒警備体制	地震災害により県内に相当の被害発生が予想されるとき。																	
非常警備体制	地震災害で大きな被害の発生が予測されるとき、又は発生したとき。																	
警備体制	警備体制の基準																	
準備警備体制	地震、津波情報等により災害の発生が予想され、かつ、発生まで相当の時間的余裕があるとき。																	
警戒警備体制	地震、津波災害により県内に相当の被害発生が予想されるとき。																	
非常警備体制	地震、津波災害で大きな被害の発生が予測されるとき、又は発生したとき。																	

修 正 案	現 行	備 考		
(2)～(3) (略) (4) 災害警備対策 ア～イ (略) ウ 現場措置等	(2)～(3) (略) (4) 災害警備対策 ア～イ (略) ウ 現場措置等			
(ア)～(ウ) (略)	(ア)～(ウ) (略)			
(イ) 犯罪の予防 ・取締り	災害時の混乱に乘じた盜難や詐欺をはじめとする各種犯罪の予防、警戒、取締りを実施するため、警察及び海上保安部は独自に、又は警備業協会や自主防犯組織、防犯ボランティア等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保と住民の不安の一掃に努める。 また、災害に乘じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。	(イ) 犯罪の予防 ・取締り	災害時の混乱に乘じた盜犯をはじめとする各種犯罪の予防、警戒、取締りを実施するため、警察及び海上保安部の諸活動を強化し、住民の不安の一掃に努める。	
(カ)～(キ) (略)	(カ)～(キ) (略)			

3 交通対策



3 交通対策



修 正 案	現 行	備 考
<p>(1) 陸上交通規制 ア (表中) 道路管理者 一般国道 国土交通省又は県 (略)</p> <p>イ 発見者等の通報 震災時に道路、橋りょう等道路構造物の被害及び交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに警察官又は市町長に通報する。通報を受けた市町長は、その道路管理者又はその地域を所管する警察官に速やかに通報する。</p> <p>ウ 各実施責任者の実施要領 (ア) 道路管理者 地震災害等により<u>道路施設等</u>の危険な状況が予測され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに次のとおり必要な規制をする。 (イ)～(ウ) (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 緊急通行車両確認証明及び標章 (ア)～(イ) (略) (ウ) 緊急通行車両の確認 (略) なお、県災害対策本部の緊急通行車両確認証明事務は、警察の「緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領」に準じて取り扱う。この場合、規制現場の警察が緊急通行車両であることを容易に判断することができるための措置として、災害対策基本法施行令第33条に基づき、緊急通行車両に対して、知事又は公安委員会が法定の標章及び確認証明書を交付する。また、警察本部と警察署は、円滑な交付を行うために、標章及び確認証明書の十分な備蓄を行うものとする。標章及び確認証明書は、下記様式のとおりである。 (略)</p>	<p>(1) 陸上交通規制 ア (表中) 道路管理者 一般国道 国土交通大臣又は知事 (略)</p> <p>イ 発見者等の通報 震災時に道路、橋りょう等<u>交通施設等</u>の被害及び交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに警察官又は市町長に通報する。通報を受けた市町長は、その道路管理者又はその地域を所管する警察官に速やかに通報する。</p> <p>ウ 各実施責任者の実施要領 (ア) 道路管理者 地震災害等により<u>交通施設等</u>の危険な状況が予測され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに次のとおり必要な規制をする。 (イ)～(ウ) (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 緊急通行車両確認証明及び標章 (ア)～(イ) (略) (ウ) 緊急通行車両の確認 (略) なお、県災害対策本部の緊急通行車両確認証明事務は、警察の「緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領」に準じて取り扱う。この場合、規制現場の警察が緊急通行車両であることを容易に判断することができるための措置として、災害対策基本法施行令第33条に基づき、緊急通行車両に対して、知事又は公安委員会が法定の標章及び確認証明書を交付する。標章及び確認証明書は、下記様式のとおりである。 (略)</p>	

修 正 案	現 行	備 考
<p><u>第17節 行方不明者の搜索、遺体の収容・埋葬</u></p> <p>行方不明者の搜索、遺体の収容・埋葬のフロー</p> <pre> graph TD A[災害発生] --> B[初動対策期 （県）] B --> C[（市町）] B --> D[（遺族）] C --> E[遺体（行方不明者）の搜索] E --> F[遺体の検視（見分）] F --> G[死体見分調書・検視調書の作成] G --> H[遺体の処理 ・洗浄・縫合・消毒 ・一時保存 ・検査] H --> I[埋葬] I --> J[火葬の応援要請] J --> K[火葬計画作成] J --> L[火葬許可証の発行] K --> M[関係市町へ連絡] L --> M M --> N[相談窓口の設置] N --> O[広域応援要請] </pre> <p>緊急対策期（概ね1週間程度）</p>	<p><u>第14節 行方不明者の搜索、遺体の収容・埋葬</u></p> <p>行方不明者の搜索、遺体の収容・埋葬のフロー</p> <pre> graph TD A[災害発生] --> B[初動体制期 （1日） （県）] B --> C[（市町）] B --> D[（遺族）] C --> E[遺体（行方不明者）の搜索] E --> F[遺体の検視（見分）] F --> G[死体見分調書・検視調書の作成] G --> H[遺体の処理 ・洗浄・縫合・消毒 ・一時保存 ・検査] H --> I[埋葬] I --> J[火葬の応援要請] J --> K[火葬計画作成] J --> L[火葬許可証の発行] K --> M[関係市町へ連絡] L --> M M --> N[相談窓口の設置] N --> O[広域応援要請] </pre> <p>緊急対策期（1週間）</p>	
<p>1 (略)</p> <p>2 行方不明者及び遺体の搜索 市町は、行方不明者及び遺体の搜索を警察、海上保安部及び消防の協力を得て実施する。また、状況により自衛隊等の協力を得て実施する。 <u>搜索に関しては、関係機関の情報交換、搜索の地域分担等を実施するため調整の場を設ける。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 行方不明者及び遺体の搜索 市町は、行方不明者及び遺体の搜索を警察、海上保安部及び消防の協力を得て実施する。また、状況により自衛隊等の協力を得て実施する。</p> <p>3 (略)</p>	

修 正 案	現 行	備 考						
<p>4 遺体の埋葬 (略)</p> <p>(1) 遺体多数の場合の埋葬方法 被災市町から遺体の火葬について応援の要請があった場合、県は、被災市町における遺体の数、各市町の火葬能力及び遺体の輸送体制を確認し、火葬計画を作成の上、近隣市町に対し迅速的確な連絡を行う。 <u>また、災害時における棺等葬祭用品の供給及び遺体の搬送等に関する協定に基づき葬祭業協同組合等に協力を要請する。</u> 遺体多数により県内で火葬しきれない場合は、他の都道府県や国へ応援要請を行う。</p> <p>災害時における棺等葬祭用品の供給および遺体の搬送等に関する協定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定者</th><th>協定締結日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td><td>H22. 3.31</td></tr> <tr> <td>全国靈柩自動車協会石川県支部</td><td>H22. 3.31</td></tr> </tbody> </table>	協定者	協定締結日	石川県	H22. 3.31	全国靈柩自動車協会石川県支部	H22. 3.31	<p>4 遺体の埋葬 (略)</p> <p>(1) 遺体多数の場合の埋葬方法 被災市町から遺体の火葬について応援の要請があった場合、県は、被災市町における遺体の数、各市町の火葬能力及び遺体の輸送体制を確認し、火葬計画を作成の上、近隣市町に対し迅速的確な連絡を行う。 遺体多数により県内で火葬しきれない場合は、他の都道府県や国へ応援要請を行う。</p>	
協定者	協定締結日							
石川県	H22. 3.31							
全国靈柩自動車協会石川県支部	H22. 3.31							
<p>(2)～(3) (略)</p> <p>5 安否確認 市町は、行方不明者の届け出等の受付窓口を明確にするとともに、届け出及び受付時の事務手続きの要領等を明確にしておく。 <u>また、警察と連携を密にし、行方不明者の情報収集・把握に努める。</u> <u>なお、行方不明者名簿は統一した様式とする。</u></p> <p>6～7 (略)</p> <p>8 災害救助法による措置 災害救助法が適用された場合の措置は、本章第15節「災害救助法の適用」による。</p>	<p>(2)～(3) (略)</p> <p>5 安否確認 市町は、行方不明者の届け出等の受付窓口を明確にするとともに、届け出及び受付時の事務手続きの要領等を明確にしておく。</p> <p>6～7 (略)</p> <p>8 災害救助法による措置 災害救助法が適用された場合の措置は、本章第12節「災害救助法の適用」による。</p>							

修 正 案	現 行	備 考
<p>第18節 危険物の応急対策</p> <p>危険物の応急対策のフロー</p> <pre> graph TD A[災害発生] --> B[使用の即時一時停止] B --> C[安全確認] C --> D[盗難予防見張] C --> E[盗難予防・見張人] D --> F[運搬中の措置] F --> G[県・警察・消防の指示] F --> H[国・県の指示] G --> I[製造・販売・貯蔵・消費・廃棄の被災状況調査] I --> J[使用禁止の広報] J --> K[安全確認] K --> L[盗難防止] L --> M[施設設備の早期復旧] M --> N[県の検査] M --> O[消防の検査] M --> P[県の検査] N --> Q[安全使用] N --> R[早期供給] N --> S[安全使用] </pre> <p>初動対策期 (火薬類) (高压ガス) (石油類) (毒・劇物) (放射性物質)</p> <p>緊急対策期 (概ね1週間程度)</p> <p>1 ~ 4 (略)</p> <p>5 毒物劇物</p> <p>応急措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 県は、毒物劇物の性状等の情報収集と毒物劇物営業者等に対する監視指導の徹底を図る。 イ 保管庫等が被災した場合、営業者等は、使用を即時一時停止し、必要に応じ盗難等の予防のため見張人を立てるとともに、直ちに安全確認を実施する。 ウ 運搬中に被災した場合、営業者等は、必要な措置を講じ、県及び警察等の指示に従い、盗難等の防止を図るとともに、施設設備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、県等の監督機関の検査を受ける。 	<p>第15節 危険物の応急対策</p> <p>危険物の応急対策のフロー</p> <pre> graph TD A[災害発生] --> B[使用の即時一時停止] B --> C[安全確認] C --> D[盗難予防見張] C --> E[盗難予防・見張人] D --> F[運搬中の措置] F --> G[県・警察・消防の指示] F --> H[国・県の指示] G --> I[製造・販売・貯蔵・消費・廃棄の被災状況調査] I --> J[使用禁止の広報] J --> K[安全確認] K --> L[盗難防止] L --> M[施設設備の早期復旧] M --> N[県の検査] M --> O[消防の検査] M --> P[県の検査] N --> Q[安全使用] N --> R[早期供給] N --> S[安全使用] </pre> <p>初動対策期 (火薬類) (高压ガス) (石油類) (毒・劇物) (放射性物質)</p> <p>緊急対策期 (1週)</p> <p>1 ~ 4 (略)</p> <p>5 毒物劇物</p> <p>応急措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 保管庫等が被災した場合は、使用を即時一時停止し、必要に応じ盗難等の予防のため見張人を立てるとともに、直ちに安全確認を実施する。 イ 運搬中に被災した場合、必要な措置を講じ、県及び警察等の指示に従い、盗難等の防止を図るとともに、施設設備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、県等の監督機関の検査を受ける。 	<p>備考</p>

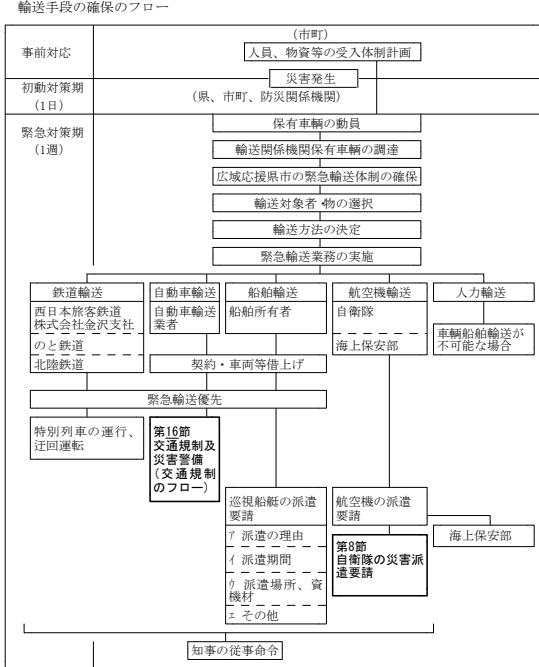
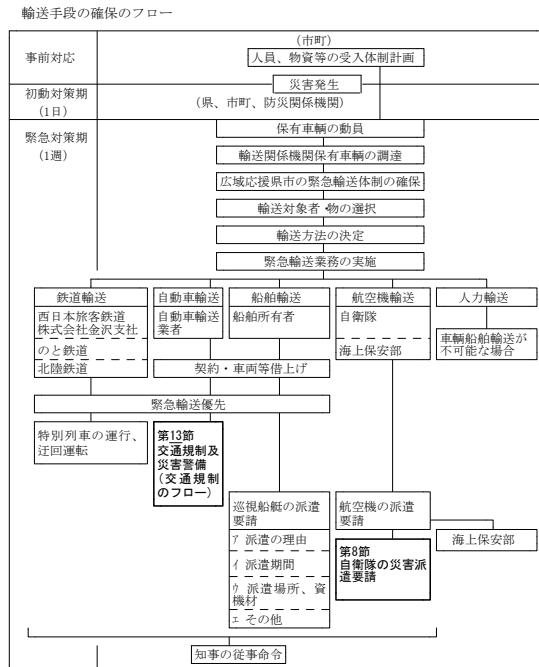
修 正 案	現 行	備 考
<p>6～7 (略)</p> <p>第19節 ライフライン施設の応急対策</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 下水道施設</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 応急措置 管路施設や処理場及びポンプ場施設などに必要な緊急措置をとるとともに、浸水・地震等の二次災害の防止に努める。</p> <p>(削除) (5)～(8) (略)</p> <p>第20節 公共土木施設等の応急対策</p> <p>1 基本方針 道路、河川、海岸、港湾、漁港、放送施設、鉄道、空港等の公共土木施設等及び行政、警察、消防等の公共建築物等は、地震により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。 このため、これらの施設管理者及び関係機関は、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。</p> <p>2 道路施設</p> <p>道路施設の応急対策のフロー (土木部、市町、防災関係機関)</p> <pre> graph TD A[災害発生 (道路管理者)] --> B[初動対策期 (1日)] B --> C[緊急輸送道路ネットワークの道路施設巡回調査] B --> D[被災道路の通行規制] B --> E[第16節 交通規制及び災害警備] B --> F[住民の安全確保] C --> G[被災道路の通行規制] G --> H[第13節 交通規制及び災害警備] G --> I[住民の安全確保] H --> J[応急工事] J --> K[支障物件の撤去] K --> L[第24節 障害物の除去] </pre> <p>(略)</p>	<p>6～7 (略)</p> <p>第16節 ライフライン施設の応急対策</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 下水道施設</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 応急措置 管路施設や処理場及びポンプ場施設などに必要な緊急措置をとるとともに、浸水・地震等の二次災害の防止に努める。</p> <p>また、使用していない合併浄化槽がある場合はその活用を図る。</p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>第17節 公共土木施設等の応急対策</p> <p>1 基本方針 道路、河川、海岸、港湾、漁港、放送施設、鉄道、空港等の公共土木施設等は、地震により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。 このため、これらの施設管理者及び関係機関は、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。</p> <p>2 道路施設</p> <p>道路施設の応急対策のフロー (土木部、市町、防災関係機関)</p> <pre> graph TD A[災害発生 (道路管理者)] --> B[初動対策期 (1日)] B --> C[緊急輸送道路ネットワークの交通施設巡回調査] B --> D[被災道路の通行規制] B --> E[第13節 交通規制及び災害警備] B --> F[住民の安全確保] C --> G[被災道路の通行規制] G --> H[第16節 交通規制及び災害警備] G --> I[住民の安全確保] H --> J[応急工事] J --> K[支障物件の撤去] K --> L[第22節 障害物の除去] </pre> <p>(略)</p>	

修 正 案	現 行	備 考
<p>3 河川、海岸、港湾、漁港等施設</p> <p>河川、海岸、港湾、漁港等施設の応急対策のフロー (土木部、農林水産部、市町、防災関係機関)</p> <pre> graph TD subgraph 初動対策期 [初動対策期(1日)] A[災害発生] --> B[海面の遠方からの監視] B --> C[津波情報の収集] C --> D[津波警報・注意報の連絡] D --> E[避難措置の広報] E --> F[第9節 避難誘導] F --> G[堤防の巡視、危険箇所の点検] G --> H[第14節 水防活動] end subgraph 緊急対策期 [緊急対策期(1週)] I[港内航路標識の復旧] I --> J[第16節 交通規制及び灾害警備] K[港内水路の検測 啓開] L[緊急海上輸送の支援] L --> M[第25節 輸送手段の確保] N[水防危険箇所の水防活動] N --> O[第14節 水防活動] end </pre> <p>(1) (略) (2) 応急復旧 ア 河川、海岸、砂防の施設管理者は、被害の状況により、降雨等による水害・土砂災害等、及び高潮、波浪、潮位の変化による浸水に備え、二次災害防止の措置を行う。 イ (略)</p> <p>4～8 (略)</p> <p>9 公共建築物等 県及び市町は、避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等や、災害時の緊急救護所、被災者の避難施設等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等について、被災建築物応急危険度判定を活用して二次災害の防止に努めるほか、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。</p>	<p>3 河川、海岸、港湾、漁港等施設</p> <p>河川、海岸、港湾、漁港等施設の応急対策のフロー (土木部、農林水産部、市町、防災関係機関)</p> <pre> graph TD subgraph 初動対策期 [初動対策期(1日)] A[災害発生] --> B[海面の遠方からの監視] B --> C[津波情報の収集] C --> D[津波警報・注意報の連絡] D --> E[避難措置の広報] E --> F[第18節 避難誘導] F --> G[堤防の巡視、危険箇所の点検] G --> H[第11節 水防活動] end subgraph 緊急対策期 [緊急対策期(1週)] I[港内航路標識の復旧] I --> J[第13節 交通規制及び灾害警備] K[港内水路の検測 啓開] L[緊急海上輸送の支援] L --> M[第23節 輸送手段の確保] N[水防危険箇所の水防活動] N --> O[第11節 水防活動] end </pre> <p>(1) (略) (2) 応急復旧 ア 河川、海岸、砂防の施設管理者は、被害の状況により、二次災害防止の措置を行う。 イ (略)</p> <p>4～8 (略)</p>	

修 正 案	現 行	備 考
<p>第21節 給水活動 1~4 (略)</p> <p>5 災害救助法による措置 災害救助法が適用された場合の措置は、本章第15節「災害救助法の適用」による。</p> <p>第22節 食料の供給</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 農林水産部、農林水産省生産局、北陸農政局、市町 </div> <div style="margin-top: 20px;"> <pre> graph TD A[災害発生] --> B[初動対策期 (1日) (卸売業者)] B --> C[北陸農政局・自衛隊] B --> D[(県)] B --> E[(市町)] C --> F[災害救助用米穀数量の通知] D --> F E --> F F --> G[災害救助用米穀の引渡請求] G --> H[受託事業体への引渡し指示] H --> I[政府保有米の売却] I --> J[緊急引渡し] J --> K[引渡し] K --> L[主食・副食等の調達・供給] L --> M[主食・副食等の調達及び炊出し等給食支援要請] M --> N[自衛隊給食支援] N --> O[調達・輸送支援要請] O --> P[炊出し・食料品その他の食品給与] P --> Q[緊急対策期 (概ね1週間程度)] </pre> </div>	<p>第19節 給水活動 1~4 (略)</p> <p>5 災害救助法による措置 災害救助法が適用された場合の措置は、本章第12節「災害救助法の適用」による。</p> <p>第20節 食料の供給</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 農林水産部、北陸農政局、市町 </div> <div style="margin-top: 20px;"> <pre> graph TD A[災害発生] --> B[初動対策期 (1日) (卸売業者)] B --> C[北陸農政局] B --> D[(県)] B --> E[(市町)] C --> F[卸売業者保有米の売却指示] D --> G[応急用米穀数量の通知] E --> G G --> H[災害救助用米穀の引渡請求] H --> I[政府保有米の売却] I --> J[緊急引渡し] J --> K[引渡し] K --> L[非常用乾パンの要請] L --> M[副食・調味料の確保] M --> N[副食・調味料の調達要請] N --> O[調達・輸送] O --> P[炊出し・食料品その他の食品給与] P --> Q[緊急対策期 (1週間程度)] </pre> </div>	
<p>1 基本方針 県及び市町は、被災者及び災害応急対策現地従事者等に対して、食料を調達し、炊出し等で給食の供給を実施する。<u>なおこの際、要援護者への配慮及び食料の質の確保に留意する。</u></p> <p>2 実施体制</p> <p>(1) 県は、被災住民に給与する食料及び市町の要請を受けて必要となる食料の広域的な調達及び供給を行うための支援を行う。</p> <p>(2) 市町は、被災者及び災害応急対策現地従事者等に対して、必要に応じて食料の確保状況等の情報を提供するとともに、炊出し等で給食の供給を実施する。</p>	<p>1 基本方針 県及び市町は、被災者及び災害応急対策現地従事者等に対して、食料を調達し、炊出し等で給食の供給を実施する。</p> <p>2 実施体制 市町は、被災者及び災害応急対策現地従事者等に対して、必要に応じて食料の確保状況等の情報を提供するとともに、炊出し等で給食の供給を実施する。<u>また、県は、主要食料の調達等の調整を図る。</u></p>	

修 正 案	現 行	備 考												
<p>3 主食の供給</p> <p>(1) 災害救助用米穀の確保</p> <p>ア 米穀の引渡し要請</p> <p>県及び市町は、米穀の調達・供給を緊急に行う必要が生じた場合には、その供給必要量及び受入れ体制について、北陸農政局と十分な連絡を取りつつ、農林水産省生産局に引渡し要請を行う。</p> <p>イ 受託事業体への引渡し指示</p> <p>農林水産省生産局は、県及び市町から米穀の引渡し要請を受けたときは、受託事業体に対して、<u>知事又は知事が指定する引渡人に災害救助用米穀を引渡すよう指示する。</u></p> <p>災害等非常時における政府所有米穀の引渡要請の連絡先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>連絡先</th><th>TEL</th><th>FAX</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林水産省生産局農産部貿易業務課</td><td>03-6744-1354</td><td>03-6744-1390</td></tr> </tbody> </table>	連絡先	TEL	FAX	農林水産省生産局農産部貿易業務課	03-6744-1354	03-6744-1390	<p>3 応急用米穀の確保</p> <p>(1) 米穀の調達要請</p> <p>県及び市町は、米穀の調達・供給を緊急に行う必要が生じた場合には、その供給必要量及び受入れ体制について、北陸農政局と十分な連絡を取りつつ、農林水産省に<u>調達要請</u>を行う。</p> <p>(2) 米穀販売事業者へ手持ち精米の売却要請</p> <p>農林水産省は、県及び市町から米穀の調達要請を受けたときは、米穀販売事業者に対して手持ち精米の県及び市町への売却を要請するほか、<u>知事と協議の上、必要に応じて政府所有米穀を直接県及び市町に供給する。</u></p> <p>災害等非常時における政府所有米穀の引渡要請の連絡先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>連絡先</th><th>TEL</th><th>FAX</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林水産省総合食料局食糧部食糧貿易課</td><td>03-6744-2076</td><td>03-6744-1076</td></tr> </tbody> </table>	連絡先	TEL	FAX	農林水産省総合食料局食糧部食糧貿易課	03-6744-2076	03-6744-1076	
連絡先	TEL	FAX												
農林水産省生産局農産部貿易業務課	03-6744-1354	03-6744-1390												
連絡先	TEL	FAX												
農林水産省総合食料局食糧部食糧貿易課	03-6744-2076	03-6744-1076												
<p>(2) 県の備蓄食料の提供</p> <p>県は、市町から要請のあった場合、保有する備蓄食料を提供する。</p> <p>(3) おにぎり・パン等の供給</p> <p>県は、市町から要請のあった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、被災者等におにぎり等を供給するため、あらかじめ供給協定を締結した製造業者等から供給あっせんを行う。この際、要援護者への配慮及び食料の質の確保に留意する。</p> <p>4 副食及び調味料の確保</p> <p>(1) 県は、市町から要請のあった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、可能な限りこれを調達する。</p> <p>また、県は、市町の要請に基づいて、関係機関に必要な措置をとり、被災地への輸送の手配を行う。</p> <p>(2) 市町はあらかじめ供給協定を締結した製造業者等から調達し、被災者へ供給する。</p> <p>(3) 県及び市町は、食料等の調達、供給にあたり、要援護者への配慮及び食料の質の確保のため、以下に留意する。</p> <p>ア 避難者の健康障害を防ぐため、できるだけ早期にたんぱく質等不足しがちな栄養素等の確保を図るとともに、要援護者に対しては、食事形態等にも配慮する。</p> <p>イ 自衛隊の給食支援の他、ボランティア等による炊出し、特定給食施設等の利用、事業者の活用等による多様な供給方法の確保に努める。</p> <p>ウ 支援物資や食料等の調達、保管・管理、配分については、避難所に必要な食料等の過不足を把握し調整する。</p>	<p>4 副食及び調味料の確保</p> <p>副食及び調味料については、民間関係事業者などから市町が直接調達する。ただし、市町において調達が困難な場合、県は可能な限りこれを調達する。</p> <p>県は、市町の要請に基づいて、関係機関に必要な措置をとり、被災地への輸送の手配を行う。</p>													

修 正 案	現 行	備 考
<p>5 (略)</p> <p>6 災害救助法による措置 災害救助法が適用された場合の措置は、本章第<u>15</u>節「災害救助法の適用」による。</p> <p><u>第23節 生活必需品の供給</u></p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施体制 市町長は、被災者に対する衣料、生活必需品等の物資を供給する。 被災市町自ら対応できない場合は、近隣市町、県、国その他関係機関等の応援を得て実施する。 <u>なお、被災者の中でも交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。</u></p> <p>3 生活必需品等の確保</p> <p>(1) 必要量の把握 県及び市町は、被害に対応した必要物資を迅速に供給するよう、必要な品目ごとに必要量を把握するとともに、調達、確保先との連絡方法、輸送手段、輸送先（場所）について明確にし、確保する。 <u>なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。</u></p> <p>(2) 情報の提供 (略)</p>	<p>5 (略)</p> <p>6 災害救助法による措置 災害救助法が適用された場合の措置は、本章第<u>12</u>節「災害救助法の適用」による。</p> <p><u>第21節 生活必需品の供給</u></p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施体制 市町長は、被災者に対する衣料、生活必需品等の物資を供給する。 被災市町自ら対応できない場合は、近隣市町、県、国その他関係機関等の応援を得て実施する。</p> <p>3 生活必需品等の確保</p> <p>(1) 必要量の把握 県及び市町は、被害に対応した必要物資を迅速に供給するよう、必要な品目ごとに必要量を把握するとともに、調達、確保先との連絡方法、輸送手段、輸送先（場所）について明確にし、確保する。</p> <p>(2) 情報の提供 (略)</p>	

修 正 案	現 行	備 考
<p>第24節 障害物の除去 1~6 (略) 7 湛水、堆積土砂、その他障害物件の排除 (1) (略) (2) 堆積土砂 被害地における道路、農地等の堆積土砂の除去は、各施設管理者が行う。 宅地の土砂除去は、各戸が市町の指定する場所まで搬出し、集積された土砂は、市町が運搬廃棄する。 (3) (略)</p> <p>8 災害救助法による措置 災害救助法を適用した場合の措置は、本章第15節「災害救助法の適用」による。</p> <p>9~10 (略)</p> <p>第25節 輸送手段の確保</p> 	<p>第22節 障害物の除去 1~6 (略) 7 湛水、堆積土砂、その他障害物件の排除 (1) (略) (2) 堆積土砂 被害地における道路、農地等の堆積土砂の除去は、各施設管理者が行う。 宅地の土砂除去は、各戸が市町村の指定する場所まで搬出し、集積された土砂は、市町が運搬廃棄する。 (3) (略)</p> <p>8 災害救助法による措置 災害救助法を適用した場合の措置は、本章第12節「災害救助法の適用」による。</p> <p>9~10 (略)</p> <p>第23節 輸送手段の確保</p> 	

修 正 案	現 行	備 考
1～5 (略)	1～5 (略)	
6 災害救助法による措置 災害救助法を適用した場合の措置は、本章第15節「災害救助法の適用」による。	6 災害救助法による措置 災害救助法を適用した場合の措置は、本章第12節「災害救助法の適用」による。	
第26節 こころのケア活動 <u>こころのケア活動のフロー</u> <pre>graph TD; A[災害発生] --> B[精神保健医療活動拠点の設置]; A --> C[精神科救護所の設置]; B --> D[精神保健医療班の編成・派遣
(こころのケアチーム)]; D --> E[精神科医]; D --> F[看護師]; D --> G[精神保健福祉士等]; E -.-> F; F -.-> G; E -.-> G; E -.-> H[支援対象者の早期把握、適切な支援の提供]; H -.-> I[被災児童、高齢者等に対する相談]; I --> J[精神科治療の措置]; I --> K[保護者に対する指導]; J -.-> L[精神保健医療活動状況の情報収集]; L -.-> M[各機関、国、他府県へ情報提供]</pre>	第28節 心のケア活動 <u>心のケア活動のフロー</u> <pre>graph TD; A[災害発生] --> B[精神科救護所の開設]; B --> C[協議]; C --> D[精神保健医療班の編成]; D --> E[精神科医]; D --> F[保健婦]; D --> G[精神保健福祉士]; E -.-> F; F -.-> G; E -.-> G; E -.-> H[心的外傷ストレス障害のケア開始]; H -.-> I[被災者に対する相談]; I -.-> J[被災児童、高齢者等に対する相談]; J --> K[精神科治療の措置]; K --> L[親に対する指導]; L -.-> M[精神保健医療活動状況の情報収集]; M -.-> N[各機関、国、他府県へ情報提供]</pre>	
1 基本方針 災害直後の精神科医療を確立するとともに、震災により、精神的ショックを受けた住民や、避難所において精神的ストレスを受けている住民及び被災地の児童、高齢者、これまでに精神疾患を患った者や発達障害該当者等に対して、精神相談等の精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。	1 基本方針 災害直後の精神科医療を確立するとともに、震災により、精神的ショックを受けた住民や、避難所において精神的ストレスを受けている住民及び被災地の児童、高齢者に対して、精神相談等の精神保健対策を講じ、 <u>住民の精神の安定</u> を図る。	
2 実施体制 (1) 県 ① 必要に応じ、市町と協議して被災地域に精神保健医療活動拠点を設置し、精神保健医療対策を実施する。 ② 必要に応じ、精神科医療機関等の協力を得て、災害時精神保健医療活	2 実施体制 (1) 県は、市町と協議して被災地域に精神保健医療活動拠点を設置し、精神保健医療対策を実施する。 (2) 県は、必要に応じ災害時精神科救急医療体制の調整を行う。 (3) 県は、精神保健対策を要する被災地住民等が多数に及ぶ場合には、国及	

修 正 案	現 行	備 考
<p>動（こころのケア）が円滑に行われるよう調整を行うとともに、災害時精神科医療体制（緊急入院先の確保など）の調整も行う。</p> <p>③ 精神保健医療対策を要する被災地住民等が多数に及ぶ場合には、国及び都道府県等の協力を得て実施する。</p> <p>(2) 市町</p> <p>① 市町は、避難所に精神科救護所を設置する。</p> <p>② 県が実施する精神保健医療対策の実施及び精神保健医療活動拠点の設置について、市町は円滑に実施できるよう協力する。</p> <p>（削除）</p>	<p>び他の都道府県等の協力を得て実施する。</p>	
<p>3 精神保健医療班（こころのケアチーム）派遣体制</p> <p>県は、必要に応じて、県内精神科医療機関の協力の下、精神保健医療班（精神科医、看護師、精神保健福祉士等）を編成し、被災地へ派遣する。</p>	<p>3 精神科医療活動</p> <p>(1) 災害直後に既存の精神科医療機関が対応できない場合、必要に応じて保健所あるいは市町保健センターに「精神科救護所」を設置する。</p> <p>(2) 精神科救護所を設置しない場合にも、保健所が精神科救護活動に協力する診療協力医療機関を確保する。</p> <p>(3) 保健所は、被災精神障害者の継続的医療の確保と精神疾患の急発・急変への救急対応を行う。</p>	
<p>4 精神保健医療班活動</p> <p>(1) 支援対象者の早期把握と適切な支援の提供</p> <p>精神保健医療班は、各地域に設置された地域医療救護活動支援室内の医療救護班等連絡会に参画し、連携協力しながら、積極的に避難所や被災者宅及び仮設住宅等を訪問し、服薬管理やこころのケアが必要な対象者の早期把握に努め、必要な医療・福祉サービスへの連携と併せて、被災者のこころのケア活動を行う。</p> <p>(2) 被災児童に対する精神相談の実施</p> <p>被災により精神的に不安定になっている児童に対して、必要に応じて児童相談所の心理判定員や保育士と協力し、精神相談や遊び等を通じて児童の精神的不調の早期治療や不安の軽減を図るとともに、その保護者に対する指導を行う。</p> <p>(3) 被災高齢者及び障害者に対する精神相談の実施</p> <p>高齢者や障害者は、被災後強度の不安から混乱を来したり、孤独感を強めるなどの影響が大きいことから、地域の支え合いの体制とも連携し、精神相談を実施する。</p> <p>5 精神保健医療活動情報の提供</p> <p>県は、被災地の精神保健活動状況を取りまとめて、県内の関係機関、国及び他の都道府県等にその情報を提供する。</p>	<p>4 精神保健医療班の編成</p> <p>(1) 保健所長は、必要があると認めた時は、精神保健医療班（精神科医、看護師、精神保健福祉士）を編成し、被災地におけるコーディネート機能の強化を図るとともに、医療救護班、健康管理班と連携し、心身両面の医療救護活動を実施する。</p> <p>(2) 精神保健医療班は、積極的に避難所等を訪問し、被災者の心のケア活動を行う。</p> <p>ア 被災児童に対する精神相談の実施</p> <p>災害により精神的に不安定になっている児童に対して、必要に応じて児童相談所の心理判定員や保母と協力し、精神的相談や遊び等を通じて児童の精神の安定化を図るとともに、その親に対する指導を行う。</p> <p>イ 被災高齢者に対する精神相談の実施</p> <p>高齢者は、被災後強度の不安から混乱を来したり、孤独感を強めるなどの影響が大きいことから、地域の中での助け合いのある支援体制を整備する。</p> <p>(3) 精神保健活動情報の提供</p> <p>精神保健福祉センターは、被災地の精神保健活動状況を取りまとめて、県内の関係機関、国及び他の都道府県等にその情報を提供する。</p>	

修 正 案	現 行	備 考
<p>第27節 防疫、保健衛生活動</p> <p><u>防疫、保健衛生活動のフロー</u></p> <p>事前対応</p> <p>初動対策期 (県)</p> <p>緊急対策期 (概ね1週間程度)</p> <p>応急対策期 (概ね1ヶ月程度)</p> <p>災害発生</p> <p>防疫用資材の備蓄</p> <p>防疫班の編成</p> <p>避難所・被災家屋の清潔消毒</p> <p>そ族・昆蟲の駆除</p> <p>飲料水の消毒</p> <p>感染症患者の隔離</p> <p>防疫活動状況を県に報告</p> <p>協力要請</p> <p>検査班の編成派遣</p> <p>食品衛生指導班の編成派遣</p> <p>保健師の派遣 健康管理活動協力</p> <p>他市町との調整</p> <p>広域応援県市 国の協力要請</p> <p>防疫用資材の調達あつせん</p> <p>入浴施設の稼働状況等情報収集</p> <p>防疫用資材の備蓄</p> <p>防疫班の編成</p> <p>避難所・被災家屋の清潔消毒</p> <p>そ族・昆蟲の駆除</p> <p>飲料水の消毒</p> <p>感染症患者の隔離</p> <p>防疫活動状況を県に報告</p> <p>巡回健康相談</p> <p>被災者全員の健康調査</p> <p>協力要請</p> <p>被災者健康管理活動 ・在宅生活者 ・避難所生活者</p> <p>健康診断(検便等)</p> <p>簡易化粧品の清潔消毒</p> <p>給食の調理配膳時の衛生保持</p> <p>残廃物の衛生処理</p> <p>防疫用資材の調達</p> <p>防疫用資材の調達要請</p> <p>仮設入浴施設設置要請</p> <p>仮設入浴施設設置</p> <p>毛布等の乾燥、洗濯</p> <p>情報管理業者あつせん等</p>	<p>第24節 防疫、保健衛生活動、健康管理活動</p> <p><u>防疫、保健衛生活動、健康管理活動のフロー</u></p> <p>事前対応</p> <p>初動対策期 (1日)</p> <p>緊急対策期 (1週)</p> <p>応急対策期 (～1ヶ月)</p> <p>災害発生</p> <p>要援護者等の健康状況確認</p> <p>防疫用資材の備蓄</p> <p>防疫班の編成</p> <p>避難所・被災家屋の清潔消毒</p> <p>そ族・昆蟲の駆除</p> <p>飲料水の消毒</p> <p>感染症患者の隔離</p> <p>防疫活動状況を県に報告</p> <p>被災者全員の健康調査</p> <p>協力要請</p> <p>被災者健康管理活動 ・在宅生活者 ・避難所生活者</p> <p>健康診断(検便等)</p> <p>簡易化粧品の清潔消毒</p> <p>給食の調理配膳時の衛生保持</p> <p>残廃物の衛生処理</p> <p>防疫用資材の調達</p> <p>防疫用資材の調達要請</p> <p>入浴施設の確保</p> <p>仮設入浴施設設置要請</p> <p>仮設入浴施設設置調整</p> <p>仮設入浴施設設置</p> <p>毛布等の乾燥、洗濯</p> <p>情報管理業者あつせん等</p>	<p>1 基本方針</p> <p>地震災害時においては、水道の断水、家屋の浸水、停電による冷蔵食品の腐敗などにより、感染症が多発するおそれがある。</p> <p>このため、感染症や食中毒の発生予防のために必要な、被災家屋、避難所等の消毒の実施、生活環境衛生及び食品衛生の確保を図るとともに、感染症のまん延を防止するため、各種の検査、予防措置を的確かつ迅速に行う。</p> <p>また、避難者の健康管理、避難生活における生活環境の衛生対策を行う。</p> <p>1 基本方針</p> <p>地震、津波等の災害時においては、水道の断水、家屋の浸水、停電による冷蔵食品の腐敗などにより、感染症が多発するおそれがある。</p> <p>このため、家屋や避難所の消毒を実施し、食品衛生の確保を図るとともに、感染症のまん延を防止するため、各種の検査、予防措置を的確かつ迅速に行う。</p>

修 正 案	現 行	備 考
<p>2 実施体制</p> <p>(1) 市町</p> <p>ア <u>市町は、防疫班（衛生技術者、事務職員）を編成する。防疫班は、避難所及び被災家屋の清潔、消毒、そ族、昆虫の駆除、飲料水の消毒を実施する。</u></p> <p>イ <u>市町は、防疫活動の状況を県に報告する。</u></p> <p>ウ <u>市町は、防疫活動の実施に当たって、被害が甚大で自ら対応できないと認められるときは、県に協力を要請する。</u></p> <p>エ <u>市町は、県の協力を得て防疫・保健衛生活動を実施する。</u></p> <p>オ <u>避難生活が長引く場合、市町は、入浴施設の確保、寝具の乾燥等、被災者の生活環境の衛生対策を実施する。</u></p> <p>(2) 県</p> <p>ア <u>県は、市町から要請があったときは、防疫、保健衛生関係職員を派遣するなどの協力をする。</u></p> <p>イ～ウ <u>（略）</u></p> <p>エ <u>県は、被災地へ保健師等を派遣し、市町が行う防疫・保健衛生活動に協力するとともに、必要な調整を行う。</u></p> <p>オ <u>県は、市町が生活環境の衛生対策を実施する際に必要な調整を行う。</u></p> <p>カ <u>県は、市町から要請があったとき、又は必要と認めるときは、公共建築物の清掃・消毒等環境衛生の応急的措置について、次の協定により協力を要請する。</u></p> <p><u>地震等大規模災害時における公共建築物の清掃及び消毒等に関する協定</u> <u>（略）</u></p> <p>(3) 連携体制</p> <p><u>防疫班、検病調査班、食品衛生指導班は、被災家屋及び避難所等を巡回し、避難所の衛生状態や、被災者の健康状態などの情報収集を行い、各地域に設置された地域医療救護活動支援室内に設置する医療救護班等連絡会へ報告する。</u></p> <p>3 避難所の防疫措置</p> <p><u>避難所は設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者が入所するため、衛生状態が悪くなり、感染症発生の原因となるおそれがあるので、県の指導・調整のもとに、市町は必要な防疫・保健衛生活動を実施する。</u></p>	<p>2 実施体制</p> <p>(1) 市町</p> <p>ア <u>市町長は、防疫班（衛生技術者、事務職員）を編成する。防疫班は、避難所及び被災家屋の清潔、消毒、そ族、昆虫の駆除、飲料水の消毒、感染症患者の隔離を実施する。</u></p> <p>イ <u>市町長は、防疫活動の状況を県に報告する。</u></p> <p>ウ <u>市町長は、防疫活動の実施に当たって、被害が甚大で自ら対応できないと認められるときは、県に協力を要請する。</u></p> <p>エ <u>市町は、健康管理班を編成し、民生委員、介護支援専門員等と協力のうえ、要援護者、在宅療養患者等の健康状況を確認し、必要な介護、医療が受けられるように対処する。また、健康管理班の編成についてあらかじめ定めておく。なお、活動にあたっては医療救護班、県精神保健医療班等と連携協力して実施する。</u></p> <p>オ <u>市町は、県の協力を得て被災者全員の健康調査を実施するとともに、避難所、仮設住宅等を巡回して健康相談を実施する。</u></p> <p>カ <u>避難生活が長引く場合、市町長は、入浴施設の確保、寝具の乾燥等、被災者の生活環境の衛生対策を実施する。</u></p> <p>(2) 県</p> <p>ア <u>県は、市町長から要請があったとき、又は必要と認めるときは、防疫、保健衛生関係職員を派遣するなどの協力をし、若しくは他の市町村との調整を図る。</u></p> <p>イ～ウ <u>（略）</u></p> <p>エ <u>保健所は、被災地へ保健師等を派遣し、市町が行う健康調査や巡回健康相談等の被災者の健康管理活動に協力する。</u></p> <p>オ <u>市町が生活環境の衛生対策を実施する際に必要な調整を行う。</u></p> <p>カ <u>県は、市町長から要請があったとき、又は必要と認めるときは、公共建築物の清掃・消毒等環境衛生の応急的措置について、次の協定により協力を要請する。</u></p> <p><u>地震等大規模災害時における公共建築物の清掃及び消毒等に関する協定</u> <u>（略）</u></p> <p>3 避難所の防疫措置</p> <p><u>避難所は設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者が入所するため、衛生状態が悪くなりがちで感染症発生の原因となるおそれがあるので、県の指導のもとに市町が必要な防疫活動を実施する。</u></p>	

修 正 案	現 行	備 考
<p>(1) 市町 避難所内に手洗い消毒液を配置するとともに、簡易トイレ等の消毒を行う。</p> <p>(2) 県 ア 避難者に対して検病検査を実施する。また、検便などによる健康診断を行う必要が生じたときは、適切な処置をとる。 イ 避難者へ提供される給食については、調理、配膳時の衛生保持及び残廃物の衛生的処理に十分注意するよう指導する。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>6 ペット動物の保護対策</p> <p>ペット動物の保護及び特定動物逸走対策フロー（健康福祉部、市町）</p> <pre> graph TD A[災害発生] --> B["<p>ペット動物の保護対策</p><p>(市町) (県) 獣医師会、動物愛護 ボランティア等</p><p>避難所におけるペット動物の適正飼育の指導</p>"] B --> C["<p>状況の把握、資材の確保</p><p>状況の取りまとめ、資材の提供等の支援</p>"] C --> D["<p>負傷又は放し飼いのペット動物の保護</p>"] </pre> <p>緊急・応急対策期（～概ね1ヶ月程度）</p> <p>(1) ペット動物の保護対策</p> <p>(2) 特定動物の逸走対策</p> <p>人への危害防止のための必要な措置</p>	<p>(1) 検病検査及び健康診断 避難者に対して検病検査を実施する。また、検便などによる健康診断を行う必要が生じたときは、適切な処置をとる。</p> <p>(2) 清潔、消毒 手洗い消毒液を配置するとともに、簡易トイレ等の消毒を行う。</p> <p>(3) 給食の衛生保持等 避難者へ供される給食については、調理、配膳時の衛生保持及び残廃物の衛生的処理に十分に注意する。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>6 ペット動物の保護対策</p> <p>ペット動物の保護及び特定動物逸走対策フロー（健康福祉部、市町）</p> <pre> graph TD A[災害発生] --> B["<p>ペット動物の保護対策</p><p>(市町) (県) 獣医師会、動物愛護 ボランティア等</p><p>避難所におけるペット動物の適正飼育の指導</p>"] B --> C["<p>状況の把握、資材の確保</p><p>状況の取りまとめ、資材の提供等の支援</p>"] C --> D["<p>負傷又は放し飼いのペット動物の保護</p>"] </pre> <p>緊急・応急対策期（～概ね1ヶ月程度）</p> <p>(1) ペット動物の保護対策</p> <p>(2) 特定動物の逸走対策</p> <p>人への危害防止のための必要な措置</p>	
(1)～(2) (略)	(1)～(2) (略)	
7 (略)	7 (略)	

修 正 案	現 行	備 考
<p><u>第28節 ボランティア活動の支援</u></p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 ボランティア本部の機能</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ボランティアの募集及び誘導</p> <p>災害対策本部又はボランティア現地本部からボランティアあっせんの要請があつたときは、要請の内容に応じて県、市町及び関係機関においてあらかじめ登録している防災ボランティアをあっせんするほか、マスメディア等を用いて要請に対応するボランティアを募集し、適切な誘導を行う。</p> <p>なお、ボランティア活動を当面次の業務に区分し、県及び市町の各担当部局及び関係機関とが連携して、その効果的な活用を図るものとする。</p> <p>ア アマチュア無線通信業務（危機管理部局）</p> <p>イ 傷病人の応急手当て等医療看護業務（健康福祉部局）</p> <p>ウ 被災建築物の応急危険度判定業務及び被災宅地の危険度判定業務（土木部局）</p> <p>エ 航空機、船舶、特殊車両等の操縦、運転業務（県民文化部局等）</p> <p>オ 通訳業務（観光部局）</p> <p>カ その他専門的な技術、知識を要する業務（県民文化部局等）</p> <p>キ その他の業務（県民文化部局等）</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>4 ボランティア現地本部の機能</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) ボランティアコーディネート</p> <p>被災者ニーズに対応したボランティアの誘導、活動プログラムの開発やボランティアへのフォローアップなど、ボランティアコーディネートを的確に行う。</p> <p>その際、県や日本赤十字社等の派遣した災害ボランティアコーディネーターを活用する。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) ボランティアの健康管理・安全対策</p> <p>ボランティアの健康管理に関して、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに、活動安全確保のための指導や必要な規制を行う。</p> <p>(7) 継続的なボランティア活動の支援</p> <p>被災者支援活動を継続的に行うため、遠隔地の被災地までのボランティアバスの運行に努める。</p> <p>5 (略)</p>	<p><u>第26節 ボランティア活動の支援</u></p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 ボランティア本部の機能</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ボランティアの募集及び誘導</p> <p>災害対策本部又はボランティア現地本部からボランティアあっせんの要請があつたときは、要請の内容に応じて県、市町及び関係機関においてあらかじめ登録している防災ボランティアをあっせんするほか、マスメディア等を用いて要請に対応するボランティアを募集し、適切な誘導を行う。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>4 ボランティア現地本部の機能</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) ボランティアコーディネート</p> <p>被災者ニーズに対応したボランティアの誘導、活動プログラムの開発やボランティアへのフォローアップなど、ボランティアコーディネートを的確に行う。</p> <p>その際、県等の養成した災害ボランティアコーディネーターを活用する。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) ボランティアの健康管理・安全対策</p> <p>ボランティアの健康管理に関して、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに、活動安全確保のための指導や規制を行う。</p> <p>5 (略)</p>	

修 正 案	現 行	備 考
<p><u>第29節 し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理</u></p> <p>1~4 (略)</p> <p>5 地震災害時における廃棄物の処理目標 (略)</p> <p>7 廃棄物の応急的処理 市町は、おおむね次の方法によって応急的な廃棄物の処理をする。</p> <p>(1) 分別排出の徹底 <u>災害廃棄物を早期に処理するためには、廃棄物の再生利用を前提に、排出段階での分別が重要である。発生場所から運搬車両に積み込む際には、木くず、プラスチック、家電製品、有害物質（廃石綿、PCBが含まれるトランス等）、その他の廃棄物などに分別する。</u></p> <p>(2) 生活ごみ及びがれきの仮置き場並びに最終処分ルートの確保 生活ごみ及びがれきが多量に発生した場合は、市街地において交通渋滞の発生も予想されるため、<u>迅速ながれき処理ができるよう、あらかじめ設定したがれき置き場にこれらを一時的に保管する</u>。また、大量のがれきの最終処分までの処理ルートを確保する。なお、家屋の解体により、アスベスト廃棄物が発生する場合には、解体業者との間で処理方法を協議したうえで適正処理を行う。</p> <p>(3) 清掃員及び器材の確保 (略)</p> <p>(4) 清掃義務者の協力 (略)</p> <p>(5) 廃棄物の処分 (略)</p> <p>(6) ごみ袋、携帯トイレの確保 (略)</p> <p>(7) 汚染地域の消毒 (略)</p> <p>8 (略)</p>	<p><u>第27節 し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理</u></p> <p>1~4 (略)</p> <p>5 震災時における廃棄物の処理目標 (略)</p> <p>7 廃棄物の応急的処理 市町は、おおむね次の方法によって応急的な廃棄物の処理をする。</p> <p>(1) 生活ごみ及びがれきの仮置き場並びに最終処分ルートの確保 生活ごみ及びがれきが多量に発生した場合は、市街地において交通渋滞の発生も予想されるため、これらを一時的に保管し、選別する仮置き場を確保する。また、大量のがれきの最終処分までの処理ルートを確保する。なお、家屋の解体により、アスベスト廃棄物が発生する場合には、解体業者との間で処理方法を協議したうえで適正処理を行う。</p> <p>(2) 清掃員及び器材の確保 (略)</p> <p>(3) 清掃義務者の協力 (略)</p> <p>(4) 廃棄物の処分 (略)</p> <p>(5) ごみ袋、携帯トイレの確保 (略)</p> <p>(6) 汚染地域の消毒 (略)</p> <p>8 (略)</p>	

修 正 案	現 行	備 考
<p>第30節 住宅の応急対策</p> <p>住宅の応急対策のフロー</p> <pre> graph TD A[災害発生] --> B[初動対策期 （1日）] B --> C[緊急対策期 （1週）] C --> D[被災建築物応急危険度判定士による使用適否の判断] D --> E[住宅の確保] E --> F[1. 自力確保 2. 既存公営施設入所 3. 機構資金融資 4. 公営住宅整備 5. 仮設住宅の建設（災害救助法）] F --> G[応急仮設住宅の建設（災害救助法）] G --> H[応援要請 ・隣接市町、県、国等] G --> I[住宅の修繕] I --> J[1. 自費修繕 2. 資金融資 3. 応急修理（災害救助法）] J --> K[障害物の除去] K --> L[1. 自費除去 2. 除去費の融資 3. 除去（災害救助法）] </pre> <p>1 基本方針 市町等は、家屋に被害を受け、自らの資力で住宅を確保できない被災者のために、応急仮設住宅の建設等必要な措置を講じ、住生活の安定に努める。また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。 なお、市町はあらかじめ予想される被害から応急危険度判定対象建築物及び災害に対する安全性に配慮しつつ、仮設住宅建設戸数と建設候補地を把握するとともに、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、供給体制を整備する。</p> <p>2 実施体制 (1)～(2) (略) (3) 応急仮設住宅の建設及び運営管理 応急仮設住宅の建設は、市町長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは知事が行い、知事から委任されたとき又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市町長が行う。必要戸数の算定にあたっては、被災者予測人数もあらかじめ考慮し、算定する。 また、設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成や心のケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するほか、災害時要援護者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等にも努める。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>第29節 住宅の応急対策</p> <p>住宅の応急対策のフロー</p> <pre> graph TD A[災害発生] --> B[初動対策期 （1日）] B --> C[緊急対策期 （1週）] C --> D[被災建築物応急危険度判定士による使用適否の判断] D --> E[住宅の確保] E --> F[1. 自力確保 2. 既存公営施設入所 3. 機構資金融資 4. 公営住宅建設 5. 仮設住宅の建設（災害救助法）] F --> G[応急仮設住宅の建設（災害救助法）] G --> H[応援要請 ・隣接市町、県、国等] G --> I[住宅の修繕] I --> J[1. 自費修繕 2. 資金融資 3. 応急修理（災害救助法）] J --> K[障害物の除去] K --> L[1. 自費除去 2. 除去費の融資 3. 除去（災害救助法）] </pre> <p>1 基本方針 市町等は、家屋に被害を受け、自らの資力で住宅を確保できない被災者のために、応急仮設住宅の建設等必要な措置を講じ、住生活の安定に努める。また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。 なお、市町は予想される被害から応急危険度判定対象建築物及び仮設住宅建設戸数と建設候補地を設定しておく。</p> <p>2 実施体制 (1)～(2) (略) (3) 応急仮設住宅の建設 応急仮設住宅の建設は、市町長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは知事が行い、知事から委任されたとき又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市町長が行う。 また、設置に際しては、地域コミュニティや健康面に配慮する。</p> <p>(4) (略)</p>	

修 正 案				現 行				備 考																																																				
(5) (略)				(5) (略)																																																								
災害時における民間賃貸住宅等の媒介等に関する協定				災害時における民間賃貸住宅等の媒介等に関する協定																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>協 定 者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県 <u>(社)石川県宅地建物取引業協会</u> <u>(社)全日本不動産協会</u> 石川県本部</td><td>H18. 12. 27 H21. 10. 1</td><td>076-291-2255 076-280-6223</td><td>076-291-1118 076-280-6224</td></tr> </tbody> </table>				協 定 者	協定締結日	T E L	F A X	石川県 <u>(社)石川県宅地建物取引業協会</u> <u>(社)全日本不動産協会</u> 石川県本部	H18. 12. 27 H21. 10. 1	076-291-2255 076-280-6223	076-291-1118 076-280-6224	<table border="1"> <thead> <tr> <th>協 定 者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県 <u>(社)石川県宅地建物取引業協会</u></td><td>H18. 12. 27</td><td>076-291-2255</td><td>076-291-1118</td></tr> </tbody> </table>				協 定 者	協定締結日	T E L	F A X	石川県 <u>(社)石川県宅地建物取引業協会</u>	H18. 12. 27	076-291-2255	076-291-1118																																					
協 定 者	協定締結日	T E L	F A X																																																									
石川県 <u>(社)石川県宅地建物取引業協会</u> <u>(社)全日本不動産協会</u> 石川県本部	H18. 12. 27 H21. 10. 1	076-291-2255 076-280-6223	076-291-1118 076-280-6224																																																									
協 定 者	協定締結日	T E L	F A X																																																									
石川県 <u>(社)石川県宅地建物取引業協会</u>	H18. 12. 27	076-291-2255	076-291-1118																																																									
<p>3 災害救助法による措置 災害救助法を適用した場合の措置は、本章第<u>15</u>節「災害救助法の適用」による。</p> <p>4 住宅確保等の種別 住宅を失い又は破損し、若しくは土石の侵入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修繕等は、おおむね次の種別及び順位による。 ただし、災害発生直後における住民の対策については、本章第<u>9</u>節「避難誘導」の定めるところによる。</p>				<p>3 災害救助法による措置 災害救助法を適用した場合の措置は、本章第<u>12</u>節「災害救助法の適用」による。</p> <p>4 住宅確保等の種別 住宅を失い又は破損し、若しくは土石の侵入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修繕等は、おおむね次の種別及び順位による。 ただし、災害発生直後における住民の対策については、本章第<u>18</u>節「避難誘導」の定めるところによる。</p>																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">対策種別及び順位</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">住 宅 の 確 保</td><td>1 自費建設</td><td>被災者世帯の自力（自費）で建設する。</td></tr> <tr> <td>2 既存建物の改造</td><td>被災をまぬがれた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。</td></tr> <tr> <td>3 借用</td><td>一般民間（親戚等を含む。）の借家、貸間、アパート等を借りる。</td></tr> <tr> <td rowspan="2">4 公 営 住 宅</td><td>1 公営住宅入居</td><td>既存公営住宅への特別入居</td></tr> <tr> <td>2 社会福祉施設への入居</td><td>県、市町又は社会福祉法人の経営する老人福祉施設、児童福祉施設等への入所要件該当者の優先入所</td></tr> <tr> <td>5 機構融資</td><td>・災害復興住宅建設補修資金 ・地すべり関連住宅貸付</td><td>自費で建設するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。</td></tr> <tr> <td rowspan="2">6 公 営 建 住 設</td><td>1 災害公営住宅の整備</td><td>大災害発生時に特別の割当を受け、公営住宅を建設する。</td></tr> <tr> <td>2 一般公営住宅の建設</td><td>一般公営住宅を建設する。</td></tr> <tr> <td>7 災害救助法による仮設住宅建設</td><td colspan="2">大災害発生時に特別の割当を受け、<u>仮設住宅</u>を建設する。</td></tr> </tbody> </table>				対策種別及び順位		内 容	住 宅 の 確 保	1 自費建設	被災者世帯の自力（自費）で建設する。	2 既存建物の改造	被災をまぬがれた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。	3 借用	一般民間（親戚等を含む。）の借家、貸間、アパート等を借りる。	4 公 営 住 宅	1 公営住宅入居	既存公営住宅への特別入居	2 社会福祉施設への入居	県、市町又は社会福祉法人の経営する老人福祉施設、児童福祉施設等への入所要件該当者の優先入所	5 機構融資	・災害復興住宅建設補修資金 ・地すべり関連住宅貸付	自費で建設するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。	6 公 営 建 住 設	1 災害公営住宅の整備	大災害発生時に特別の割当を受け、公営住宅を建設する。	2 一般公営住宅の建設	一般公営住宅を建設する。	7 災害救助法による仮設住宅建設	大災害発生時に特別の割当を受け、 <u>仮設住宅</u> を建設する。		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">対策種別及び順位</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">住 宅 の 確 保</td><td>1 自費建設</td><td>被災者世帯の自力（自費）で建設する。</td></tr> <tr> <td>2 既存建物の改造</td><td>被災をまぬがれた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。</td></tr> <tr> <td>3 借用</td><td>一般民間（親戚等を含む。）の借家、貸間、アパート等を借りる。</td></tr> <tr> <td rowspan="2">4 公 営 住 宅</td><td>1 公営住宅入居</td><td>既存公営住宅への特別入居</td></tr> <tr> <td>2 社会福祉施設への入居</td><td>県、市町又は社会福祉法人の経営する老人福祉施設、児童福祉施設等への入所要件該当者の優先入所</td></tr> <tr> <td>5 機構融資</td><td>・災害復興住宅建設補修資金 ・地すべり関連住宅貸付</td><td>自費で建設するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。</td></tr> <tr> <td rowspan="2">6 公 営 建 住 設</td><td>1 災害公営住宅の建設</td><td>大災害発生時に特別の割当を受け、公営住宅を建設する。</td></tr> <tr> <td>2 一般公営住宅の建設</td><td>一般公営住宅を建設する。</td></tr> <tr> <td>7 災害救助法による仮設住宅建設</td><td colspan="2" rowspan="3">大災害発生時に特別の割当を受け、<u>公営住宅</u>を建設する。</td></tr> </tbody> </table>				対策種別及び順位		内 容	住 宅 の 確 保	1 自費建設	被災者世帯の自力（自費）で建設する。	2 既存建物の改造	被災をまぬがれた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。	3 借用	一般民間（親戚等を含む。）の借家、貸間、アパート等を借りる。	4 公 営 住 宅	1 公営住宅入居	既存公営住宅への特別入居	2 社会福祉施設への入居	県、市町又は社会福祉法人の経営する老人福祉施設、児童福祉施設等への入所要件該当者の優先入所	5 機構融資	・災害復興住宅建設補修資金 ・地すべり関連住宅貸付	自費で建設するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。	6 公 営 建 住 設	1 災害公営住宅の建設	大災害発生時に特別の割当を受け、公営住宅を建設する。	2 一般公営住宅の建設	一般公営住宅を建設する。	7 災害救助法による仮設住宅建設	大災害発生時に特別の割当を受け、 <u>公営住宅</u> を建設する。		
対策種別及び順位		内 容																																																										
住 宅 の 確 保	1 自費建設	被災者世帯の自力（自費）で建設する。																																																										
	2 既存建物の改造	被災をまぬがれた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。																																																										
	3 借用	一般民間（親戚等を含む。）の借家、貸間、アパート等を借りる。																																																										
4 公 営 住 宅	1 公営住宅入居	既存公営住宅への特別入居																																																										
	2 社会福祉施設への入居	県、市町又は社会福祉法人の経営する老人福祉施設、児童福祉施設等への入所要件該当者の優先入所																																																										
5 機構融資	・災害復興住宅建設補修資金 ・地すべり関連住宅貸付	自費で建設するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。																																																										
6 公 営 建 住 設	1 災害公営住宅の整備	大災害発生時に特別の割当を受け、公営住宅を建設する。																																																										
	2 一般公営住宅の建設	一般公営住宅を建設する。																																																										
7 災害救助法による仮設住宅建設	大災害発生時に特別の割当を受け、 <u>仮設住宅</u> を建設する。																																																											
対策種別及び順位		内 容																																																										
住 宅 の 確 保	1 自費建設	被災者世帯の自力（自費）で建設する。																																																										
	2 既存建物の改造	被災をまぬがれた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。																																																										
	3 借用	一般民間（親戚等を含む。）の借家、貸間、アパート等を借りる。																																																										
4 公 営 住 宅	1 公営住宅入居	既存公営住宅への特別入居																																																										
	2 社会福祉施設への入居	県、市町又は社会福祉法人の経営する老人福祉施設、児童福祉施設等への入所要件該当者の優先入所																																																										
5 機構融資	・災害復興住宅建設補修資金 ・地すべり関連住宅貸付	自費で建設するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。																																																										
6 公 営 建 住 設	1 災害公営住宅の建設	大災害発生時に特別の割当を受け、公営住宅を建設する。																																																										
	2 一般公営住宅の建設	一般公営住宅を建設する。																																																										
7 災害救助法による仮設住宅建設	大災害発生時に特別の割当を受け、 <u>公営住宅</u> を建設する。																																																											
(略)				(略)																																																								
5 (略)				5 (略)																																																								

修 正 案	現 行	備 考
<p>第3_1節 文教対策</p> <p>応急教育対策のフロー</p> <pre> graph TD A[災害発生] --> B[初動対策期 （1日）] B --> C[施設の被害状況の調査] B --> D[児童生徒、教職員の被害状況の調査] C --> E[応急施設整備計画の作成] D --> E E --> F[応急教育施設の選定] F --> G[開始時期、方法の周知徹底] G --> H[関係機関との協議] H --> I[他市町、他県との連絡調整] I --> J[大学受験生の弾力的取扱要請] J --> K[教職員の有機的動員体制] K --> L[教材、学用品の調達、供与] L --> M[応急給食の実施] M --> N[防疫、保健衛生の措置] N --> O[授業料の免除 育英資金の緊急採用] </pre> <p>1 基本方針 <u>教育委員会は、児童生徒、教職員及び学校その他文教関係施設が被害を受けるなど、正常な学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設の確保や教科書及び学用品の給与等の措置を講じ、応急教育を実施する。</u> また、各学校において<u>石川の学校安全指針</u>を活用し、児童生徒等のより確実な安全確保を図る。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 児童生徒への対応 災害の発生時間帯により異なる対応が求められ、<u>校長は、その状況に応じた応急対応を実施するよう指導する。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>第3_0節 文教対策</p> <p>応急教育対策のフロー</p> <pre> graph TD A[災害発生] --> B[初動対策期 （1日）] B --> C[施設の被害状況の調査] B --> D[児童生徒、教職員の被害状況の調査] C --> E[応急施設整備計画の作成] D --> E E --> F[応急教育施設の選定] F --> G[開始時期、方法の周知徹底] G --> H[関係機関との協議] H --> I[他市町、他県との連絡調整] I --> J[大学受験生の弾力的取扱要請] J --> K[教職員の有機的動員体制] K --> L[教材、学用品の調達、供与] L --> M[応急給食の実施] M --> N[防疫、保健衛生の措置] N --> O[授業料の減免 育英資金の緊急採用] </pre> <p>1 基本方針 児童生徒、教職員及び学校その他文教関係施設が被害を受けるなど、正常な学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設の確保や教科書及び学用品の給与等の措置を講じ、応急教育を実施する。 また、各学校において<u>地震防災対応マニュアル</u>を活用し、児童生徒等のより確実な安全確保を図る。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 児童生徒への対応 災害の発生時間帯により異なる対応が求められ、その状況に応じた応急対応を実施するよう指導する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	

修 正 案	現 行	備 考
(4) 被災した児童生徒の健康保健管理 身体の健康管理や心のケアが必要な児童生徒には、保健室等でのカウンセリング体制を実施するとともに、必要に応じて医療機関とも連携して適切な支援を行う。	(4) 被災した児童生徒の健康保健管理 身体の健康管理や心のケアが必要な児童生徒には、保健室等でのカウンセリング体制を実施する。	
6 (略)	6 (略)	
7 授業料の免除及び育英資金 (1) 被災生徒の授業料免除 授業料を免除することができる（石川県立高等学校授業料減免規則（昭和54年石川県規則第16号）第2条及び石川県私立高等学校授業料減免補助金交付要綱第2条）。	7 授業料の减免及び育英資金 (1) 被災生徒の授業料減免 授業料の全額又は一部を免除することができる（石川県立高等学校授業料減免規則（昭和54年石川県規則第16号）第2条及び石川県私立高等学校母子家庭等子弟授業料減免補助金交付要綱第2条）。	
(2) (略)	(2) (略)	
8 給食措置 (1) 児童生徒の対策 市町等は、被害状況報告に基づいて、災害発生に伴う要保護及び準要保護児童生徒給食費補助金の申請を行う。県教育委員会は、被害状況に応じて速やかに応急給食を実施するよう指導する。 (2) 物資対策 被災市町は、被害を受けた物資の状況を各教育事務所を経由して県教育委員会に速やかに報告する。県教育委員会は、被害物資量を掌握し、県学校給食会等に対して物資の手配等を指導する。 なお、給食を実施している県立学校にあっては、校長が直接県教育委員会に報告する。	8 給食措置 (1) 児童生徒の対策 市町等は、被害状況報告に基づいて、災害発生に伴う要保護及び準要保護児童生徒給食費補助金の申請を行う。県教育委員会は、被害状況に応じて速やかに応急給食を実施するよう指示、指導を行う。 (2) 物資対策 被災市町は、被害を受けた物資の状況を各教育事務所を経由して県教育委員会に速やかに報告する。県教育委員会は、被害物資量を掌握し、県学校給食会等に対して物資の手配等を指導する。 なお、定時制夜間高校の給食原材料にあっては、校長が直接県教育委員会に報告する。	
9 保健衛生 県教育委員会及び市町教育委員会は、健康福祉部局と密接な連絡をとり、本章第27節「防疫、保健衛生活動」に従い適切な応急措置を行う。 (1) 被災教職員、児童生徒の保健管理 災害が発生したときは、災害情報の収集に努め、感染症発生のおそれがあるときは、健康福祉部局と連絡を密にして防疫組織を確立するとともに、器具資材を整備して予防教育を行う。 また、災害の状況により被災学校の教職員、児童生徒の健康診断を健康福祉部局の協力を得て行う。 (2) 被災学校の環境衛生 震災が発生し、浸水等による被害のあった場合は、健康福祉部局の協力を得て、特に感染症の予防に努めるとともに、環境衛生の整備改善に協力する。	9 保健衛生 教育委員会は、健康福祉部と密接な連絡をとり本章第24節「防疫、保健衛生活動」に従い適切な応急措置を行う。 (1) 被災教職員、児童生徒の保健管理 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害情報の収集に努め、危険地帯については、健康福祉部と連絡を密にして防疫組織を確立するとともに、器具資材を整備して予防教育を行う。また、災害の状況により被災学校の教職員、児童生徒の健康診断を健康福祉部の協力を得て行う。 (2) 被災学校の環境衛生 震災が発生し、浸水等による被害のあった場合は、健康福祉部の協力を得て、特に感染症の予防に努めるとともに、環境衛生の整備改善に協力する。	
10 (略)	10 (略)	

修 正 案	現 行	備 考
<p>1 1 避難所協力 学校は、学校施設が避難所となった場合は、市町など防災関係機関と十分に連携を取り、円滑な開設・運営に協力する。 また、防災関係機関や自主防災組織と定期的に会議を開催するなど、学校と地域が連携した防災訓練の実施、学校が避難所となる場合の具体的な対策、学校機能を維持、再開させる場合の方策、児童生徒等の地域への貢献等について、あらかじめ具体的に協議しておく。</p> <p>1 2 (略)</p>	<p>1 1 避難所協力 学校は、学校施設が避難所となった場合は、市町など防災関係機関と十分に連携を取り、円滑な開設・運営に協力する。</p> <p>1 2 (略)</p>	
<p>第3_2節 応急金融対策</p> <p>応急金融対策のフロー</p> <pre> graph TD A[災害発生] --> B[初動対策期(1日)] B --> C[金融機関の現金保有状況の把握] C --> D[金融機関の必要現金の確保の要請] D --> E[現金輸送の確保] E --> F[通信の確保] F --> G[早期営業開始の要請] G --> H[営業時間延長及び休日臨時営業の措置要請] H --> I[非常金融措置の実施] I --> J[ア:預貯金通帳滅失者に対する適宜払戻し取扱] I --> K[イ:定期預金・積立金の中途解約又は預貯金担保の貸出特別取扱] I --> L[ウ:被災手形の公示期間後交換持出不渡り処分の猶予等特別措置] I --> M[エ:損傷日本銀行券及び貨幣の引換措置] M --> N[金融措置に関する広報] N --> O[金融機関の営業開始、休日臨時営業] O --> P[預貯金の便宜払戻措置] P --> Q[損傷日本銀行券及び貨幣の引換措置] </pre>	<p>第3_1節 応急金融対策</p> <p>応急金融対策のフロー</p> <pre> graph TD A[災害発生] --> B[初動対策期(1日)] B --> C[金融機関の現金保有状況の把握] C --> D[金融機関の必要現金の確保の要請] D --> E[現金輸送の確保] E --> F[通信の確保] F --> G[早期営業開始の要請] G --> H[営業時間延長及び休日臨時営業の措置要請] H --> I[非常金融措置の実施] I --> J[ア:預貯金通帳滅失者に対する適宜払戻し取扱] I --> K[イ:定期預金・積立金の中途解約又は預貯金担保の貸出特別取扱] I --> L[ウ:被災手形の公示期間後交換持出不渡り処分の猶予等特別措置] I --> M[エ:損傷日本銀行券及び貨幣の引替措置] M --> N[金融措置に関する広報] N --> O[金融機関の営業開始、休日臨時営業] O --> P[預貯金の便宜払戻措置] P --> Q[損傷日本銀行券及び貨幣の引替措置] </pre>	
<p>1 基本方針 地震災害時、被災地において通貨の円滑な供給、金融の迅速かつ適切な調整を行い、住民の生活の安定を図る。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>1 基本方針 地震時、被災地において通貨の円滑な供給、金融の迅速かつ適切な調整を行い、住民の生活の安定を図る。</p> <p>2～3 (略)</p>	

修 正 案	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">第4章 復旧・復興計画</p> <p>第1節 公共施設災害の復旧</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">関係各部局、教育委員会、警察本部、市町、防災関係機関</div> <p>1 基本方針 地震災害により被災した公共施設の災害復旧は、応急措置を講じた後に災害復旧事業の実施責任者が、各施設の原形復旧に併せて災害の再度発生防止のため施設の新設、改良を行うなどの事業計画を速やかに樹立し、民心の安定及び経済的、社会的活動の早急な回復を図るため迅速に実施する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 復旧事業の方針 (1) 復旧事業実施体制 地震災害により被害を受けた施設の復旧事業を早期に実施するため、指定地方行政機関、県、市町、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について、必要な措置をとる。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 暴力団排除活動の徹底 警察本部は、復旧・復興事業からの暴力団排除活動を徹底するため、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、業界団体等に必要な働きかけを行う。</p> <p>(7) 小災害の措置について (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第3節 災害復旧資金</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 北陸財務局の措置 (1) 関係団体を通じ、災害復旧事業等に要する経費の財源として地方債を起こすことができる事業に係る経費及び財源を把握する。</p> <p>(2) 災害つなぎ資金（地方短期資金）の貸付を行う。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 復旧・復興計画</p> <p>第1節 公共施設災害の復旧</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">関係各部局、教育委員会、市町、防災関係機関</div> <p>1 基本方針 地震及び津波災害により被災した公共施設の災害復旧は、応急措置を講じた後に災害復旧事業の実施責任者が、各施設の原形復旧に併せて災害の再度発生防止のため施設の新設、改良を行うなどの事業計画を速やかに樹立し、民心の安定及び経済的、社会的活動の早急な回復を図るため迅速に実施する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 復旧事業の方針 (1) 復旧事業実施体制 地震及び津波災害により被害を受けた施設の復旧事業を早期に実施するため、指定地方行政機関、県、市町、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について、必要な措置をとる。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 小災害の措置について (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第3節 災害復旧資金</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 北陸財務局の措置 (1) 必要資金の調査 災害発生の際は、関係機関と緊密に連絡の上、県、市町村等の必要資金量を把握し、その確保の措置をとる。</p> <p>(2) 応急資金の融通 県、市町村に対して、融通を行う手持ち資金が不足の場合は、災害応急資金枠の特別配分を受けて融通を行う。</p>	

修 正 案	現 行	備 考
4 (略)	4 (略)	
第4節 被災者への支援	第4節 被災者への支援	
1 基本方針 県、市町及び防災関係機関は、災害発生後の住民生活の安定を図るため、災害復旧事業の融資制度等の広報に努めるとともに、相談窓口を設置するなど迅速な復興援助の措置を講ずる。 <u>また、各種支援制度の窓口を一元化するとともに、申請窓口での混雑が予想される場合は、各地区の申請受付日を設定するなど、被災者の負担軽減に努める。</u>	1 基本方針 県、市町及び防災関係機関は、災害発生後の住民の生活の安定を図るため、災害復旧事業の融資制度等の広報に努めるとともに、相談窓口を設置するなど迅速な復興援助の措置を講ずる。	
2～4 (略)	2～4 (略)	
5 生活福祉資金の貸付 地震災害により被害を受けた低所得者の速やかな自力更生を支援するため、県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度により、民生委員、市町の社会福祉協議会の協力を得て、 <u>生活福祉資金の貸付</u> を行う。	5 生活福祉資金の貸付 地震及び津波災害により被害を受けた低所得者に対して速やかに自力更生をさせるため、県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度により、民生委員、市町の社会福祉協議会の協力を得て、 <u>災害援護資金を予算の範囲内において貸付</u> を行う。	
6 母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付 地震災害により被害を受けた母子家庭及び寡婦の速やかな自力更生を支援するため、 <u>母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付</u> を行う。	6 母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付 地震及び津波災害により被害を受けた母子家庭及び寡婦の速やかな自力更生を図るため、 <u>予算の範囲内で母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付</u> を行う。	
7～11 (略)	7～11 (略)	
第5節 被災者の生活確保のための緊急措置	第5節 被災者の生活確保のための緊急措置	
総務部、健康福祉部、商工労働部、土木部、市町、防災関係機関	総務部、商工労働部、土木部、市町、防災関係機関	
1 (略)	1 (略)	
2 生活相談 (1)～(3) (略) (4) 市町は、居住地以外の市町村に避難した被災者に対して、避難先の市町村との協力のうえ、必要な情報や支援・サービスを提供する。	2 生活相談 (1)～(3) (略)	
3 こころのケア活動の継続 こころのケアが継続的に必要な住民に対して、自立して健康な生活を送ることができるように、県、市町及び関係機関が連携し、必要な支援を切れ目なく実施する。		

修 正 案	現 行	備 考
<p><u>4 り災証明の交付</u> (略) (1) (略) (2) 県は、市町から要請があった場合は、円滑なり災証明の交付が図られるよう支援する。また、県は、り災証明を円滑に発行するため、平時から被害認定調査講習会を開催するよう努めるとともに、り災証明について、住民への周知徹底に努める。</p> <p><u>5 被災者に対する職業のあっせん</u> (略)</p> <p><u>6 国税等の徴収猶予及び減免の措置</u> (略)</p> <p><u>7 公営住宅等の整備</u> 県及び市町は、災害により住居を滅失又は焼失した低所得者の被災者に対する住宅確保支援策として、必要に応じて公営住宅等の整備、公営住宅等の特定入居等を行うものとする。 この場合において、滅失又は焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときには、被災市町及び県は、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅整備計画を作成し、災害査定を受け早期の整備を図る。</p> <p>第6節 災害義援金及び義援物資の配分 1～3 (略)</p> <p>4 義援金の配分 県及び市町等は、それぞれ配分委員会を設置して、義援金の配分を決定し、できる限り迅速な配分に努める。</p> <p>5～6 (略)</p> <p>第7節 復興計画 1 基本方針 被災地の復興にあたっては、地域コミュニティの維持・回復や再構築に十分に配慮したうえで、被災者の生活再建を支援し、再度の災害の防止と施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な環境づくりに努める。</p> <p>2 (略)</p>	<p><u>3 り災証明の交付</u> (略) (1) (略) (2) 県は、市町から要請があった場合は、円滑なり災証明の交付が図られるよう支援する。</p> <p><u>4 被災者に対する職業のあっせん</u> (略)</p> <p><u>5 国税等の徴収猶予及び減免の措置</u> (略)</p> <p><u>6 公営住宅の建設</u> 県及び市町は、災害により住居を滅失又は焼失した低所得者の被災者に対する住宅対策として、必要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図る。 この場合において、滅失又は焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときには、被災市町及び県は、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定を受け早期の建設を図る。</p> <p>第6節 災害義援金及び義援物資の配分 1～3 (略)</p> <p>4 義援金の配分 県及び市町等は、それぞれ配分委員会を設置して、義援金の配分を決定する。</p> <p>5～6 (略)</p> <p>第7節 復興計画 1 基本方針 被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度の災害の防止と施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な環境づくりに努める。</p> <p>2 (略)</p>	

修 正 案	現 行	備 考
<p>3 計画的復興の進め方 (1)～(2) (略) (3) 県及び市町は、再度の災害防止により快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。 その際、計画作成段階で、都市のあるべき姿を明確にし、住民の理解を求めるよう努める。 (4) 県及び市町は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。</p>	<p>3 計画的復興の進め方 (1)～(2) (略) (3) 県及び市町は、再度の災害防止により快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。</p>	